

公の施設のヒヤリング日程一覧

課所名	直営施設名	管理委託している施設名		ヒヤリング日時
市民課	火葬場「悠久苑」	-	-	11月4日9時30分より
クリーンセンター	清掃工場 川島埋立場	-	-	11月4日10時30分より
高齢者対策課	-	老人福祉センター2カ所 高齢者コミュニティセンター1カ所 デイサービスセンター3ヶ所 養護老人ホーム1ヶ所	-	11月4日13時15分より
児童家庭課	保育所13カ所 児童館2カ所	母子生活支援施設1ヶ所 児童館2ヶ所 児童養護施設1ヶ所 盲人ホーム1カ所 点字図書館1カ所	-	11月4日15時30分より
健康管理課	-	島浦診療所 ヘルストピア延岡	-	11月5日9時より
農林課	-	舞野地区多目的研修センター 農村婦人研修センター 南浦地区基幹集落センター 家畜排せつ物処理センター	食肉センター	11月5日10時より
生活環境課	岡富公園墓地 西階公園墓地	-	-	11月5日13時15分より
下水道課	農業集落排水処理施設4カ所 漁業集落排水処理施設1ヶ所 妙田下水道処理場 一ヶ岡下水道処理場	-	-	11月8日9時より
カルチャープラザ	図書館 社会教育センター カルチャー施設	-	-	11月8日10時より
都市計画課	街区公園63ヶ所 近隣公園5ヶ所 地区公園1ヶ所 特殊公園6ヶ所 都市緑地公園21ヶ所	-	〔一部委託〕 駅自転車駐車場2ヶ所 駅自動車駐車場2ヶ所	11月8日13時15分より
都市計画課並びに保健体育課	運動公園1ヶ所	-	-	11月8日15時より
保健体育課	-	-	市民体育館 大武体育館 勤労者体育センター	11月8日16時より
文化課	内藤記念館	延岡総合文化センター 野口記念館	-	11月9日9時より
建築住宅課	公営住宅31団地	-	-	11月9日10時30分より
水道局	上水道	-	-	11月9日13時15分より
社会教育課	青少年育成センター	一ヶ岡コミュニティセンター	教育集会所3カ所	11月9日14時より
企画課	-	延岡市島野浦島総合開発センター	-	11月10日9時より
商業観光課	中小企業振興センター 勤労青少年ホーム	須美江家族旅行村 共同作業所	-	11月10日10時より
農村整備課	-	東海コミュニティセンター 多目的集会所3カ所 農村公園7カ所 黒仁田地区営農飲雑用水供給施設	-	11月10日13時15分より
合計	163	37	11	

公の施設・課所別件数一覧

課所名	施設名	ヒアリング			各課決定(決裁)			備考
		直営	移行	移行時期	直営	移行	移行時期	
企画課	川中コミュニティセンター	—	済					
	島野浦島開発総合センター	—	○	18.04.01.				現状で。
市民課	火葬場「悠久苑」	○	—					当面現状
生活環境課	岡富公園墓地	○	—					現状で。
	西階公園墓地	○	—					現状で。
クリーンセンター	清掃工場	○	—	管理:不可、整備までは可。		21年新工場稼働までは現状		
	川島埋立場	○	—			年以内に終了。跡地管理		
高齢者対策課	老人福祉センター2カ所	—	○					現体制
	高齢者コミュニティセンター1カ所	—	○					
	デイサービスセンター3ヶ所					介護保険、介護報酬		先進地は?
	養護老人ホーム1ヶ所					措置費運営		先進地は?
	すみれ団地シルバーハウジング	—	—			委託契約なし。生活援助員の派遣委託。		
児童家庭課	保育所13カ所	○	—			直営か、完全民営		
	児童館2カ所(中島・山下)	○	—					直営
	母子生活支援施設1ヶ所	—	○	18.04.01.				老朽
	児童館2ヶ所(旭・緑ヶ丘)	—	○	18.04.01.	旭:民営化検討。緑:老朽により民営化は難。			
	児童養護施設1ヶ所	—	○	18.04.01.		合わせて民営化要検討		
	盲人ホーム1カ所	—	○	18.04.01.				現状で。
	点字図書館1カ所	—	○	18.04.01.				現状で。
健康管理課	夜間急病センター	—	済					
	島浦診療所	—	○	18.04.01.				
	ヘルストピア延岡	—	○	17or18.04.01.				
農林課	舞野地区多目的研修センター	—	○	18.04.01.				
	農村婦人研修センター	—	○	18.04.01.		現行で。名称変更		
	南浦地区基幹集落センター	—	○			条例を外して区へ寄附できないか		
	家畜排せつ物処理センター	—	○					現状で
	食肉センター	○	—			屠畜場法許可業者。		
農村整備課	東海コミュニティセンター	—	○	18.04.01.				現状・説明済
	多目的集会所3カ所	○	—			条例改正(委託→協定)		
	農村公園7カ所							

	黒仁田地区営農飲雑用水供給施設	○	-					
水産課	延岡湾栽培漁業センター	○	-					決裁済
商業観光課	中小企業振興センター	○	-					2階のぼり猿の委託契約なし
	勤労青少年ホーム	○	-					
	須美江家族旅行村	-	○					
	共同作業所	○	-					
都市計画課	街区公園63か所	○	-					
	近隣公園5か所	○	-					
	地区公園	○	-					
	特殊公園5か所	○	-					
	都市緑地公園21か所	○	-					
	駅自転車駐車場2ヶ所	-	○	18.04.01.				
	駅自動車駐車場2ヶ所	-	○	18.04.01.				
建築住宅課	公営住宅31団地	○	-					移行に向けて先進地調査
下水道課	農業集落排水処理施設2カ所	○	-					革がらみ即民間委託は無理。当面現状維持
	漁業集落排水処理施設	○	-					革がらみ即民間委託は無理。当面現状維持
水道局	上水道	○	-					水場の委託の動きがあるが、本市にはそれがない
社会教育課	青少年育成センター	○	-					
	一ヶ岡コミュニティセンター	-	○	18.04.01.				
	教育集会所3カ所	○	-					
カルチャープラザ	図書館	○	-					
	社会教育センター	○	-					
	カルチャー施設	○	-					
	運動公園	○	-					施設管理は直営で
保健体育課	市民体育館	○	-					
	大武体育館	○	-					
	勤労者体育センター	○	-					
文化課	延岡総合文化センター							県北15市町村出捐。現行で
	野口記念館	-	○	17or18.0401.				
	内藤記念館	○	-					
合計	-	39			39			

公の施設のヒヤリング

施設所管課	健康管理課
施設名	島浦診療所
16年度委託先	
16年度施設管理委託料	
委託の内容	
今後の運営方針	
17年度委託予定先	
指定管理者制度への移行時期	
直営で行う場合の理由付け	
備 考	

「指定管理者制度」説明会後の管財課ヒヤリング

《島浦診療所：説明資料／H16年11月5日9:00～10:00／於管財課》

1. 16年度委託先 〔延岡市立島浦診療所管理運営委員会〕

2. 16年度施設管理委託料 〔56,313,000円〕

3. 委託内容〔延岡市立島浦診療所の管理及び運営業務委託契約書第1条第2項〕
 - (1)診療所の診療業務及びこれに付随する業務
 - (2)施設の維持管理
 - (3)使用料等の収納

4. 今後の管理運営について 〔指定管理者制度への移行〕
 - ※16.10.1.管財課説明のタイムスケジュールに従って指定管理者制度へ移行する。
 - ※16.9.10.管理運営委員会会長へ中井が指定管理者の説明し、理解を得る。

＜添付資料＞

- P 1. 延岡市立島浦診療所条例
- P 2. 平成16年度延岡市立島浦診療所管理運営委員会委員名簿
- P 3. 延岡市立島浦診療所管理運営委員会会則
- P 4. 平成16年度島浦診療所運営事業〔管理運営委託料〕明細
- P 5. 平成8～15年度島浦診療所運営状況〔決算〕
- P 6. 延岡市立島浦診療所の管理及び運営業務委託契約書
- P 7. 平成10～15年度診療実績
- P 8. 延岡市／50年市史～島浦診療所～

○延岡市立島浦診療所条例

延岡市立島浦診療所条例

昭和63年3月31日
条例第8号

改正 平成3年9月25日条例第46号 平成9年3月31日条例第23号
平成12年6月28日条例第42号 平成13年3月30日条例第14号
平成16年3月30日条例第22号

(設置)

第1条 延岡市島浦地区住民の健康保持に必要な医療を提供するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、延岡市立島浦診療所（以下「診療所」という。）を設置する。

(位置)

第2条 診療所は、延岡市島浦町468番地68に置く。

(診療等)

第3条 診療所は、次の各号に掲げる診療を行うものとする。

- (1) 健康診断及び健康相談
- (2) 療養の指導及び相談
- (3) 診察
- (4) 薬剤又は治療材料の投与及び支給
- (5) 処置、手術その他の治療

2 診療所は、前項に定めるもののほか、介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する訪問看護及び居宅療養管理指導（以下「居宅サービス」という。）を行うものとする。

(使用料及び手数料)

第4条 前条第1項に規定する診療を受けた者は、次の各号に定める使用料及び手数料を納付しなければならない。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）の規定に基づき定められた療養に要する費用の額の算定方法又は老人保健法（昭和57年法律第80号）の規定に基づき定められた医療に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）及び消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和31年法律第107号）の規定による療養に要する費用の額にあっては、労働者災害補償保険法の規定に基づく療養の給付に要する療養費の算定方法により算定した額）の使用料
- (2) 別表に定める額の手数料

2 前条第2項に規定する居宅サービスを受けた者は、介護保険法の規定に基づき定められた指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準により算定した額の手数料を納付しなければならない。

(管理の委託)

第5条 市長は、診療所の管理を延岡市立島浦診療所管理運営委員会に委託する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成3年9月25日条例第46号）

この条例は、平成3年10月1日から施行する。

附 則（平成9年3月31日条例第23号）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成12年6月28日条例第42号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年3月30日条例第14号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月30日条例第22号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の延岡市立島浦診療所条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

種類		金額（1通につき）
普通診断書		1,050円
普通証明書		1,050円
健康診断書	簡易なもの	1,570円
	普通のもの	2,100円
	生命保険用のもの	3,880円
死亡診断書		2,100円
死体検案書		2,100円

備考

- 1 同一のものを2通以上発行するときは、1通増すごとに、この表に定める金額に、当該金額の100分の50を加えた額とする。
- 2 この表に定めるもの以外のものについては、難易に応じてこの表を基準に、市長が別に定める。

平成 16 年度延岡市立島浦診療所管理運営委員会委員名簿

職 名	氏 名	備 考
会 長	長 野 又 一	島浦町区長
副 会 長	██████████	██████████
委 員	██████████	██████████
委 員	██████████	██████████
委 員	██████████	██████████
委 員	██████████	██████████
監 事	██████████	██████████
監 事	██████████	██████████
監 事	██████████	██████████

延岡市立島浦診療所管理運営委員会会則

(目的)

第1条 この会は、島浦町住民の健康を保持し医療の万全を期するため、住民とともに島浦診療所（以下「診療所」という。）の健全な管理運営を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 この会は、延岡市立島浦診療所管理運営委員会（以下、「委員会」という。）と称する。

(業務)

第3条 委員会は、目的達成のために次の事業を行う。

- (1) 診療所の管理運営
- (2) 住民の健康管理の推進
- (3) 診療所の健全な運営を図るための調査啓蒙

(組織)

第4条 委員会の委員は、島浦町区の役員及び診療所長をもって充てる。

(役員)

第5条 この会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	1名

(役員選出)

第6条 会長は、島浦町区長をもって充て、副会長は委員の互選とする。

(役員の任務)

第7条 役員は、次の任務を負う。

- (1) 会長は、会を代表し会務を掌理する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(委員の任期)

第8条 委員の任期は1年間とし、再任を妨げない。補欠による委員の任期は前任者の残任期間とする。

(監事)

第9条 監事は、委員会を監督し、会計監査を行う。

- 2 監事は3名とし、2名は委員の互選とし、1名は外部監事とし延岡市職員を充てる。
- 3 監事の任期は1年間とし、再任を妨げない。補欠による任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第 10 条 委員会は会長が招集し、会長が議長となる。委員会は、委員の2分の1以上の出席を得なければ会議を開くことができない。

(議決事項)

第 11 条 次の事項は、委員会の議決を経なければならない。

- (1) 会則の変更及び廃止
- (2) 事業計画の設定及び変更
- (3) 事業年度内における借入金の最高限度額
- (4) 毎事業年度の事業報告書
(貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案)

(経費)

第 12 条 この会の経費は市が支出する委託料をもって充てる。

(会計年度)

第 13 条 この会の会計年度は、4月に始まり翌年3月に終わる。

(施行規則)

第 14 条 この会則の施行に関して必要な事項は、委員会の議決を経て会長が別に定める。

(事務局)

第 15 条 この会の事務会計を処理するため、委員会内に事務局を置く。
事務局職員は、会長が任命する。

(付則)

この会則は、昭和 51 年 4 月 1 日から実施する。

(付則) (昭和 57 年 7 月 15 日改正)

この会則は、昭和 57 年 8 月 1 日から実施する。

(付則) (平成元年 4 月 1 日改正)

この会則は、平成元年 4 月 1 日から実施する。

(付則) (平成 16 年 4 月 1 日改正)

この会則は、平成 16 年 4 月 1 日から実施する。

島浦診療所運営事業〔管理運営委託料〕

歳 出 (16年度)

(単位：円)

1 医 業 費 用		56,153,000	説 明
1)	給 与 費	30,384,000	
1	給 料 (医 師)	17,672,000	15年4月～16年3月 1名分
2	" (看 護 師)	4,725,600	" 2名分
3	" (事 務 員)	1,922,400	" 1名分
4	職 員 手 当 (医 師)	2,610,000	期末勤勉手当
5	" (看 護 師)	2,440,000	期末勤勉手当及び時間外手当
6	" (事 務 員)	1,014,000	"
2)	医 療 費	15,730,000	
1	医 薬 材 料 費	13,680,000	医薬品 (実績に応じて補正対応する)
2	医 療 消 耗 品 費	1,320,000	包帯、ガーゼ、機器メンテナンスに必要な消耗品
3	医 療 修 繕 費	50,000	医療器具修理
4	検 査 委 託 料	480,000	血液検査
5	備 品 購 入 費	200,000	医療器具、医学図書
3)	そ の 他 の 経 費	10,039,000	
1	共 済 費	3,316,000	健康保険・厚生年金・労働保険 4名分
2	賃 金	360,000	代替等臨時職員
3	旅 費	176,000	医師学会出張、市内出張
4	消 耗 品 費	400,000	事務用品、新聞代、清掃用品外
5	燃 料 費	30,000	軽自動車ガソリン代
6	光 熱 水 費	470,000	電気・ガス・水道料
7	修 繕 料	250,000	設備補修
8	通 信 運 搬 費	858,000	電話料、送金料、運搬料
9	手 数 料	150,000	医療廃棄物処理、軽自動車車検
10	保 険 料	15,000	車任意保険
11	使用料及び賃借料	3,914,000	レセコン・コピー・画像転送・在宅酸素リース
12	備 品 購 入 費	100,000	事務用備品
2	医 業 外 費 用	160,000	
1	負 担 金	160,000	医師会 (全国・県・市)
歳 出 合 計		56,313,000	

平成8年度～平成15年度 島浦診療所運営状況

(単位：人、円)

◆行政負担額 (①-②)	外来患者数 (人)		5,953	6,108	6,477	6,746	4,335	4,716
年 度	8	9	10	11	12	13	14	15
行政負担額 (収支差額)	8,728,211	2,861,557	6,769,321	9,960,897	2,948,189	7,767,726	8,102,022	22,107,572
国県補助金	記録がないため未確認			5,708,000	1,556,000	1,874,000	0	8,616,000
市負担分	-	-	-	4,252,897	1,392,189	5,893,726	8,102,022	13,491,572

①歳入

1	医業収入	28,667,480	39,326,057	37,886,101	39,744,008	50,921,347	55,254,172	11,768,755	34,509,315
	1 診療収入	22,437,501	32,121,128	28,975,651	31,092,623	41,186,410	44,249,074	8,812,138	26,989,147
	2 " (窓口分)	4,744,790	5,628,830	6,208,160	5,857,265	6,622,199	7,535,025	207,506	6,448,810
	3 診療外収入	1,485,189	1,576,099	2,702,290	2,794,120	3,112,738	3,470,073	2,749,111	1,071,358
2	医業外収入	86,535	96,386	72,963	170,048	288,268	361,050	125,048	370,939
	1 診断書手数料	60,770	69,300	43,950	47,775	51,760	48,300	0	41,900
	2 その他	25,765	27,086	29,013	122,273	236,508	312,750	125,048	329,039
歳入合計		28,754,015	39,422,443	37,959,064	39,914,056	51,209,615	55,615,222	11,893,803	34,880,254

②歳出

1	医業費用	36,166,430	42,264,000	44,665,385	49,862,953	53,591,804	63,166,948	19,985,825	56,819,826
	1) 給与費	21,748,221	24,155,691	24,876,045	27,615,907	28,439,854	32,306,435	8,889,847	29,202,742
	1 給料 (医師)	15,598,100	16,213,200	16,476,000	16,753,200	17,044,800	17,349,600	0	17,671,200
	2 " (看護師)	1,950,000	2,042,400	2,179,200	2,284,800	4,256,400	4,388,400	4,507,200	4,580,800
	3 " (事務員)	1,708,800	1,786,800	1,890,000	1,754,400	1,702,800	1,758,000	1,813,800	1,857,200
	4 職員手当 (医師)	1,055,520	2,286,960	2,400,840	2,520,960	2,647,320	5,585,525	0	1,987,002
	5 " (看護師)	771,837	976,328	1,043,872	1,096,334	1,913,962	2,247,703	1,822,317	2,185,389
	6 " (事務員)	663,964	850,003	886,133	3,206,213	874,572	977,207	746,530	921,151
	2) 医療費	11,674,672	13,612,985	14,895,999	16,500,437	17,695,206	22,181,796	3,456,724	18,908,568
	1 医薬材料費	9,997,932	12,841,883	13,752,054	15,164,334	16,489,192	20,416,308	2,775,143	17,353,367
	2 需用費	0	143,156	475,885	574,284	725,347	1,134,447	629,720	1,135,572
	3 委託料	79,462	172,876	234,200	317,669	430,792	631,041	51,861	169,729
	4 備品購入費	1,597,278	455,070	433,860	444,150	49,875	0	0	249,900
	3) その他の経費	2,743,537	4,495,324	4,893,341	5,746,609	7,456,744	8,678,717	7,639,254	8,708,516
	1 共済費	661,840	638,398	774,411	812,895	1,092,320	1,015,893	1,193,675	2,922,414
	2 賃金	0	100,298	181,000	933,901	343,006	164,408	677,903	237,000
	3 旅費	59,740	186,400	355,910	251,620	74,260	50,540	215,750	27,920
	4 需用費	766,549	1,216,759	1,294,395	1,273,204	1,413,215	1,459,930	835,084	790,905
	5 役務費	605,731	344,157	574,565	581,166	773,735	818,426	884,675	794,057
	6 使用料及び賃借料	322,900	1,399,825	1,675,260	1,820,953	3,742,715	5,049,350	3,639,805	3,683,890
	7 備品購入費	326,777	609,487	37,800	72,870	17,493	120,170	192,362	252,330
2	医業外費用	1,315,796	20,000	63,000	12,000	566,000	216,000	10,000	168,000
	1 旅費	200,000	0	0	0	0	0	0	0
	2 その他	1,115,796	20,000	63,000	12,000	566,000	216,000	10,000	168,000
歳出合計		37,482,226	42,284,000	44,728,385	49,874,953	54,157,804	63,382,948	19,995,825	56,987,826

延岡市立島浦診療所の管理及び運營業務委託契約書

延岡市（以下「甲」という。）と延岡市立島浦診療所管理運営委員会会長 長野又一（以下「乙」という。）とは、島浦町地区住民の健康保持に必要な医療を確保するため、延岡市立島浦診療所（以下「診療所」という。）の管理及び運營業務の委託について次のとおり契約を締結する。

（目的）

- 第1条 甲は、延岡市立島浦診療所条例（昭和63年条例第8号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、診療所の管理及び運営を乙に委託するとともに、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、条例に基づく使用料及び手数料（以下「使用料等」という。）の収納の事務を委託し、乙はこれを受託するものとする。
2. 前項の委託業務（以下「委託業務」という。）の範囲は、次のとおりとする。
- （1）診療所の診療業務及びこれに付随する業務
 - （2）施設の維持管理
 - （3）使用料等の収納

（委託期間）

- 第2条 委託業務の委託期間は、平成16年7月1日から平成17年3月31日までとする。ただし、委託期間満了の日の30日前までに甲又は乙から別段の意思表示がないときは、更に1年間この契約を継続するものとし、以後同様とする。なお、甲の議会における当該委託に係る予算の議決がないときは、この契約は解除する。

（委託料）

- 第3条 委託業務の委託料（以下「委託料」という。）は、診療所の管理及び運営に要した経費とし、宮崎県へき地医療対策費補助金交付要綱第2条の別表第3欄に定める対象経費に準じる。ただし、甲が必要と認めるときは、この限りではない。

（委託料の支払い）

- 第4条 甲は、前条の委託料の3か月に相当する金額を、乙の請求に基づき、7月、10月、1月の各月の10日までに乙に支払うものとする。
2. 甲及び乙は、委託期間満了後、委託料に過不足が生じたときは、すみやかに協議のうえ、精算処理をしなければならない。

（契約保証金）

- 第5条 乙が甲に納める契約保証金は、延岡市契約規則第27条第3項により免除する。

（実績報告書）

- 第6条 乙は、委託業務にかかわる実績報告書を、四半期毎にすみやかに甲に提出しなければならない。
2. 乙は、委託料に係る関係書類を当該事業年度終了後5年間保存しなければならない。

(使用料等の収納)

第7条 乙は、使用料等の収納にあたっては、関係法令、条例及び規則に従わなければならない。

2. 乙は、使用料等を収納したときは、すみやかに延岡市市民課島浦支所において納付書により納付しなければならない。

(協議)

第8条 この契約に定めるもののほか必要な事項及び疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

附則

平成8年4月1日に延岡市と延岡市立島浦診療所管理運営委員会とで締結した「島浦診療所管理委託契約書」は廃止する。

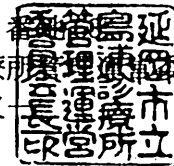
この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成16年7月1日

甲 延岡市東小路2番地1
延岡市
延岡市長 櫻井 哲雄



乙 延岡市島浦町468番地
延岡市立島浦診療所管理運営委員会
会長 長野 又



平成15年度 診 療 実 績

〈患者数〉

(単位：人)

月	内 科	外 科	小児科	その他	計	往 診
4	295	27	23	4	349	22
5	343	75	32	30	480	30
6	314	42	17	18	391	23
7	356	56	32	9	453	13
8	267	26	14	8	315	14
9	337	41	16	3	397	16
10	340	19	25	4	388	14
11	274	32	16	6	328	6
12	373	33	29	5	440	13
1	277	11	27	3	318	14
2	318	20	60	2	400	13
3	347	42	59	9	457	12
計	3,841	424	350	101	4,716	190

〈これまでの実績〉

年度	内 科	外 科	小児科	その他	計	往 診
14	3,874	315	146	0	4,335	246
13	5,495	783	351	117	6,746	446
12	5,535	443	387	112	6,477	593
11	5,001	551	450	106	6,108	418
10	4,413	831	453	256	5,953	551

〈診療外の実績〉

(検診) 386人

船員	42	保育所	60	いきいき検診	130
中学校	41	小学校	85	大腸がん検診	28
就学児	—				

(予防接種) 442人

ツ反	—	BCG	—	ポリオ	7
麻しん	3	三種混合	13	風疹	9
日本脳炎	52	二種混合	14	インフルエンザ	344

〔場所〕 出北6丁目1621番地

〔面積〕 9,040㎡

以上のとおり、新医師会病院は、用地を確保し、現在は設計段階であり、平成16年春迄の完成を目指している。建物の規模は、3階又は4階建てで、延床面積約7,000㎡、診療科目は現行の内科、放射線科2科に外科を新設する予定である。

三、島浦診療所

延岡市立島浦診療所は、島浦町742番地2（離島センター隣）に昭和44年度（1969年度）に国の補助を受け建設、昭和45年7月に県知事の許可を受け、それまでの診療所の脇岡医師があらためて初代診療所長に就任した。以来島浦地区住民の医療並びに保健思想の普及に努めてきている。

昭和51年（1976年）には、「島浦区島浦診療所管理運営委員会」が設置され、以来診療所の運営はこの委員会に委ねてきた。

そして、昭和63年（1988年）3月「延岡市立島浦診療所条例」の設置により、診療所の管理を「延岡市立島浦診療所管理運営委員会」に委託した。

その後、施設の老朽化が進んだことやこのままでは診療機能に対応が難しい場合があることなどから、診療所の改築を行うこととなった。場所は墓ヶ谷地区の一面を県から無償貸与を受け、工事は平成12年9月着工、翌3月に竣工、平成13年4月よりこの新たな地で診療を開始した。なお、施設概要は下記のとおりである。

○所在地	島浦町468番地68
○敷地面積	500㎡
○建築面積	162㎡
○構造	鉄骨造平屋建て
○総事業費	57,593千円
○診療科目	内科、小児科、外科
○職員配置	医師1名、看護師2名、事務員1名

新診療所が完成したことを受けて、隣接のデイサービス施設（平成11年度完成）との連携による効率的な診療等が図られようになり、と同時に前診療所を医師専用住宅へ改造することとなった。平成13年9月～同年12月で工事を行い、12月末には居住することとなり、これによって医師の職住分離が可能となった。これらにより、島民の健康保持に必要な医療体制がますます充実することとなった。

施設面についてはかなり改善されたが、医師確保については、離島勤務医師の希望者が少ない等の理由から、かなり努力が必要な状況であることに変わりはない。

第四節 健康増進施設

一 余熱利用健康施設

ヘルストピア延岡

延岡市立島浦診療所条例

昭和63年3月31日
条例第8号

改正 平成3年9月25日条例第46号 平成9年3月31日条例第23号
平成12年6月28日条例第42号 平成13年3月30日条例第14号
平成16年3月30日条例第22号

(設置)

第1条 延岡市島浦地区住民の健康保持に必要な医療を提供するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定に基づき、延岡市立島浦診療所(以下「診療所」という。)を設置する。

(位置)

第2条 診療所は、延岡市島浦町468番地68に置く。

(診療等)

第3条 診療所は、次の各号に掲げる診療を行うものとする。

- (1) 健康診断及び健康相談
- (2) 療養の指導及び相談
- (3) 診察
- (4) 薬剤又は治療材料の投与及び支給
- (5) 処置、手術その他の治療

2 診療所は、前項に定めるもののほか、介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する訪問看護及び居宅療養管理指導(以下「居宅サービス」という。)を行うものとする。

(使用料及び手数料)

第4条 前条第1項に規定する診療を受けた者は、次の各号に定める使用料及び手数料を納付しなければならない。

- (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)の規定に基づき定められた療養に要する費用の額の算定方法又は老人保健法(昭和57年法律第80号)の規定に基づき定められた医療に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額(労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)、国家公務員災害補償法(昭和26年法律第191号)、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)及び消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律(昭和31年法律第107号)の規定による療養に要する費用の額にあっては、労働者災害補償保険法の規定に基づく療養の給付に要する療養費の算定方法により算定した額)の使用料

- (2) 別表に定める額の手数料

2 前条第2項に規定する居宅サービスを受けた者は、介護保険法の規定に基づき定められた指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準により算定した額の手数を納付しなければならない。

(管理の委託)

第5条 市長は、診療所の管理を延岡市立島浦診療所管理運営委員会に委託する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成3年9月25日条例第46号)

この条例は、平成3年10月1日から施行する。

附 則(平成9年3月31日条例第23号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成12年6月28日条例第42号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年3月30日条例第14号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成16年3月30日条例第22号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の延岡市立島浦診療所条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

別表(第4条関係)

種類		金額(1通につき)
普通診断書		1,050円
普通証明書		1,050円
健康診断書	簡易なもの	1,570円
	普通のもの	2,100円
	生命保険用のもの	3,880円
死亡診断書		2,100円
死体検案書		2,100円

備考

- 1 同一のものを2通以上発行するときは、1通増すごとに、この表に定める金額に、当該金額の100分の50を加えた額とする。
- 2 この表に定めるもの以外のものについては、難易に応じてこの表を基準に、市長が別に定める。

公の施設のヒヤリング

施設所管課	健康管理課
施設名	ヘルストピア区民館
16年度委託先	
16年度施設管理委託料	
委託の内容	
今後の運営方針	
17年度委託予定先	
指定管理者制度への移行時期	
直営で行う場合の理由付け	
備 考	

「指定管理者制度」ヒアリング資料(ヘルストピア延岡分)

① 16年度委託先

株式会社ヘルストピア延岡 (正 9名、パート54名 計63名程)

② 16年度の施設管理委託料

40,450,000円(予定)

内訳 {

- ヘルストピア延岡管理委託料
18,490,000円(当初)+4,960,000円(台風被害による12月補正
予定分)
- ヘルストピア延岡健康増進委託料
17,000,000円(当初)

15年～16年間は上記金額補正 ← 決算時に確定している。

③ 委託の内容

設備の保守点検、修繕など施設の維持管理及び市民の健康増進のための安全性の確保と一定のサービスの提供

④ 今後の管理運営

指定管理者制度へ移行(予定)。

※ 16年度中に選定基準や募集要項等を作成。17年度9月議会もしくは12月議会において、議会の承認を受け、18年度4月から、指定管理者制度をスタートさせる。

* 移行の経路(今迄の)

* 募集要項・規定の中に、現事務雇用者の再雇用要件を記入しているか?

延岡市余熱利用健康施設ヘルストピア延岡条例

平成5年12月27日
条例第33号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2の規定に基づき、余熱利用健康施設ヘルストピア延岡(以下「ヘルストピア延岡」という。)の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市民の心と体の健康づくりを目指して、ヘルストピア延岡を延岡市長浜町3丁目1954番地2に設置する。

(管理の委託)

第3条 市長は、ヘルストピア延岡の設置の目的を効果的に達成するため、その管理を株式会社ヘルストピア延岡(以下「管理受託会社」という。)に委託する。

(利用料金)

第4条 ヘルストピア延岡を利用しようとする者は、利用料金を納付しなければならない。
2 利用料金は、次表に定める額以内の額であって、管理受託会社が市長の承認を得て定めるものとする。

区分	利用料金	備考
一般	1,000円	
小中学生	500円	
幼児	200円	3歳未満の者は無料とする。

3 利用料金は、管理受託会社の収入とする。

(利用料金の減免)

第5条 管理受託会社は、特に必要があると認めるときは、利用料金を減免することができる。
2 管理受託会社は、利用料金を減免しようとするときは、利用料金の減免に関する基準を市長の承認を得て定めるものとする。

(入館の拒否)

第6条 市長又は管理受託会社は、ヘルストピア延岡に入館しようとする者が次の各号のいずれかに該当するものであると認めるときは、入館を拒否することができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある者
- (2) 他の入館者に迷惑を及ぼすおそれがある者
- (3) 集団的若しくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある者又はこのおそれがある組織若しくは団体に加入している者
- (4) 明らかに感染性の疾病に罹患している者
- (5) 前各号に掲げる者に準ずる者であって、ヘルストピア延岡の正常な運営を妨げる行為をするおそれがあるもの

(禁止行為等)

第7条 何人もヘルストピア延岡において次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他人に危害を加え、若しくは迷惑を及ぼし、又はこれらのおそれがある行為をすること。
- (2) 他人に危害を加え、若しくは迷惑を及ぼすおそれがある物又は動物を携帯すること。
- (3) 施設、設備、器具等をき損し、若しくは汚損し、又はこれらのおそれがある行為をすること。
- (4) 許可なく物品の宣伝、販売その他これらに類する行為をすること。
- (5) 許可なく印刷物、ポスターその他これらに類する物を配付し、又は掲示すること。
- (6) 所定の場所以外の場所で飲食し、又は喫煙すること。
- (7) 前各号に掲げる行為に準ずる行為であって、ヘルストピア延岡の正常な運営を妨げる行為をすること。

2 何人もヘルストピア延岡の利用に当たっては、その良好な運営を維持するための市長又は管理受託会社の係員の指示に従わなければならない。

3 市長又は管理受託会社は、第1項各号のいずれかに違反した者又は前項の指示に従わない者に対し、ヘルストピア延岡からの退去を命じることができる。

(開館時間及び休館日)

第8条 ヘルストピア延岡の開館時間及び休館日は、管理受託会社が市長の承認を得て定めるものとする。

(損害賠償)

第9条 ヘルストピア延岡に施設、設備、器具等をき損し、又は汚損した者は、その損害額を賠償しなければならない。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、ヘルストピア延岡の設置及び管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、別に規則で定める日から施行する。(平成5年12月規則第31号で、同6年1月1日から施行)

公の施設のヒヤリング

施設所管課	市民課
施設名	悠々苑
16年度委託先	個人()
16年度施設管理委託料	1000万円。(個人の給与と17) 事務委託料と17。
委託の内容	焼炭委託、清掃シルバー
	守衛委託。(水先等は市が受)
今後の運営方針	今後、現契約で行う旨考えている。
17年度委託予定先	現契約だと当面考えている。
指定管理者制度への移行時期	—————
直営で行う場合の理由付け	火災許可は、市の施設。(消防団有施設) (消防団員に委託)
	火葬委託は、その後市が。
	火葬を行う迄の事務手続は市が行い、その後の処理は、委託料を17している者(個人)が行う。
備 考	年間 3500件、9000万円収入(火葬収入)

延岡市火葬場条例

昭和53年12月22日
条例第29号

改正 昭和56年3月27日条例第10号

(設置)

第1条 本市に火葬場を設置する。

(名称及び所在地)

第2条 火葬場の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称	所在地
悠久苑	東臼杵郡北川町大字長井字野鶴60番3

(使用許可)

第3条 火葬場を使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、その旨を市長に申請し、許可を受けなければならない。

(使用料)

第4条 前条により使用の許可を受けた者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。

(使用料の減免)

第5条 市長は特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(使用料の返還)

第6条 既納の使用料は、市長において特別の理由があると認められる場合のほか返還しない。

(火葬処理等)

第7条 使用者は、市長の指定する時刻に死体又は産汚物等を搬入しなければならない。

2 前項の規定により死体を搬入した使用者は、市長の指定する時刻までに焼骨を引取らなければならない。

3 前項の規定による焼骨の引取りがないときは、市長がこれを処理することができる。この場合において、使用者、遺族又はその関係者は、異議を申し立てることができない。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例の施行期日は、別に規則で定める。(昭和53年12月規則第24号で、同53年12月25日から施行)

(旧条例の廃止)

2 延岡市市営火葬場条例(昭和45年条例第18号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例による火葬場使用料は、条例の施行日以後に使用許可するものから適用し、施行日前に許可したものについては、なお従前の例による。

附 則(昭和56年3月27日条例第10号)

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

火葬場使用料

種別	市内・北川町居住者	左記以外の者
大人1体	5,000円	市内及び北川町居住者の10割増
小人(12歳未満)1体	3,300円	〃
死産児1個	2,500円	〃
肢体の一部	800円	〃
産汚物1個	800円	〃
改葬(5年以上)1棺につき	2,500円	〃
改葬(5年未満)1棺につき	4,000円	〃

公の施設のヒヤリング

施設所管課	クリーンセンター（清掃工場）
施設名	延岡市清掃工場（そのまむ公の施設なの？）
16年度委託先	延岡地区、環境整備事業 協同組合
16年度施設管理委託料	122,325,000円（1件）
委託の内容	工場の運転・受入監視 灰出し等の運転
今後の運営方針	21年の4月1日新工機。
17年度委託予定先	（上記と同じ）
指定管理者制度への移行時期	
直営で行う場合の理由付け	管理 大気汚染、水質法と遵守（石り）に任らない。
	維持管理部門は、市で考えている。（法律上）
	危険管理体制上。
備考	工場で行う場合は、延岡市に委託。作業に及ぶ作業
	・管理と務、整備は市、他市に委託は、延岡市に委託。延岡市に委託。
	・設備等は、今の状況で行うこと考えている。

公の施設のヒヤリング

施設所管課	フリーンセンター
施設名	延岡市川島埋立場
16年度委託先	
16年度施設管理委託料	
委託の内容	
今後の運営方針	まじくの直営施設
17年度委託予定先	
指定管理者制度への移行時期	
直営で行う場合の理由付け	
備考	(既1. 所員1) 2名 (受入業務・倉庫の運搬、水処理施設の維持管理)
	5年後同員。10年後、2年同、水処理施設? 監視が必要。
	10年後 - 職員に 監視と8子。

延岡市清掃施設条例

昭和58年3月25日
条例第7号

改正 昭和61年12月26日条例第28号

(設置)

第1条 ごみを衛生的かつ適正に処理することにより環境衛生の向上を図るため、清掃施設を設置する。

(名称及び位置)

第2条 清掃施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
延岡市清掃工場	延岡市長浜町3丁目1954番地3
延岡市川島埋立場	延岡市川島町1244番地1

(使用の許可)

第3条 清掃施設に自らごみを搬入して処理しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、ごみの中に爆発物等の危険物が混入しているときその他不相当と認めるときは、使用を許可しない。

(委任)

第4条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

(延岡市ごみ焼却場設置条例の廃止)

2 延岡市ごみ焼却場設置条例(昭和49年条例第56号)は、廃止する。

附 則(昭和61年12月26日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

委託先一覧

公の施設	委託先	委託内容	委託料
南北老人福祉センター	財団法人延岡市高齢者福祉協会	施設の供用・維持管理、使用料の徴収、各種相談、高齢者の福祉の向上に関する事業等	23,906,000 円
恒富地区高齢者 コミュニティセンター	社会福祉法人延岡市社会福祉協議会	施設の供用・維持管理、使用料の徴収、高齢者の福祉の向上に関する事業等	2,500,000 円 <small>4月1日(月)～ 3月31日(日)</small>
岡富デイサービスセンター	財団法人延岡市高齢者福祉協会	施設の維持管理	無 ※1
東海デイサービスセンター	社会福祉法人三ツ葉会		
島浦デイサービスセンター	社会福祉法人千寿会		
養護老人ホーム若葉荘	社会福祉法人みのり会	施設の管理運営	無 ※2
在宅介護支援センター	社会福祉法人康生会 (敬寿園、水明荘) 社会福祉法人みのり会 社会福祉法人三ツ葉会 社会福祉法人ふれあい福祉会 社会福祉法人延岡市社会福祉協議会 社会福祉法人真隆会 財団法人延岡市高齢者福祉協会	高齢者と家族等の状況等把握、公的保健福祉サービス等の円滑な適用、各種介護予防活動、情報提供、各種相談・指導・助言等	基本事業 2,790,000 円 実態把握加算 1件あたり 2,700 円 介護予防プラン作成加算 1件あたり 2,000 円 介護予防教室加算 1回あたり 30,000 円

※シルバーハウジングについては、施設の管理運営についての委託契約は無く、生活援助員の派遣委託を行っている。

高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業委託金 3,373,344 円 (2施設合計) 委託先：社会福祉法人康生会

※1 デイサービスセンターの管理運営委託料は支払っていない。施設は介護保険の介護報酬で運営がなされている。

なお、定数に余裕がある場合に介護デイサービス事業を委託で行っている。

委託料 1,840,000 円 (3施設合計) 委託先：社会福祉法人康生会、みのり会、三ツ葉会

※2 施設の管理運営についての委託料は支払っておらず、老人福祉施設措置事業の措置費で運営されている。

措置費 193,117,000 円

(取組費と、入居者の食費代)

手
委託料 → 委託
シルバーハウジング
1件あたり
↓ 国土通

※シルバーハウジング：福祉サドは、生活援助員の派遣と委託している。



延岡市老人福祉センター管理運営委託契約書



延岡市（以下「甲」という。）と財団法人延岡市高齢者福祉協会（以下「乙」という。）とは、延岡市老人福祉センター（以下「センター」という。）の管理運営の委託について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、センターの管理運営を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

2 前項の委託業務の範囲は、次のとおりとする。

- ① 施設の供用
- ② 施設の維持管理
- ③ 使用料の徴収
- ④ 生活・住宅・身上及び健康増進に関する相談
- ⑤ 生業及び就労の指導
- ⑥ 機能回復訓練の実施
- ⑦ 高齢者の教養の向上、及びレクリエーションのための事業の実施
- ⑧ 高齢者クラブに対する援助等
- ⑨ その他、高齢者の福祉の向上に関する事業

（委託期間）

第2条 委託業務の委託期間は、平成16年4月1日から平成17年3月31日までとする。

（委託料）

第3条 委託業務の委託料は、年額23,906,000円とし、委託期間満了後、収支精算額が委託料を下回った場合は、その精算額をもって委託料とする。

2 乙は、甲に対し、請求書を4月、7月、10月、1月の5日までに提出し、甲は、請求書を受理した日の属する月の20日までに委託料を支払うものとする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、延岡市契約規則第27条第3項により免除する。

（委託業務の処理方法）

第5条 乙は、委託業務の処理にあたっては、関係法令、条例及びこれに基づく規則のほか、甲の指示に従わなければならない。

（再委託の禁止）

第6条 乙は、委託業務を第三者に再委託してはならない。

（権利義務の譲渡禁止）

第7条 乙は、この契約によって生じる一切の権利又は義務を第三者に譲渡してはならない。

（実地調査等）

第8条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の実施状況、委託料の使途その他について報告を求め、又は実地に調査することができる。

（職員の配置）

第9条 乙は、委託業務を処理するため、事務統括者及び職員を置き、その配置について甲に届出をしなければならない。

（維持管理）

第10条 乙は、施設を善良な管理者の注意をもって維持管理につとめなければならない。

（原状変更の承認）

第11条 乙は、施設の原形を変更しようとするときは、あらかじめ甲の承認を受けなければ

ばならない。

(関係書類の整備)

第12条 乙は、委託業務に関する諸帳簿を備えつけ、常に整備しておかなければならない。

(定例報告)

第13条 乙は、委託業務に関する毎月の業務執行状況を翌月5日までに甲に報告しなければならない。

(事業実績報告書等の提出)

第14条 乙は、委託期間終了後20日以内に収支決算書及び事業実績報告書を甲に提出しなければならない。

(使用料の納入)

第15条 乙は、老人福祉センター条例第4条に基づき徴収した使用料を、その翌日までにもよりの延岡市指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関に納入しなければならない。

(秘密の保持)

第16条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(契約の解除)

第17条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

- ① 乙がその責めに帰する理由により、この契約に違反したとき。
- ② 乙が委託業務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認められるとき。
- ③ 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。

2 甲は、前項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

(損害賠償)

第18条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために、甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、委託業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

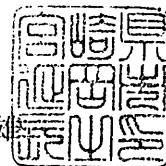
(協議)

第19条 この契約に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

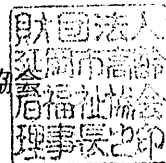
この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成16年4月1日

甲 延岡市東本小路2番地1
延岡市
延岡市長 櫻井 哲



乙 延岡市山下町1丁目7番地9
財団法人 延岡市高齢者福祉協
理事長 畦原 三義





延岡市老人福祉センター管理運営に関する覚書

延岡市（以下「甲」という。）と財団法人延岡市高齢者福祉協会（以下「乙」という。）とは、平成16年4月1日締結の管理運営委託契約書に基づき次のとおり覚書を交換する。

（維持補修）

第1条 年間維持補修の費用が5万円を超える場合は、甲の負担とする。ただし、1件2万円以上の維持補修については、甲乙協議のうえ、実施するものとする。

（笑む笑むサービス事業について）

第2条 笑む笑むサービス事業は、委託契約書第1条第2項第9号における事業の範囲とする。

（協議事項）

第3条 この覚書について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ処理するものとする。

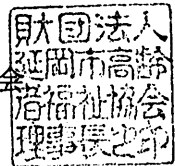
この覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成16年4月1日

甲 延岡市東本小路2番地1
延岡市
延岡市長 櫻井 哲



乙 延岡市山下町1丁目7番地9
財団法人 延岡市高齢者福祉協会
理事長 畦原 三 義



延岡市恒富地区高齢者コミュニティセンター管理運営委託契約書

延岡市（以下「甲」という。）と社会福祉法人延岡市社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、延岡市恒富地区高齢者コミュニティセンター（以下「センター」という。）の管理運営の委託について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、センターの管理運営を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

2 前項の委託業務の範囲は、次のとおりとする。

- ① 施設の供用
- ② 施設の維持管理
- ③ 使用料の徴収
- ④ 高齢者の趣味、教養等生きがいを高めるための事業の実施
- ⑤ 地域福祉活動の促進に関する事業
- ⑥ その他、高齢者の福祉の向上に関する事業

（委託期間）

第2条 委託業務の委託期間は、平成16年4月1日から平成17年3月31日までとする。

（委託料）

第3条 委託業務の委託料は年額2,500,000円（消費税非課税）とし、委託期間終了後、収支精算額が委託料を下回った場合は、その精算額をもって委託料とする。

2 乙は、甲に対し、請求書を4月、7月、10月、1月の5日までに提出し、甲は、請求書を受理した日の属する月の20日までに委託料を支払うものとする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、延岡市契約規則第27条第3項により免除する。

（委託業務の処理方法）

第5条 乙は、委託業務の処理にあたっては、関係法令、条例及びこれに基づく規則のほか、甲の指示に従わなければならない。

2 乙は、管理運営委員会を設置し、センターの管理運営に必要な事項について協議し、円滑な運営に努めなければならない。

（再委託の禁止）

第6条 乙は、委託業務を第三者に再委託してはならない。

（権利義務の譲渡禁止）

第7条 乙は、この契約によって生じる一切の権利又は義務を第三者に譲渡してはならない。

（実地調査等）

第8条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の実施状況、委託料の使途その他について報告を求め、又は実地に調査することができる。

（職員の配置）

第9条 乙は、委託業務を処理するため、事務統括者及び職員を置き、その配置について甲に届出をしなければならない。

（維持管理）

第10条 乙は、施設を善良な管理者の注意をもって維持管理につとめなければならない。

（原状変更の承認）

第11条 乙は、施設の原形を変更しようとするときは、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

(関係書類の整備)

第12条 乙は、委託業務に関する諸帳簿を備えつけ、常に整備しておかなければならない。

(定例報告)

第13条 乙は、委託業務に関する毎月の業務執行状況を翌月10日までに甲に報告しなければならない。

(事業実績報告書等の提出)

第14条 乙は、委託期間終了後20日以内に収支決算書及び事業実績報告書を甲に提出しなければならない。

(使用料の納入)

第15条 乙は、延岡市高齢者コミュニティセンター条例第5条に基づき徴収した使用料を、その翌日までに最寄の延岡市指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関に納入しなければならない。

(秘密の保持)

第16条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(契約の解除)

第17条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

- ① 乙がその責めに帰する理由により、この契約に違反したとき。
- ② 乙が委託業務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認められるとき。
- ③ 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。

2 甲は、前項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

(損害賠償)

第18条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために、甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、委託業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(協議)

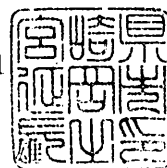
第19条 この契約に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

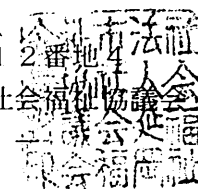
平成16年4月1日



甲 延岡市東本小路2番地1
延岡市
延岡市長 櫻井 哲



乙 延岡市三ツ瀬町1丁目12番地1
社会福祉法人 延岡市社会福祉協議会
会長 坂本 純





延岡市東海デイサービスセンター管理委託契約書



延岡市（以下「甲」という。）と社会福祉法人三ツ葉会（以下「乙」という。）とは、延岡市東海デイサービスセンター（以下「センター」という。）の管理委託について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、延岡市老人デイサービスセンター条例（平成4年条例第36号）第4条に規定するセンターの管理を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（委託期間）

第2条 委託業務の委託期間は、平成16年4月1日から平成17年3月31日までとする。ただし、委託期間満了の日の3か月前までに、甲又は乙から別段の意思表示がないときは、更に1年間この契約を継続するものとし、以後同様とする。

（維持管理・補修費）

第3条 センターの維持管理及び維持補修に要する費用は、乙が負担するものとする。ただし、大規模な維持補修については、甲乙協議のうえ実施するものとする。

（目的外使用の禁止）

第4条 乙は、センターをこの契約の目的以外に使用してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

（原状変更の承認）

第5条 乙は、センターの原状を変更しようとするときは、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

（再委託の禁止）

第6条 乙は、委託業務を第三者に再委託してはならない。

（権利の譲渡等の禁止）

第7条 乙は、この契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。

（損害賠償）

第8条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（契約の解除）

第9条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙がその責めに帰する理由により、この契約に違反したとき。
- (2) 乙が委託業務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認められるとき。
- (3) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。

2 甲は、前項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

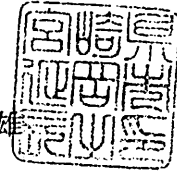
(協議)

第10条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

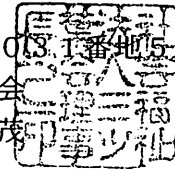
この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成16年4月1日

甲 延岡市東本小路2番地1
延岡市
延岡市長 櫻井 哲雄



乙 延岡市無鹿町1丁目20番地5
社会福祉法人 三ツ葉会
理事長 大崎 茂



委託契約書

延岡市（以下「甲」という。）と社会福祉法人みのり会（以下「乙」という。）とは、延岡市養護老人ホーム若葉荘（以下「若葉荘」という。）の管理運営の委託について次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、延岡市養護老人ホーム条例（平成49年条例第55号）第4条の規定に基づき若葉荘の管理運営を乙に委託し、乙はこれを受託する。

2 前項の委託業務（以下「委託業務」という。）の処理のために、甲は別紙財産目録記載の施設物件（以下「施設物件」という。）を乙に使用させる。

（委託業務の処理）

第2条 乙は、善良な管理者の注意をもって委託業務を処理し、施設物件の管理をしなければならない。

2 乙は、委託業務の処理及び施設物件の管理について、関係法令等及び甲の指示に従って行わなければならない。

（委託の期間）

第3条 委託業務の委託期間（以下「委託期間」という。）は、平成8年4月1日から平成9年3月31日までとする。

ただし、委託期間満了の日前3ヶ月以内に甲又は乙から別段の意思表示がない時は、更に1年間この契約を継続（甲の議会における委託業務に係る予算の議決があった場合に限る。）できるものとし、以後同様とする。

（委託料）

第4条 甲は、業務を委託するため、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第21条の規定に基づいて支弁される費用を乙に支払うものとする。

2 前項に規定にする費用には、老人保護措置費国庫負担金交付基準により算定された民間施設給与等改善費相当額の範囲内で加算するものとする。

この場合において、その取扱いについては、昭和63年5月27日社施第84号社会局長通知「社会福祉施設における民間施設給与等改善費の取扱いについて」によるものとする。

(目的外使用の禁止)

第5条 乙は、施設物件をその設置の目的以外に使用してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得たときは、この限りでない。

(施設物件の原状変更)

第6条 乙は、施設物件の原状を変更しようとするときは、甲の書面による承認を得なければならない。

(施設物件の滅失又は損傷)

第7条 乙は、施設物件を滅失又は損傷したときは、直ちに甲にその旨を報告し、甲の指示を受けなければならない。

2 乙は、施設物件の滅失又は損傷が自己の責めに帰すべき理由により生じたときは、乙の負担において当該施設を原状に復し又はその損害を賠償しなければならない。

(改築等の費用負担)

第8条 施設物件の増改築及び補修（以下「改築等」という。）に要する経費は、乙が負担するものとする。

ただし、次の各号の一に該当する場合は、原則として甲が負担するものとし、その都度甲乙協議するものとする。

- (1) 災害による場合
- (2) 大規模な場合
- (3) 改築等に要する経費が措置費の範囲を越え運営に支障があると判断される場合

(再委託の禁止)

第9条 乙は、委託業務を第三者に再委託してはならない。ただし、甲が適当と認める一部の業務においては、この限りではない。

(権利譲渡等の禁止)

第10条 乙は、この契約から生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。

(事業計画等の承認)

第11条 乙は、委託業務を実施するにあたっては、あらかじめ委託業務に係わる事業計画書及び収支予算書を作成し、甲に提出しなければならない。

(事業実績書等の提出)

第12条 乙は、事業年度終了後2ヶ月以内に、委託業務の事業実績書及び収支決算書を甲に提出しなければならない。

(実地調査等)

第13条 甲は、必要があると認められるときは、委託業務の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができる。

(契約の解除)

第14条 甲は、乙がこの契約に違反した場合には、この契約を解除することができる。

2 前項の規定による解除によって生じた乙の損害については、甲はその賠償の責めを負わないものとする。

3 乙は、第1項の規定によりこの契約を解除されたときは、速やかに施設物件を甲に返還しなければならない。

(損害賠償)

第15条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、委託業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

第16条 乙は業務上知りえた秘密を他人に漏らし、又は、他の目的に利用してはならない。

(契約の費用)

第17条 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、乙の負担とする。

(協議)

第18条 この契約に定める事項について疑義を生じた場合、又は、この契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成8年4月1日

甲 延岡市東本小路2番地1
延 岡 市

延 岡 市 長 櫻 井 哲



乙 延岡市岡元町630番地イ
社会福祉法人みのり会

理 事 長 甲 斐 英



延岡市養護老人ホーム若葉荘の委託についての覚書

延岡市（以下「甲」という。）と社会福祉法人みのり会（以下「乙」という。）とは、延岡市養護老人ホーム若葉荘の管理運営委託に関し、次のとおり覚書を定める。

- 1 甲は、定員の確保に努めるものとする。
- 2 甲は、平成8年4月1日以降の事務引き継ぎが円滑にできるよう一定期間必要な職員を配置する。

この覚書は、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成8年4月1日

甲 延岡市東本小路2番地1
延 岡 市

延 岡 市 長 櫻 井 哲



乙 延岡市岡元町630番地イ
社会福祉法人みのり会
理 事 長 甲 斐 英





在宅介護支援センター委託契約書



延岡市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 康生会（以下「乙」という。）とは、在宅介護支援センター（以下「センター」という。）の運営に関する業務の委託について次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、延岡市在宅介護支援センター運営事業実施要綱（以下「要綱」という。）に規定する業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（委託期間）

第2条 委託業務の委託期間は、平成16年4月1日から平成17年3月31日までとする。

（委託業務の実施）

第3条 乙は、委託業務を中央在宅介護支援センター及び土々呂在宅介護支援センターの2カ所において実施しなければならない。

（委託料）

第4条 委託業務の委託料は、下記の通りとする。ただし、委託期間満了後、収支精算額が委託料を下回った場合は、その精算額をもって委託料とする。（消費税非課税）

① 基本事業	センター1カ所あたり	2,790,000円
② 実態把握加算	1件あたり	2,700円
③ 介護予防プラン作成加算	1件あたり	2,000円
④ 介護予防教室加算	1回あたり	30,000円

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、延岡市契約規則第27条第3項により免除する。

（事業実施状況報告書の提出）

第6条 乙は、甲に対し、毎月5日までに事業実施状況報告書により、前月分の委託業務の実施状況に関する報告をしなければならない。

（委託料の支払）

第7条 乙は、甲に対し、四半期における事業計画書及び請求書（以下「事業計画書等」という。）を当該四半期の初月（4月、7月、10月、1月）の5日までに提出しなければならない。

2 甲は、前項の規定による事業計画書等を受領したときは、内容を審査し、適当と認めるときは事業計画書等を受領した日の属する月の20日までに委託料をそれぞれの事業所に支払うものとする。

（委託業務の処理方法）

第8条 乙は、委託業務の処理にあたっては、関係法令及び要綱を遵守するほか、甲の指示に従わなければならない。

（再委託の禁止）

第9条 乙は、委託業務を第三者に再委託してはならない。

(権利の譲渡等の禁止)

第10条 乙は、この契約によって生じる一切の権利又は義務を、第三者に譲渡してはならない。

(実地調査等)

第11条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の実施状況等必要事項について報告を求め、又は実地に調査することができる。

(契約の解除)

第12条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

- ① 乙がその責めに帰する理由によりこの契約に違反したとき。
- ② 乙が委託業務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認められるとき。
- ③ 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。

2 甲は、前項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

(秘密の保持)

第13条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(協議)

第14条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

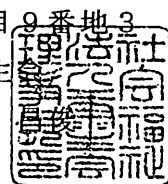
この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成16年4月1日

甲 延岡市東本小路2番
延岡市
延岡市長 櫻井 哲雄



乙 延岡市昭和町3丁目9番地3
社会福祉法人 康生
理事長 中元寺





高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業委託契約書



延岡市（以下「甲」という。）と社会福祉法人康生会（以下「乙」という。）とは、業務の委託について、次のとおり契約を締結する。

（委託業務）

第1条 甲は、次に掲げる業務（以下「委託業務」）を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

- ① 市営住宅西階すみれ団地に生活援助員を派遣し、高齢者世話付住宅の入居者に対し、次に掲げるサービスを提供すること。
 - イ 生活指導及び生活相談
 - ロ 安否の確認
 - ハ 一時的な家事援助
 - ニ 緊急時の対応
 - ホ 関係機関等との連絡
 - ヘ その他日常生活上必要な援助
- ② 市営住宅西階すみれ団地の生活相談団らん室の正常な管理を行うこと。

（処理の方法）

第2条 乙は、高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業実施要綱及び高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業業務処理要領により委託業務を処理しなければならない。

（委託期間）

第3条 委託業務の委託期間は、平成16年4月1日から平成17年3月31日までとする。

（委託料）

第4条 委託業務の委託料は、年額2,088,000円（消費税非課税）とする。但し、委託期間満了後、収支精算額が委託料を下回った場合は、その精算額をもって委託料とする。

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、延岡市契約規則第27条第3項により免除する。

（委託料の支払）

第6条 乙は、甲に対し、四半期における請求書を当該四半期の初月（4月、7月、10月、1月）の5日までに提出しなければならない。

- 2 甲は、前項の規定による請求書を受理したときは、内容を審査し、適当と認めたときは請求書を受理した日の属する月の20日までに委託料を支払うものとする。

（再委託の禁止）

第7条 乙は、委託業務を第三者に再委託してはならない。

(定例報告)

第8条 乙は、委託業務に関する毎月の実施状況を翌月5日までに甲に報告しなければならない。

(事業実績報告書等の提出)

第9条 乙は、委託期間終了後20日以内に収支決算書及び事業実績報告書を甲に提出しなければならない。

(実地調査等)

第10条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の実施状況、委託料の使途その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができる。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

- ① 乙がその責めに帰する理由により、この契約に違反したとき。
- ② 乙が委託業務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認められるとき。
- ③ 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。

2 甲は、前項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

(秘密の保持)

第12条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(協議)

第13条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合又は、この契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

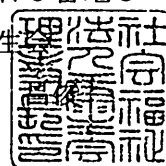
この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成16年4月1日

甲 延岡市東本小路2番地1
延岡市
延岡市長 櫻井 哲雄



乙 延岡市昭和町3丁目9番地3
社会福祉法人 康生
理事長 中元寺



③⑩ 延岡市老人福祉センター条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7に規定する老人福祉センター（以下「福祉センター」という。）の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 福祉センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	所 在 地
北老人福祉センター	延岡市山下町1丁目7番地9
南老人福祉センター	延岡市平原町2丁目790番地3

(使用者)

第3条 福祉センターを使用することができる者は、60歳以上の者（その付添人を含む。）とする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項に定める者以外の者に福祉センターを使用させることができる。

3 市長は、前2項に定める者が次の各号の一に該当するときは、福祉センターを使用させないことができる。

- (1) 伝染性疾患があるとき。
- (2) 他の使用者に迷惑を及ぼすおそれがあるとき。

(使用料)

第4条 福祉センターを使用しようとする者は、別表に定める使用料を納入しなければならない。ただし、前条第一項に規定する者が会議室を使用する場合にあつては、使用料は徴収しない。

(使用料の減免)

第5条 市長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、前条の使用料の全部又は一部を減免することができる。

(管理の委託)

第6条 福祉センターの管理は、財団法人延岡市高齢者福祉協会に委託する。

(委任)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別 表

区			分	料 金
浴 場	60歳以上の者1人につき			100円
	付 添 人	中学生以上の者1人につき		100円
		小学生以下の者1人につき		60円
会 議 室	大会議室	午 前	午前8時30分～正午	1,500円
		午 後	午後1時～午後5時	2,500円
	小会議室	午 前	午前8時30分～正午	800円
		午 後	午後1時～午後5時	1,200円

備考

- 1 午後5時以後会議室を使用する場合の使用料は、その使用時間1時間（1時間未満は、1時間とする。）につき大会議室にあつては700円、小会議室にあつては400円とする。
- 2 会議室を使用する場合において、冷暖房設備を使用するときは、当該会議室使用料の5割相当額を使用料に加算する。
- 3 浴場の使用時間は、午後1時から午後4時30分までとする。

⑩ 延岡市老人福祉センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、延岡市老人福祉センター条例（昭和44年条例第30号）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(事業)

第2条 延岡市老人福祉センター（以下「福祉センター」という。）は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 生活相談及び健康相談に関すること。
- (2) 生業及び就労の指導に関すること。
- (3) 機能回復訓練に関すること。
- (4) 教養講座等に関すること。
- (5) 老人クラブに対する援助等に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、老人の福祉の向上に関する事業

(使用許可)

第3条 福祉センターを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(使用料の還付)

第4条 既に納入した使用料は、還付しない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 福祉センターの使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）の責めに帰することができない理由により、使用することができないとき。
- (2) 福祉センターを使用しようとする日の三日前までに使用の取消しを申し出たとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めたとき。

(休館日)

第5条 福祉センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

- (1) 第3日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日。
ただし、敬老の日を除く。
- (3) 12月29日から1月3日まで

(開館時間)

第6条 福祉センターの開館時間は、午前8時30分から午後5時までとする。

2 市長が特に必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、開館時間を変更することができる。

(損害賠償)

第7条 使用者は、福祉センターの建物、付属設備等に損害を与えた場合は、市長の定める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。

(禁止事項)

第8条 使用者は、福祉センターにおいて、市長の許可を得ないで物品の販売その他の商行為又は管理上支障のある行為をしてはならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

③ 延岡市高齢者コミュニティセンター条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、延岡市高齢者コミュニティセンター（以下「センター」という。）の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 高齢者の生きがい活動、地域住民の交流、地域における福祉活動を推進するため、次のとおりセンターを設置する。

名 称	位 置
延岡市恒富地区高齢者コミュニティセンター	延岡市愛宕町1丁目1番地1

(使用の許可)

第3条 センターを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可をする場合に必要な条件を付することができる。

(使用の不許可)

第4条 市長は、センターの使用の目的又は態様が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、センターの使用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。

(2) 管理上支障があると認めるとき。

(使用料)

第5条 センターの使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、冷暖房器具、調理台又は陶芸窯を使用するときは、別表に定める使用料を納入しなければならない。

2 前項の規定は、使用者が国又は地方公共団体の場合には適用しない。

(使用許可の取消し等)

第6条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用許可を取り消し、又は使用の停止を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 使用許可の条件に違反したとき。

(3) 第4条各号のいずれかに該当することとなったとき。

(4) 偽りその他不正な手段により使用許可を受けたとき。

2 前項の使用許可の取消し又は使用停止によって使用者が受けた損害については、市はその賠償の責めを負わない。

(使用権の譲渡等の禁止)

第7条 使用者は、センターの使用に関する権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

(損害賠償)

第8条 使用者は、その責めに帰すべき理由によりセンターの施設、設備等に損害を与えたときは、その損害額を賠償しなければならない。

(管理の委託)

第9条 センターの管理は、社会福祉法人延岡市社会福祉協議会に委託する。

(補則)

第10条 この条例に定めるもののほか、センターの管理及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成12年11月1日から施行する。

別 表

種 別	使 用 料 の 額
冷暖房器具使用料	1基につき1時間あたり 100円
調理台使用料	1台につき1回あたり 100円
陶芸窯使用料	1回あたり 1,000円

③① 延岡市高齢者コミュニティセンター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、延岡市高齢者コミュニティセンター条例（平成12年条例第48号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の申請等)

第2条 条例第3条第1項の規定により延岡市高齢者コミュニティセンター（以下「センター」という。）の使用許可を受けようとする者は、延岡市高齢者コミュニティセンター使用許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の使用許可申請書は、使用期日の1箇月前から当該使用期日の前日までの間に提出しなければならない。ただし、特別の理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

3 市長は、第1項の使用許可申請を適当と認めるときは、使用を許可し、延岡市高齢者コミュニティセンター使用許可書（様式第2号）を申請者に交付するものとする。

(遵守事項)

第3条 センターの使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) センターの備品、器具等を使用する場合には、あらかじめ市長の許可を受け、その指示に従うこと。

(2) センターの使用が終了したときは、直ちに原状に復し、係員の検査を受けること。

(3) センターの良好な運営を維持するために市長が行う指示に従うこと。

(禁止事項)

第4条 何人もセンター（敷地を含む。）において次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 所定の場所以外の場所で火気を使用し、飲食し、又は喫煙すること

(2) 前号に掲げるもののほか、他の者の迷惑となる行為をする等センターの正常な運営を妨げること。

(休館日)

第5条 センターの休館日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日まで（前号に規定する日を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、同項の休館日を変更することができる。

（開館時間）

第6条 センターの開館時間は、午前10時から午後10時までとする。

2 前項の規定にかかわらず市長が特に必要があると認めるときは、同項の使用時間を変更することができる。

（補則）

第7条 この規則に定めるもののほかセンターの管理及びに運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成12年11月1日から施行する。

延岡市老人デイサービスセンター条例

平成4年12月25日
条例第36号

改正 平成9年12月24日条例第37号 平成11年12月22日条例第31号
平成12年3月28日条例第32号 平成12年12月25日条例第51号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2の規定に基づき、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンター(以下「センター」という。)の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
延岡市東海デイサービスセンター	延岡市無鹿町1丁目2031番地5
延岡市岡富デイサービスセンター	延岡市中川原町2丁目4591番地2
延岡市島浦デイサービスセンター	延岡市島浦町468番地68

(使用の許可)

第3条 センターを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(管理の委託)

第4条 市長は、センターの設置の目的を効果的に達成するため、次の表の左欄に掲げるセンターの管理をそれぞれ同表の右欄に掲げる法人(以下「管理受託法人」という。)に委託する。

名称	委託先
延岡市東海デイサービスセンター	社会福祉法人 三葉会
延岡市岡富デイサービスセンター	財団法人 延岡市高齢者福祉協会
延岡市島浦デイサービスセンター	社会福祉法人 千寿会

(利用料金)

第5条 センターにおいて介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第11項に規定する通所介護を受けようとする者は、利用料金を納付しなければならない。

2 利用料金は、次の各号に掲げる額の合計額の範囲内において管理受託法人が市長の承認を得て定めるものとする。

(1) 介護保険法第41条第4項及び第42条第2項において厚生労働大臣が定める基準により算定した通所介護に係る費用の額又は同法第53条第2項及び第54条第2項において厚生労働大臣が定める基準により算定した通所介護に係る費用の額

(2) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)第96条第3項各号に定める費用の額

3 利用料金は、管理受託法人の収入とする。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成5年3月1日から施行する。

附 則(平成9年12月24日条例第37号)

この条例は、平成10年3月1日から施行する。

附 則(平成11年12月22日条例第31号)

この条例は、平成12年3月1日から施行する。

附 則(平成12年3月28日条例第32号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年12月25日条例第51号)
この条例は、平成13年1月6日から施行する。

延岡市老人デイサービスセンター条例施行規則

平成4年12月25日

規則第26号

(趣旨)

第1条 この規則は、延岡市老人デイサービスセンター条例(平成4年条例第36号)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 老人デイサービスセンター(以下「センター」という。)の開館時間は、次のとおりとする。

月曜日から金曜日まで 午前9時から午後4時まで

土曜日 午前9時から正午まで

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の開館時間を変更することができる。

(休館日)

第3条 センターの休館日は、次のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(2) 日曜日

(3) 1月2日及び1月3日並びに12月28日から12月31日まで

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の休館日を変更することができる。

(入館の禁止等)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者の入館を禁止し、又は退館を命ずることができる。

(1) 他人に危害を加え、若しくは迷惑を及ぼし、又はこれらのおそれがある行為をする者

(2) その他センターの管理に支障があると認める者

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成5年3月1日から施行する。

延岡市養護老人ホーム条例

昭和49年4月10日
条例第55号

改正 平成2年12月25日条例第30号 平成5年3月26日条例第7号

〔この条例で題名改正〕
平成8年3月29日条例第9号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2の規定に基づき、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の4に規定する養護老人ホーム(以下「老人ホーム」という。)の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 老人ホームの名称及び位置は、次のとおりとする。

呼称	所在地
延岡市養護老人ホーム若葉荘	延岡市若葉町1丁目2734番地

(定員)

第3条 老人ホームの定員は、100人とする。

(管理の委託)

第4条 老人ホームの管理は、社会福祉法人みのり会に委託する。

(委任)

第5条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 延岡市老人ホーム設置条例(昭和31年条例第10号)は廃止する。

附 則(平成2年12月25日条例第30号)

この条例は、平成3年1月1日から施行する。

附 則(平成5年3月26日条例第7号)

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成8年3月29日条例第9号)

(施行期日)

1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

(延岡市一般職職員給与条例の一部改正)

2 延岡市一般職職員給与条例(昭和26年3月2日議決)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

公の施設のヒヤリング

施設所管課	児童家庭課 > (通達) 12月22日; 成文の取扱い決定
施設名	延岡ライトハウス (盲人ホーム、点字図書館)
16年度委託先	財団法人 延岡愛育協会 ✓
16年度施設管理委託料	24,381,800円 ✓
委託の内容	おんま、マッサージ、指圧、はり、まゆ等を行う視覚障害者に対する指導
	点字図書及び声の図書の貸出及び閲覧
	点字図書及び声の図書の製作及び刊行並びに受入れ
今後の運営方針	・現状維持。
17年度委託予定先	16年度に同じ
指定管理者制度への移行時期	平成18年4月1日
現行への理由付 直営で行う場合の理由付け	
備 考	(通達管理) 情報化規則の経費も含まれている。(45年)残り2年。(240万の補助金)

延岡ライトハウス委託契約金額	24,381,800 円
内訳)点字図書館等事務費	20,600,000 円
〔 基準費	18,200,000 円〕
〔 情報化対応特別管理費	2,400,000 円〕
盲人ホーム等事務費	3,781,800 円

平成16年2月20日

施設長 各位

児童家庭課長 笠江 孝一

指定管理者制度について(お知らせ)

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より本市福祉行政にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて地方自治法が一部改正され、法律で管理者が指定されている施設を除き、市の全ての施設につきまして管理・運営の方式が、下記のとおり「管理委託制度」から「指定管理者制度」に変わることとなりました。詳細についてはまだ決まっておられませんので、現時点でわかっていることをお知らせします。

なお、改正地方自治法は平成15年9月に施行され、新たに管理者を指定する場合には平成16年3月末日までに行うこととなっておりますが、現在委託している施設につきましては猶予期間がありますので、平成18年3月までに管理者を指定することとなっております。

記

法改正の目的	公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることが目的。
施設の管理者	委託による管理から指定管理者の指定を受けた者による管理に替わります
管理者の指定	指定管理者の指定は条例に基づき、管理者募集の広告を行い、指定を受けようとする者から申請書を提出してもらいその中から選定を行うこととされています。
具体的運営	管理運営の必要事項は仕様書に定めますが、現在委託している内容から大きく離れることはないとおもわれます。
新たな業務	この制度の導入に伴い、事業計画書や収支予算書などを申請の際に添付して提出するようになります。
管理する期間	法律では、5～10年程度の指定期間を想定しています。

延岡市点字図書館設置条例

昭和47年3月31日
条例第15号

改正 昭和62年10月1日条例第25号

(設置)

第1条 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第27条第3項の規定により本市に点字図書館を設置する。

(名称及び所在地)

第2条 前条により設置する点字図書館の名称及び所在地は、次のとおりとする。

呼称	所在地
延岡ライトハウス点字図書館	延岡市山下町1丁目7番地9

(利用者)

第3条 点字図書館を利用することができる者は、身体障害者福祉法別表第1号に定める視覚障害者とする。

(管理の委託)

第4条 点字図書館の管理は、財団法人延岡愛盲協会に委託する。

(委任)

第5条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、所管庁の認可を経て、昭和47年4月1日から施行する。

附 則(昭和62年10月1日条例第25号)

この条例は、昭和62年10月1日から施行する。

延岡市盲人ホーム条例

昭和55年7月21日
条例第18号

改正 昭和62年10月1日条例第24号 平成12年9月26日条例第47号

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第3項の事業として、自営し又は雇用されることの困難なあん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を有する視覚障害者の自立更生をはかるため、本市に盲人ホームを設置する。

(名称及び所在地)

第2条 盲人ホームの名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称	所在地
延岡ライトハウス盲人ホーム	延岡市山下町1丁目7番地9

(事業)

第3条 盲人ホームは、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) あん摩、マッサージ若しくは指圧、はり又はきゅうの施術に関すること。
- (2) 盲人の職業指導及び生活相談に関すること。
- (3) その他盲人の福祉増進に関すること。

(利用の許可)

第4条 盲人ホームを利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(使用料)

第5条 前条の利用の許可を受けた者は、別表に定める使用料を納入しなければならない。

(使用料の免除)

第6条 利用者が病気その他やむを得ない理由により、月のうち15日以上利用しない場合は、使用料の全部を免除することができる。

(利用の許可の取消し等)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は必要な措置をとることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) その他市長が不相当と認めるとき。

(管理の委託)

第8条 盲人ホームの管理は、財団法人延岡愛盲協会に委託する。

(委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条の規定は、昭和55年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行の際、既に延岡市ライトハウス管理規則(昭和37年規則第2号)により利用の許可を受けている者については、この条例により許可を受けたものとみなす。

附 則(昭和62年10月1日条例第24号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和62年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表の規定は、昭和62年10月分以後の利用に係る使用料から適用し、同月前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成12年9月26日条例第47号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第5条関係)

区分	料金
使用料	月額 5,000円

別表(第5条関係)

区分	料金
使用料	月額 5,000円

延岡市保育所設置条例

昭和62年3月30日
条例第8号

改正 昭和63年7月2日条例第16号 平成12年9月26日条例第49号
平成16年3月30日条例第16号

延岡市保育所設置条例(昭和30年条例第15号)の全部を改正する。

(設置)

第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第35条第3項の規定に基づき、日々保護者の委託を受けて、保育に欠ける乳児又は幼児を保育するため、保育所を設置する。

(名称、定員及び所在地)

第2条 前条により設置する保育所の名称、定員及び所在地は、別表のとおりとする。

(委任)

第3条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則(昭和63年7月2日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年9月26日条例第49号)

この条例は、平成12年10月1日から施行する。

附 則(平成16年3月30日条例第16号)

この条例中第1条の規定は平成17年4月1日から、第2条の規定は平成18年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

名称	定員	所在地
山下保育所	60人	延岡市山下町1丁目7番地9
川中保育所	60人	延岡市東本小路5番地1
土々呂保育所	60人	延岡市土々呂町4丁目4390番地20
東海保育所	60人	延岡市檉山町2丁目2977番地1
恒富保育所	60人	延岡市恒富町3丁目1番地6
伊形保育所	45人	延岡市伊形町5884番地2
東保育所	60人	延岡市出北1丁目10番7号
日の出保育所	60人	延岡市昭和町1丁目14番地1
島浦保育所	45人	延岡市島浦町866番地5
南保育所	90人	延岡市平原町2丁目822番地1
一ヶ岡保育所	90人	延岡市北一ヶ岡3丁目11番12号
中島保育所	60人	延岡市中島町3丁目356番地2

注1 平成17年4月1日から施行
別表東海保育所の項、伊形保育所の項及び日の出保育所の項を削る。

注2 平成18年4月1日から施行
別表南保育所の項及び一ヶ岡保育所の項を削る。

公の施設のヒヤリング

施設所管課	
施設名	保育所
16年度委託先	
16年度施設管理委託料	
委託の内容	
今後の運営方針	
17年度委託予定先	
指定管理者制度への移行時期	
直営で行う場合の理由付け	
備 考	

延岡市児童館設置条例

昭和43年4月11日
条例第26号

改正	昭和45年4月15日条例第1号	昭和46年3月26日条例第30号
	昭和48年3月31日条例第12号	昭和56年2月21日条例第2号
	平成4年3月27日条例第8号	平成7年3月29日条例第15号
	平成9年12月24日条例第38号	平成10年3月30日条例第9号
	平成10年6月23日条例第15号	

(目的及び設置)

第1条 児童に健全な遊びを与えその健康を増進し、又は情操を豊かにし、その福祉を図るため児童館を設置する。

(名称及び所在地)

第2条 児童館の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称	所在地
旭児童館	延岡市中川原町2丁目4591番地2
山下児童館	延岡市山下町1丁目7番地の9
緑ヶ丘児童館	延岡市緑ヶ丘3丁目15番8号
中島児童館	延岡市中島町3丁目356番地の2

(職員)

第3条 児童館(旭児童館及び緑ヶ丘児童館を除く。)に必要な職員を置く。

(管理の委託)

第4条 次の表の左欄に掲げる児童館の管理は、同表の右欄に掲げる法人に委託する。

名称	管理を委託する法人
旭児童館	社会福祉法人 杉の子福祉会
緑ヶ丘児童館	社会福祉法人 緑ヶ丘福祉会

(委任)

第5条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、所管庁の認可を経て、公布の日から施行する。

附 則(昭和45年4月15日条例第1号)

この条例は、所管庁の認可を経て、公布の日から施行する。

附 則(昭和46年3月26日条例第30号)

この条例は、所管庁の認可を経て、昭和46年4月1日から施行する。

附 則(昭和48年3月31日条例第12号)

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則(昭和56年2月21日条例第2号)

この条例は、昭和56年3月1日から施行する。

附 則(平成4年3月27日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成7年3月29日条例第15号)

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成9年12月24日条例第38号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年3月30日条例第9号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成10年6月23日条例第15号)
この条例は、公布の日から施行する。

公の施設のヒヤリング

施設所管課	
施設名	児童館 (直営)
16年度委託先	
16年度施設管理委託料	
委託の内容	
今後の運営方針	直営 (27年度まで)
17年度委託予定先	
指定管理者制度への移行時期	
直営で行う場合の理由付け	中島は養老 (併設)
	山下は別に館舎あり。
	使用料は無し。対象は18年度。
	Xロの併設あり。
備 考	

公の施設のヒヤリング

施設所管課	
施設名	児童館 (旭・緑丘)
16年度委託先	(株) 7100円 経 7200円-11170円 7000円
16年度施設管理委託料	
委託の内容	・子供の情報と、情報を1803. /
	・施設の情報管理 /
今後の運営方針	
17年度委託予定先	/
指定管理者制度への移行時期	H18. 4月 H18. 5月
直営で行う場合の理由付け	(株) → 1P50 委託費の削減-コスト- 2P50 旭児童館と児童クラブ 委託管理料と合わせて 民間化も考えている。
備 考	

公の施設のヒヤリング

施設管理課	児童家庭課
施設名	旭児童館
16年度委託先	社会福祉法人 杉の子福祉会
16年度施設管理委託料	7,100,000
委託の内容	児童館の施設及び設備の維持管理
	延岡市児童館運営管理規則第2条に規定する事業
	(1) 健全な遊びを通して児童の集団的及び個別的指導を行うこと。
	(2) 母親クラブ、子ども会等の地域組織活動の育成助長を図ること。
今後の運営方針	(3) 前2号に掲げるもののほか、地域の児童の健全育成に必要な活動を行うこと。
	指定管理者制度に移行し運営を続ける
	(民営化についても検討したい)
17年度委託予定先	社会福祉法人 杉の子福祉会
指定管理者制度への移行時期	平成18年4月
直営で行う場合の理由付け	
備考	1階が高齢者対策課のデイサービスセンターである。
	民営化した場合、建物を譲渡することが難しい。

公の施設のヒヤリング

施設管理課	児童家庭課
施設名	緑ヶ丘児童館
16年度委託先	社会福祉法人 緑ヶ丘福祉会
16年度施設管理委託料	7,000,000
委託の内容	児童館の施設及び設備の維持管理
	延岡市児童館運営管理規則第2条に規定する事業
	(1) 健全な遊びを通して児童の集団的及び個別的指導を行うこと。
	(2) 母親クラブ、子ども会等の地域組織活動の育成助長を図ること。
今後の運営方針	(3) 前2号に掲げるもののほか、地域の児童の健全育成に必要な活動を行うこと。
	指定管理者制度に移行し運営を続ける
17年度委託予定先	社会福祉法人 緑ヶ丘福祉会
指定管理者制度への移行時期	平成18年4月
直営で行う場合の理由付け	
備 考	同一の建物の2階がファミリーハイツである。

延岡市母子生活支援施設設置条例

昭和30年4月1日
条例第14号

改正 昭和34年4月7日条例第9号 昭和42年11月1日条例第6号
昭和44年2月6日条例第10号 昭和56年2月21日条例第2号
昭和58年3月25日条例第4号 平成4年3月27日条例第8号
平成10年3月30日条例第7号 平成10年3月30日条例第10号

〔この条例で題名改正〕
平成10年6月23日条例第15号 平成12年12月25日条例第55号

(設置)

第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第35条第3項の規定に基づき、法第38条の目的のため、延岡市母子生活支援施設(以下「母子生活支援施設」という。)を設置する。

(名称及び所在地)

第2条 母子生活支援施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称	所在地
ファミリーハイツ	延岡市緑ヶ丘3丁目15番8号

(定員及び資格)

第3条 母子生活支援施設の定員は、次のとおりとし、入所することのできる者は、法第23条第1項に規定する保護者及び児童とする。

定員	
世帯	20世帯
人員	100名

(管理の委託)

第4条 母子生活支援施設の管理は、社会福祉法人緑ヶ丘福祉会に委託する。

(委任)

第5条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和34年4月7日条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和42年11月1日条例第6号)

この条例は、所管庁の認可を経て、昭和42年11月1日から施行する。

附 則(昭和44年2月6日条例第10号)

この条例は、所管庁の認可を経て、公布の日から施行する。

附 則(昭和56年2月21日条例第2号)

この条例は、昭和56年3月1日から施行する。

附 則(昭和58年3月25日条例第4号)

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則(平成4年3月27日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年3月30日条例第7号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成10年3月30日条例第10号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成10年6月23日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年12月25日条例第55号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

公の施設のヒヤリング

施設所管課	
施設名	母子生活支援施設 (ファミリー・ハイツ)
16年度委託先	/
16年度施設管理委託料	1,655,000円
委託の内容	配偶者のない女(火災をへた)に生活支援を行う。
今後の運営方針	
17年度委託予定先	
指定管理者制度への移行時期	H18.4~1/
直営で行う場合の理由付け	
備 考	

公の施設のヒヤリング

施設管理課	児童家庭課
施設名	ファミリーハイツ
16年度委託先	社会福祉法人 緑ヶ丘福祉会
16年度施設管理委託料	16,551,000
委託の内容	児童福祉法第38条に規定する業務
	(母子生活支援施設は、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及び
	その者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの
	者の自立の促進のためにその生活を支援することを目的とする施設とする。)
今後の運営方針	指定管理者制度に移行し運営を続ける
17年度委託予定先	社会福祉法人 緑ヶ丘福祉会
指定管理者制度への移行時期	平成18年4月
直営で行う場合の理由付け	同一の建物の1階が緑ヶ丘児童館である。
備 考	

公の施設のヒヤリング

施設所管課	
施設名	児童養護施設
16年度委託先	(社令社社) 愛育福祉会。
16年度施設管理委託料	6,537,000円
委託の内容	<p>・ 保護者のない児童、虐待を繰り返す児童、知的障害児の養育と入所させ、心身発達し、おろそかの自立を促す。</p> <p>(児童相談所の措置を以て入所させる。)</p>
今後の運営方針	
17年度委託予定先	
指定管理者制度への移行時期	1/16、4～
直営で行う場合の理由付け	<p>・ 合わせて、民間に委託して任せたい。</p>
備 考	

公の施設のヒヤリング

施設管理課	児童家庭課
施設名	みどり学園
16年度委託先	社会福祉法人 愛育福祉会
16年度施設管理委託料	6,537,000
委託の内容	延岡市養護施設「みどり学園」管理規程に定めた内容に基づき、
	施設を管理運営する。
	(保護者のいない児童、虐待されている児童、その他環境 ^上 置用後 ^を を必要とする児童
	を入所させて養護し自立を支援する。)
今後の運営方針	指定管理者制度に移行し運営を続ける
	(民営化についても検討したい)
17年度委託予定先	社会福祉法人 愛育福祉会
指定管理者制度への移行時期	平成18年4月
直営で行う場合の理由付け	
備 考	

公の施設のヒヤリング

施設所管課	農林課
施設名	舞野地区多目的研修センター (556坪)
16年度委託先	舞野地区多目的研修センター運営協議会(高齢者利用)
16年度施設管理委託料	人件費(2828,000) (11月 2,615,000円 / 12月 315,000円 / 1月 50,000円)
委託の内容 <small>※14地区に3名以内 15年度以降 2名以内</small>	・施設
今後の運営方針	
17年度委託予定先	
指定管理者制度への移行時期	
直営で行う場合の理由付け	
備 考	※ 500,000円9年内使用料あり。市の方へ歳入と17入2。
	※ 24,000円7割減 916,000円(維持管理費)
	46,500円(光熱費)
	※ 舞野・平田・行徳方は減免措置あり。1000名の利用者(内300名無料)
	※ 修繕料が出ている可能性大。

延岡市舞野地区多目的研修センター条例

昭和57年9月29日
条例第26号

改正 平成3年9月25日条例第35号 平成9年3月31日条例第10号
平成16年3月30日条例第17号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2の規定に基づき、延岡市舞野地区多目的研修センター(以下「センター」という。)の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的及び設置)

第2条 農用地の有効利用の促進、農業経営の改善及び農業担い手の育成・確保を図り、地区全体の農業生産力の向上に資するためセンターを延岡市舞野町2550番地に設置する。

(管理)

第3条 市長は、センターを常に良好な状態において管理し、最も効率的に運用しなければならない。

(使用の許可)

第4条 センターを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可に条件を付けることができる。

(使用の不許可)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 建物又は附属設備等をき損するおそれがあるとき。
- (3) 管理又は運営上支障があると認められるとき。
- (4) その他使用を不相当と認めるとき。

(使用許可の取消し等)

第6条 市長は、センターの使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、又は使用の停止を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
 - (2) 使用許可の条件に違反したとき。
 - (3) 前条に該当する理由が発生したとき。
 - (4) 偽りその他不正の手段により使用許可を受けたとき。
- 2 前項の使用許可の取消し又は使用停止によって使用者が被った損害については市は、その責めを負わない。

(入館の禁止等)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者の入館を禁止し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる行為をする者
- (2) その他管理に支障があると認める者

(使用料)

第8条 使用者は、別表に定める使用料(その額に10日未満の端数が生じたときは、は切り捨てる。)を前納しなければならない。

(使用料の減免)

第9条 市長は、公益上その他特に必要があるとき、使用料の減免を認めることができる。

(使用料の還付)

第10条 既に納入した使用料は、

減免されたときは、

Faint, illegible text covering the upper and middle portions of the page, possibly bleed-through from the reverse side.

05
07

08



延岡市舞野地区多目的研修センター条例

昭和57年9月29日
条例第26号改正 平成3年9月25日条例第35号 平成9年3月31日条例第10号
平成16年3月30日条例第17号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2の規定に基づき、延岡市舞野地区多目的研修センター(以下「センター」という。)の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的及び設置)

第2条 農用地の有効利用の促進、農業経営の改善及び農業担い手の育成・確保を図り、地区全体の農業生産力の向上に資するためセンターを延岡市舞野町2550番地に設置する。

(管理)

第3条 市長は、センターを常に良好な状態において管理し、最も効率的に運用しなければならない。

(使用の許可)

第4条 センターを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可に条件を付けることができる。

(使用の不許可)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 建物又は附属設備等をき損するおそれがあるとき。
- (3) 管理又は運営上支障があると認められるとき。
- (4) その他使用を不相当と認めるとき。

(使用許可の取消し等)

第6条 市長は、センターの使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、又は使用の停止を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用許可の条件に違反したとき。
- (3) 前条に該当する理由が発生したとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により使用許可を受けたとき。

2 前項の使用許可の取消し又は使用停止によって使用者が被った損害については市は、その責めを負わない。

(入館の禁止等)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者の入館を禁止し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる行為をする者
- (2) その他管理に支障があると認める者

(使用料)

第8条 使用者は、別表に定める使用料(その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる。)を前納しなければならない。

(使用料の減免)

第9条 市長は、公益上その他特に必要があると認めるときは使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第10条 既に納入した使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 天災地変その他使用者の責めに帰することができない理由により、センターの使用ができなかったとき。
- (2) センターの使用の日の7日前までに使用の取消しの申出があったとき。
- (3) その他市長が特別の理由があると認めるとき。

(遵守事項)

第11条 センターの使用者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) センターを使用する権利を他に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (2) センターの原状を変更し、又はこれに工作を加えないこと。
- (3) センターを許可を受けた目的以外に使用しないこと。
- (4) その他市長において指示した事項

(損害賠償)

第12条 使用者は、センターに損害を与えた場合は、市長の認定する損害額を賠償しなければならない。

(管理の委託)

第13条 センターの管理は、舞野地区多目的研修センター運営協議会に委託する。

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、昭和57年10月1日から施行する。

附 則(平成3年9月25日条例第35号)

(施行期日)

1 この条例は、平成3年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の延岡市舞野地区多目的研修センター条例の規定は、平成3年10月1日以後の使用許可に係る使用料について適用し、同日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成9年3月31日条例第10号)

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の延岡市舞野地区多目的研修センター条例の規定は、平成9年4月1日以後の使用許可に係る使用料について適用し、同日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成16年3月30日条例第17号)

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の延岡市舞野地区多目的研修センター条例の規定は、平成16年4月1日以後の使用許可申請に係る使用料について適用し、同日前の使用許可申請に係る使用料については、なお従前の例による。

別表(第8条関係)

延岡市舞野地区多目的研修センター使用料

区分	午前		午後	夜間	全日
	午前9時から 正午まで	円	正午から 午後5時まで	円	円
多目的ホール	1,570	円	2,620	円	7,340
大研修室	午前9時から午後5時まで			310円	
(1時間につき)	午後5時から午後10時まで			420円	
小研修室	午前9時から午後5時まで			210円	
(1時間につき)	午後5時から午後10時まで			260円	

調理実習室 (1時間につき)	午前9時から午後5時まで		310円	
	午後5時から午後10時まで		420円	
設備器具	バレーボール	1組1回につき 260円	フロアーシート	1枚1回につき 100円
	バドミントン	1組1回につき 260円	シャワー	1人1回につき 100円
	卓球	1組1回につき 260円	放送設備	1時間につき 100円
付記				
<ol style="list-style-type: none"> 1 多目的ホールを部分的に個人で使用するときは、1時間につき50円とする。 2 入場料を徴収する場合又は営利を目的とした展示会等に使用する場合は、上記の使用時間区分に従い、当該額の3倍額とする。 3 許可時間を超えて使用するときは、超過時間1時間につき次の使用料を徴収する。 午後5時以前 午後の使用料の5分の1 午後5時以後 夜間の使用料の5分の1 4 特別に電気等を使用するときは、実費相当額を加算する。 5 多目的ホールを半面使用するときは、半額とする。 				

公の施設のヒヤリング

施設所管課	農林課 (安田弘)
施設名	延岡市農村婦人研修センター
16年度委託先	
16年度施設管理委託料	
委託の内容	
今後の運営方針	
17年度委託予定先	
指定管理者制度への移行時期	
直営で行う場合の理由付け	
	(200m ² 雑種地)
備 考	※ 土地の借上面積を教えてください。
	※ 施設の修繕料の経費。(協定書の中身)について。
	※ 名称の変更。(宗興村加工センター等)

農村婦人研修センターの概要（指定管理者制度資料）

1. 収入・経費について

[市の支出]

- ・委託料（施設管理業務委託料）・・・・・・・・・・・・・・ 50,000円
 - ・管理維持費（消耗品費・燃料費・光熱水費・修繕料・通信運搬費・手数料）・・・・ 850,000円
 - ・土地借上料（JA所有）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 300,000円
- 建物207m². } 1,150,000円

[市の歳入（施設使用料）]

平成15年度：342,070円、 14年度：333,580 13年度：342,210円

2. 管理委託について

- ・延岡市農村婦人研修センター運営協議会へ委託。（条例にも書いている） JA+羽道銀が運営協議会の代表、
- ・JA職員（1人）が施設管理。人件費はJAが負担。

3. 業務内容（委託内容）

- ・使用料の収納、施設利用申請受付、施設維持管理、設置器具の操作・指導

4. 当施設に関する市の業務

- ・各経費（光熱水費等）の支払い、利用状況表の作成 等

5. 指定管理者制度に移行したら・・・

- ・市の業務（経費の支払い、利用状況表の作成等）を完全委託

↓

現在支出している管理維持費を委託料として協議会に支出 + 人件費を請求されるかも・・・？

- ・使用料も協議会収入となる（価格設定の融通が利く）

・委託料（案）

⊗ 使用料を協議会収入とする場合・・・120万 — 35万（利用料収入）= 85万（委託料）

※ 使用料を市の収入とする場合・・・120万円（委託料）

6. 現状維持はできないのか？

・「直営」という形をとらないと無理。条例に「協議会に委託する」と明記してあるので難しい。（市民体育館等は「委託する」と条例に入っていない）

現
状

延岡市農村婦人研修センター条例

昭和62年3月30日
条例第4号改正 平成3年9月25日条例第36号 平成9年3月31日条例第11号
平成16年3月30日条例第18号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2の規定に基づき、延岡市農村婦人研修センター(以下「センター」という。)の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的及び設置)

第2条 農村婦人の生活改善等の研修を行い、活気あるむらづくりを推進するため、センターを延岡市大武町39番地2に設置する。

(管理)

第3条 市長は、センターを常に良好な状態において管理し、最も効率的に運用しなければならない。

(使用の許可)

第4条 センターを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可に条件を付けることができる。

(使用の不許可)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 建物又は附属設備等をき損するおそれがあるとき。
- (3) 管理又は運営上支障があると認められるとき。
- (4) その他使用を不相当と認めるとき。

(使用許可の取消し等)

第6条 市長は、センターの使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、又は使用の停止を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用許可の条件に違反したとき。
- (3) 前条に該当する理由が発生したとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により使用許可を受けたとき。

2 前項の使用許可の取消し又は使用停止によって使用者が被った損害については、市長は、その責めを負わない。

(使用料)

第7条 使用者は、別表第1及び別表第2に定める使用料を前納しなければならない。

(使用料の還付)

第8条 既に納入した使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰することができない理由によりセンターの使用ができなかったとき、その他市長が特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

(禁止事項)

第9条 使用者は、次の各号に掲げる事項をしてはならない。

- (1) センターを使用する権利を他に譲渡し、又は転貸すること。
- (2) センターの原状を変更し、又はこれに工作を加えること。
- (3) センターを許可を受けた目的以外に使用すること。
- (4) その他市長において指示した事項に反すること。

(損害賠償)

第10条 使用者は、センターに損害を与えた場合は、市長の認定する損害額を賠償しなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

(管理の委託)

第11条 センターの管理は、延岡市農村婦人研修センター運営協議会に委託する。

(委任)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則(平成3年9月25日条例第36号)

(施行期日)

1 この条例は、平成3年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の延岡市農村婦人研修センター条例の規定は、平成3年10月1日以後の使用許可に係る使用料について適用し、同日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成9年3月31日条例第11号)

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の延岡市農村婦人研修センター条例の規定は、平成9年4月1日以後の使用許可に係る使用料について適用し、同日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成16年3月30日条例第18号)

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の延岡市農村婦人研修センター条例の規定は、平成16年4月1日以後の使用許可申請に係る使用料について適用し、同日前の使用許可申請に係る使用料については、なお従前の例による。

別表第1(第7条関係)

施設使用料

区分	使用時間		全日
	午前	午後	
	午前9時から	午後1時から	午前9時から
	正午まで	午後5時まで	午後5時まで
自給農産物加工室	1,260円	1,680円	2,940円
家事共同室	520円	630円	1,150円

付記

1 自給農産物加工室の使用に伴って家事共同室を使用するときは、家事共同室の使用料は、徴収しない。

2 自給農産物加工室を使用時間を超えて使用するときは、その超える時間1時間(1時間未満は、1時間とする。)につき520円を徴収する。この場合には、その超える時間の別表第2の使用料は、徴収しない。

別表第2(第7条関係)

機械器具使用料

区分	単位	金額
真空フライヤー	1台	210円
殺菌槽	1台	150円
圧力煮釜	1台	150円
回転式三重釜	1台	150円
蒸し器	1台	150円
ガスバーナーコンロ	1台	150円
ミートチョッパー	1台	100円

フードカッター	1台	100円
フィニッシャー	1台	100円
簡易シール機	1台	100円
水物シール機	1台	100円
真空包装機	1台	100円
ポン菓子機	1台	100円
ガス炊飯器	1台	100円
ガスオーブン	1台	100円
製粉機	1台	100円

付記

- 1 金額は、1回当たりのものとする。
- 2 1回とは、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時までのそれぞれをいう。

延岡市農村婦人研修センター概要

1. 事業名 昭和61年度農村地域トータルライフ向上対策事業
(昭和62年4月1日開設)
2. 事業の目的 食生活の改善のため自家農産物の加工や村おこしの一環として、地場農産加工品の開発をめざし、その技術習得及び学習ができる施設を整備する。
3. 事業費 46,200,000円
 本体施設 33,477,000円
 内部設備 12,723,000円
 (うち国庫補助(1/3) 15,066,000円)
4. 事業量 鉄骨平屋建 1棟 207.97㎡
機械器具一式
5. 設置場所 延岡市大武町39番地2 TEL(34)3041
6. 管理運営 延岡市農村婦人研修センター運営協議会に委託
7. 利用状況

年度	年間利用日数	団体数	利用延人数
63	196日	253	1,865人
元	189	218	1,968
2	169	208	1,636
3	173	211	1,748
4	168	204	1,815
5	180	206	1,782

機械器具

真空フライヤー	1基	蒸気ボイラー	1基
殺菌槽	1台	全自動軟水器	1基
圧力煮釜	1基	オイルタンク	1基
回転式三重釜	1基	一槽シンク	2台
蒸し器	1台	計量器	1台
ガスバーナー	1台	湯沸器	1台
動力ミンチ	1基	打栓器	1台
フードカッター	1基	製麺器	1基
フィニッシャー	1台	ミキサー	1台
簡易シール機	1基	ミンチ台	1台
水物シール機	1基	作業台	2台
真空包装機	1基	調理実習台	2台
穀類膨張機	1基	調理台	2台
ガス炊飯器	2台	運搬車	1台
ガスオーブン	1台	冷蔵庫	1台
製粉器	1基	扇風機	2台
		その他小設備一式	

公の施設のヒヤリング

施設所管課	
施設名	南浦地区基幹集落センター ^(4558坪築) (南浦区長会)
16年度委託先	南浦区長会
16年度施設管理委託料	0円。
委託の内容	
今後の運営方針	
17年度委託予定先	
指定管理者制度への移行時期	
直営で行う場合の理由付け	<ul style="list-style-type: none"> × 早稲草等で造った施設。(<li style="margin-left: 20px;">(須美江地区の } 合わせて <li style="margin-left: 20px;">(基幹センター }) ○ 土地は 森林組合より無償で借りている。 県に 処分を命じらる。
備 考	<ul style="list-style-type: none"> ○ 27,000円 (消防設備維持費) ○ 熊江町一世帯 1000円/年 140,000円 (区長が徴収) ○ 葬会 婦人会

延岡市南浦地区基幹集落センター条例

昭和58年3月25日
条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2の規定に基づき、延岡市南浦地区基幹集落センター(以下「センター」という。)の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的及び設置)

第2条 産業の振興と住民の福祉の向上に資するため、センターを延岡市熊野江町1916番地に設置する。

(管理)

第3条 市長は、センターを常に良好な状態において管理し、最も効率的に運用しなければならない。

(使用の許可)

第4条 センターを使用する者(以下「使用者」という。)は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(使用の制限)

第5条 使用者は、センターの使用に当たって次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) センターの設置目的に反する行為
- (2) センターの建物又は附属設備を破損し、若しくは滅失するおそれのある行為
- (3) 前2号に掲げるもののほか、センターの管理運営上支障がある行為

(損害賠償)

第6条 使用者は、センターに損害を与えた場合は、市長の認定する損害額を賠償しなければならない。

(管理運営の委託)

第7条 センターの管理運営は、南浦区長会に委託する。

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

公の施設のヒヤリング

施設所管課	農林課
施設名	延岡市家畜排せつ物処理センター (42A)
16年度委託先	(有) 延岡地区有機肥料センター
16年度施設管理委託料	1050万円 (土地も含めて)
委託の内容	家畜排せつ物の処理
今後の運営方針	
17年度委託予定先	
指定管理者制度への移行時期	
直営で行う場合の理由付け	主幹課と17年、現状の業者で指定管理者と考えている。
	国の補助金の1割りにつき回答待ち。
備 考	※ 説明済
	・ 畜産老農・JA・酪農の委託 売上 4000円 戻
	・ 有機肥料の委託 処理 2000円 7000円
	6000円 ↓ 10000円補填

延岡市家畜排せつ物処理センター条例

平成7年3月29日
条例第9号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2の規定に基づき、延岡市家畜排せつ物処理センター(以下「センター」という。)の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 家畜排せつ物等による環境汚染の防止及び畜産経営の合理化を図るため、センターを延岡市追内町684番地1に設置する。

(管理の委託)

第3条 市長は、センターの設置の目的を効果的に達成するため、その管理を有限会社延岡地区有機肥料センター(以下「管理受託会社」という。)に委託する。

(利用料金)

第4条 家畜排せつ物をセンターで処理しようとする者は、利用料金を納付しなければならない。

2 利用料金は、家畜排せつ物の処理に要する経費の範囲内において、管理受託会社が市長の承認を得て定めるものとする。

3 利用料金は、管理受託会社の収入とする。

(禁止行為等)

第5条 家畜排せつ物をセンターで処理しようとする者は、家畜排せつ物の処理に支障がある物を当該家畜排せつ物に混入させてはならない。

2 市長又は管理受託会社は、処理に支障がある家畜排せつ物の処理を拒否することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、センターの設置及び管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、別に規則で定める日から施行する。(平成7年8月規則第23号で、同7年9月1日から施行)

公の施設のヒヤリング

施設所管課	農林課
施設名	延岡市食肉センター
16年度委託先	空民ビブセンター
16年度施設管理委託料	使用料、10万円。(と場使用料が入った物をそのまま委託料として出す)
委託の内容	
今後の運営方針	
17年度委託予定先	
指定管理者制度への移行時期	
直営で行う場合の理由付け	
備 考	* 行政課の財源外費用
	公営施設としての施設
	* と高橋法がなければ出来ない。

延岡市食肉センター設置条例

昭和53年3月28日
条例第11号改正 昭和60年10月1日条例第19号 平成3年9月25日条例第37号
平成9年3月31日条例第12号 平成16年3月30日条例第19号

(設置)

第1条 と畜場法(昭和28年法律第114号)第1条の目的達成のため、本市に食肉センターを設置する。

(名称及び所在地)

第2条 食肉センターの名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称	所在地
延岡市食肉センター	延岡市塩浜町2丁目2052番地ノ1

(使用申込み)

第3条 食肉センターを使用する者(以下「使用者」という。)は、市長に申し込みをしなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは食肉センターの申込みを制限し、また受理しないことができる。

- (1) 食肉センターの許容能力を超えるとき。
- (2) 管理上必要があると認めたとき。
- (3) その他市長において必要と認めたとき。

(使用料)

第4条 利用者は、申込みのとき次表に定める使用料(その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる。)を前納しなければならない。

区分	使用料	備考
牛・馬	1頭につき 630円	開場時間以外及び休日の使用料は、5割増とする。
豚	1頭につき 520円	
子牛・子馬	1頭につき 520円	
めん羊・山羊	1頭につき 100円	

(使用料の還付)

第5条 既納の使用料は市長において特別の理由があると認める場合のほか返還しない。

(損失負担)

第6条 市長は、天災地変等避けることができない事故によって損害を生じた場合は、その責を負わない。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 新施設の供用開始までは、条例第2条に規定する所在地は延岡市塩浜町2丁目2049番地ノ7とする。

(他条例の改廃)

3 延岡市と畜場使用料徴収条例(昭和8年7月17日)は廃止する。

4 延岡市特別会計設置条例(昭和39年条例第16号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(昭和60年10月1日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成3年9月25日条例第37号)

(施行期日)

1 この条例は、平成3年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の延岡市食肉センター設置条例の規定は、平成3年10月1日以後の使用許可に係る使用料について適用し、同日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成9年3月31日条例第12号)

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の延岡市食肉センター設置条例の規定は、平成9年4月1日以後の使用許可に係る使用料について適用し、同日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成16年3月30日条例第19号)

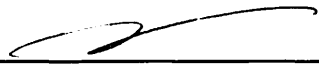
(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。








(経過措置)

2 改正後の延岡市食肉センター設置条例の規定は、平成16年4月1日以後の使用申込みに係る使用料について適用し、同日前の使用申込みに係る使用料については、なお従前の例による。

公の施設のヒヤリング

施設所管課	生活環境課
施設名	岡富公園墓地・西階公園墓地
16年度委託先	庁友会 並びに シルバー人材センター
16年度施設管理委託料	事務委託 庁友会 2,062,000円 シルバー (173,2,500円) (188円×770円)
委託の内容	・場内の清掃、ちり出し、草・樹木の剪定。
今後の運営方針	
17年度委託予定先	現状維持で行く。
指定管理者制度への移行時期	
直営で行う場合の理由付け	H16. 1. 20. 生活環境課内で直営で行くとの結論に至っている。(別紙の通り)
備考	・清掃 → 庁友会とシルバーセンター ・庁友会、花しほの運搬と清掃 週3回 * 土曜片 週4回 ・シルバーは 草刈り、樹木の剪定 週2回 * 週2回

様式第10号

				課 所 名		生活環境課	
起 案	決 裁	完 結	文 書 分 類 記 号			保 存 種 別	廃 棄
平成16年	平成16年	平成 年	款	項	目	第 種	平成 年
1月20日	/月20日	月 日					助 記
担 当 者	起 案 責 任 者	検 討 者					決 裁 者
			係 長		課 長 補 佐		課 長
	 TEL						
発信番号 (第 号)		意見					
施 行 平成 年 月 日		合 議 者					
あて先			係 員				
発信者名			 				
文書取扱主任	公 印						
		意見					

件 名 今後の市営墓地の管理方針について (報告)

(別紙 枚)

地方自治法の一部が改正され、公の施設 (=市営墓地) の管理については、その様態によつては指定管理者制度へ移行しなければならなくなりました。

そこで、今後の市営墓地の管理方法について課内協議しましたが、別紙理由等により、今後
もゴミ回収や草刈りなどの事実上の行為についてのみ委託を行い、管理の形態としては直営とする方針となりましたので報告いたします。

公の施設の指定管理者制度への移行について (検討資料)

地方自治法の一部が改正され、公の施設で旧法 244 条の 2 第 3 項に基づく委託を行っていたものについては、指定管理者制度へ移行しなければならなくなった。

(またこの機会に、直営で管理していたものについても効率性等を再検討し、可能であれば前記制度へ移行されたいとの趣旨も含まれている。)

(変更の概要)

旧法では、委託先が「地方公共団体が出資している法人」、「公共団体」若しくは「公共的団体」に限定されていたが、改正後は、自治体が適当と認める団体であれば、そのほぼすべてについて管理の指定を行なうことが可能となった。但しその際には、指定の方法(手続)、管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項をあらかじめ条例で定め、更に、指定管理者の決定については議会の承認を受けなければならないこととなった。

(法改正の背景)

旧法では上記のとおり委託先が制約されていたため、公の施設を設置した場合にはその多くが第 3 セクター方式により管理運営されてきているが、非効率などからその殆どが失敗しており、民間の経営ノウハウを取り入れるべきとの意見がでていること、また、昨今の不況により民需が低迷しているため、特定の団体が独占してきた業務受注を広く民間に開放することにより景気の浮揚を図る意図も含まれているものと思われる。

延岡市営墓地＝公の施設

現在の墓地管理の状況

- ・ 雑草の刈り取り、簡易な雑木伐採 → シルバー人材センター
- ・ ゴミの回収、簡易雑務 → 延岡市庁友会

(※但し、旧地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の基づく委託契約ではない)

●今回の法改正で管理の対象となる業務とは、清掃や警備といった事実上の行為としての業務だけでなく、使用の許可や使用料の徴収といった公法上の管理行為としての業務をも含むものを指し、現在市営墓地の管理のために行なっている清掃や草刈りなどの事実上の行為としての業務についてのみの委託については、指定管理者制度への移行を行わなければならないものとは解釈されていない。

(指定管理者制度へ移行する場合の想定し得る業務形態)

前述のとおり、法律の想定している業務とは使用の許可など公法上の管理行為を含めた業務である。よって市営墓地について指定管理者制度を採用する場合、清掃、草刈り等現在において委託している管理業務は勿論、生活環境課において市職員により行なわれている使用の許可、危険個所の選定と整備、使用者の調査等をも含めた総合的な管理を業務の範囲として検討する必要がある。

(指定管理者制度へ移行しないと決定した場合の論拠)

- ・ 使用者の所在調査が困難
折に触れ、住基端末を使用するなどの方法により調査が必要となるが、この行為については、公務員以外では容易に出来ない。
- ・ 市営墓地全体の調整が図れない
特に岡富墓地については、利便性や安全性に欠ける状況であり、且つ、立地条件等からその環境を改善することも困難な状況。したがって、将来的には墓地の新設と同時に当該墓地の整理縮小を考えなければならなくなると予想されるが、その際には将来的な構想を基に計画的な整理を進めていく必要があり、使用の許可など公法上の管理についてまで指定管理者制度による管理にしてしまうと不都合が生じる。

延岡市墓地条例

昭和55年12月22日
条例第32号

(設置)

第1条 墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)に基づき、焼骨を埋蔵し、公衆衛生の向上に資するため、本市に墓地を設置する。

(名称及び位置)

第2条 墓地の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
岡富公園墓地	延岡市岡富町1064番地
西階公園墓地	延岡市西階町2丁目4762番地

(使用の許可)

第3条 墓地を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(使用者の資格)

第4条 墓地を使用する者(以下「使用者」という。)は、本市に住所を有し、祭事を主宰する者でなければならない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用条件及び費用負担)

第5条 市長は、墓地使用者に対し、その使用について条件を付し、又は維持管理上必要な措置を命ずることができる。

2 使用者が前項の措置に応じないときは、市長がこれを行い、その費用は使用者から徴収する。

(使用地の返還)

第6条 使用者は、使用地が不用になったときは、これを原形に復し、市長へ返還しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、現状のまま返還することができる。

(使用地の変更及び返還措置)

第7条 市長は、公用、公共用又は公益上必要があるときは、使用地の変更又は返還を命ずることができる。

2 市長は、前項により変更又は返還を命じたときは、他の墓地及び移転に要する費用を交付し、又は既納使用料を還付することができる。

(使用権の承継)

第8条 使用者の死亡等により、その祭事を承継した者は、市長の許可を得て使用権を承継することができる。

(使用権の消滅)

第9条 次の各号のいずれかに該当するときは、墓地の使用権は消滅する。

(1) 使用者が死亡し、又は使用者である法人が解散した場合において、祭事を承継する者が2年以内に当該使用地の継続使用を市長に申請しないとき。

(2) 使用者が住所不明となり7年を経過しても、祭事を承継する者が継続使用を市長に申請しないとき。

2 市長は、前項各号の規定により使用権が消滅したときは、墳墓その他の物件を一定の場所に改葬又は移転することができる。

(使用許可の取消し)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消すことができる。

(1) 使用地をその目的以外に使用したとき。

(2) 市長の許可なく使用権を譲渡又は転貸したとき。

(3) 市長が相当の理由があると認められた場合を除き、使用許可の日から2年を経過しても使用しないとき。

2 前項により使用許可を取り消されたときは、使用者は、直ちにその使用地を原形に復し、市長へ返還しなければならない。

3 使用者が前項の措置を行わないときは、市長がこれを行い、その費用は使用者から徴収す

る。

(使用地の制限)

第11条 墓地の使用は、使用者1人につき1区画とする。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(使用料)

第12条 使用料は、1平方メートルにつき2万円とする。

2 使用料は、使用許可の際これを納付しなければならない。

3 継続使用許可を受けた墓地については、使用料は徴収しない。

(使用料の不還付)

第13条 使用料は、第7条第2項に規定する場合を除き還付しない。ただし、使用許可を受けた後3年以内に返還したときは、既納使用料の半額を還付する。

(使用料の減免)

第14条 市長は、特別な理由があると認める者については、使用料を減免することができる。

(委任)

第15条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この条例は、昭和56年1月1日から施行する。

2 延岡市市営墓地使用条例(昭和29年条例第23号)は、廃止する。

11/8 9:00~10:00
(A)

公の施設のヒヤリング	
施設所管課	下水道課
施設名	糞尿集溜排水処理
16年度委託先	
16年度施設管理委託料	
委託の内容	
今後の運営方針	
17年度委託予定先	
指定管理者制度への移行時期	
直営で行う場合の理由付け	<p>行革のみ、11/5/26の多施設が²⁰/₁₀減、双体利12名、 施設減に該当する月10(と委託料減) 現状でと考えている。 委託料を減らす方が合理的な(と)。(并年) 下水道法・国の外資的の適用? 〇 市町村間委託 (市町村間の委託を、 〇 下水道法第1条1 改正の法、改善・修繕、維持管理の管理は、 市町村が行う(9/27)の決定が、又、通知(別添)従前どおりで可成り 当面は現状維持でと考えている。</p>
備考	<p>12/20、21 (並年) (水保・管修) 何れも確認後 報告 している。</p>

平成16年度 公の施設の委託内容

下水道事業特別会計(妙田下水処理場/一ヶ岡下水処理場)

委託先	委託料(または予算額)	委託内容	備考
日本ヘルス工業(株)	100,147,000	中央監視業務	
九州富士電機(株)	11,340,000	コンピュータ保守点検(中央監視装置)	
南九州ソイル(株)	29,839,000	下水汚泥処理処分業務@10,815円/t	単価契約
農興産業(株)		下水汚泥処理処分業務@10,815円/t	単価契約
延岡市庁友会	5,280,000	汚泥脱水施設の運転操作(妙田下水処理場)	
宮崎ビルサービス(株)	1,370,407	施設清掃管理(妙田下水処理場)	
(株)南日本環境センター	398,538	施設清掃管理(一ヶ岡下水処理場)	
(社)延岡市シルバー人材センター	1,458,000	施設緑地管理(妙田下水処理場)	
(社)延岡市シルバー人材センター	191,000	施設緑地管理(一ヶ岡下水処理場)	
(有)宮通	497,700	自動電話交換機点検(妙田、一ヶ岡下水処理場)	
(株)東洋検査センター	3,719,000	水質等測定	単価契約
未定	1,660,000	高圧受配電設備点検(妙田下水処理場)	年度末実施予定
(財)九州電気保安協会	1,009,890	自家用電気工作物保安業務(一ヶ岡下水処理場)	
委託料合計	156,910,535		

農業集落排水事業特別会計(祝子/大野/行藤/大峽処理場)

委託先	委託料(または予算額)	委託内容	備考
延岡地区環境整備事業協同組合	6,417,000	汚泥抜取清掃 @7,036円/m ³ (おてらふきり)	単価契約
(株)南日本環境センター	6,675,000	集落排水処理施設維持管理業務 (汚泥貯留・脱水機・脱水機 水質管理)	
川越隆電気管理事務所	117,600	自家用電気工作物保安業務(行藤)	
委託料合計	13,209,600		

漁業集落排水事業特別会計(島浦処理場)

委託先	委託料(または予算額)	委託内容	備考
延岡地区環境整備事業協同組合	4,851,000	汚泥抜取清掃 @9,800円/m ³	単価契約
(株)南日本環境センター	2,512,500	集落排水処理施設維持管理業務	
川越隆電気管理事務所	152,775	自家用電気工作物保安業務	
委託料合計	7,516,275		

延岡市集落排水処理施設条例

平成2年3月31日
条例第16号改正 平成4年12月25日条例第40号 平成9年3月31日条例第9号
平成10年12月24日条例第28号 平成12年3月28日条例第13号〔この条例で題名改正〕
平成15年6月26日条例第25号

(趣旨)

第1条 この条例は、農村地域及び漁村地域における生活環境の整備を図るため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定に基づき、延岡市(以下「市」という。)が設置する集落排水処理施設(農業集落排水処理施設及び漁業集落排水処理施設をいう。)の管理に関し、浄化槽法(昭和58年法律第43号)その他の法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 汚水 し尿及び雑排水(生活に起因する排水をいい、雨水、工場廃水その他排水処理施設の機能を妨げるおそれのある排水を除く。)をいう。
- (2) 排水処理施設 汚水を排除し、又は処理するために市が設置し、管理する施設で、処理場^{きよ}を有し、かつ、汚水を排除すべき施設の相当部分が暗渠である構造のものをいう。
- (3) 排水設備 家屋(地方税法(昭和25年法律第226号)第341条第3号に規定する家屋をいう。以下同じ。)から排除される汚水を排水処理施設に流入させるために必要な排水管、排水渠^{きよ}その他の排水施設(屋内の排水管並びにそれに固着する流し、浴槽及び洗面器並びに水洗便所のタンク及び便器を含み、し尿浄化槽を除く。)をいう。
- (4) 排水区域 排水処理施設により汚水を排除することができる区域であつて、市長が公告した区域をいう。
- (5) 水道 水道法(昭和32年法律第177号)第3条第5項に規定する水道事業者である市が経営する水道をいう。

(公告)

第3条 市長は、排水区域を定めたときは公告するものとする。

2 市長は、排水処理施設の供用を開始しようとするときは、あらかじめ次の各号に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 供用を開始する期日
- (2) 汚水を排除することができる区域
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
(排水設備の設置)

第4条 排水区域内の家屋の所有者で、汚水を排水処理施設に排除しようとするものは、排水処理施設の供用が開始された場合においては、遅滞なく排水設備を設置しなければならない。ただし、特別の理由がある場合であつて、市長の許可を受けたときは、この限りでない。
(排水設備の構造等の基準)

第5条 排水設備の設置及び構造については、建築基準法(昭和25年法律第201号)その他の法令の規定の適用がある場合においては、それらの法令の規定によるほか、規則で定める技術上の基準によらなければならない。

(排水設備の計画の確認)

第6条 排水設備の新設、増設、改築又は撤去(以下「排水設備の新設等」という。)を行おうとする者は、あらかじめ、その計画が前条に定める基準に適合するものであることについて、規則で定めるところにより、市長に申請し、その確認を受けなければならない。確認を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。ただし、排水設備の構造に影響を及ぼすおそれのない変更にあつては、あらかじめ、その旨を市長に届け出ることにより足りる。

(排水設備の工事の実施)

第7条 排水設備の新設等の工事(規則で定める軽微な工事を除く。)は、市長が指定した者(以下「指定工事店」という。)でなければ行ってはならない。

(排水設備の工事の検査)

第8条 排水設備の新設等を行った者は、当該工事が完了したときは、当該工事の完了した日の翌日から起算して5日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出て、当該工事が第5条に定める基準に適合しているものであることについて、市長の検査を受けなければならない。

2 市長は、前項の検査をした場合において、当該工事が第5条に定める基準に適合していると認めるときは、当該排水設備の新設等を行った者に対し、規則で定めるところにより、検査済証を交付する。

(指示)

第9条 市長は、排水設備の新設等を行おうとする者、排水設備により汚水を排水処理施設に排除してこれを使用する者(以下「使用者」という。)及び指定工事店に対し、排水設備の管理、使用及び工事に関し、必要な指示をすることができる。

(使用開始等の届出)

第10条 排水設備を有する家屋の所有者又は使用者は、排水処理施設の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

2 排水設備を有する家屋の所有者又は使用者は、使用者に変更が生じたときは、規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(排除の制限)

第11条 使用者は、第2条第1号に規定する汚水以外の排水を排水処理施設に排除してはならない。

(使用料の徴収)

第12条 市長は、使用者から使用料を徴収する。

(使用料の額等)

第13条 使用料の額は、使用者が排除した汚水の量に応じ、次の表に定める基本料金及び従量料金の合計額に100分の105を乗じて得た額(その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる。)とする。

汚水の種類	基本料金(1月につき)		従量料金	
	排除汚水量	金額	排除汚水量	金額(1立方メートルにつき)
一般汚水	10立方メートルまで	640円	10立方メートルを超え20立方メートルまでの分	68円
			20立方メートルを超え30立方メートルまでの分	77円
			30立方メートルを超え40立方メートルまでの分	88円
			40立方メートルを超え50立方メートルまでの分	106円
			50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	121円
			100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	140円
			500立方メートルを超える分	160円
その他汚水			100立方メートルまでの分	58円
			100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	77円

			500立方メートルを超え1000立方メートルまでの分	97円
			1000立方メートルを超える分	116円
浴場汚水	10立方メートルまで	640円	10立方メートルを超える分	19円

備考

- (1) 一般汚水とは、その他汚水及び浴場汚水以外の汚水で排水処理施設に排除するものをいう。
- (2) その他汚水とは、冷暖房用水及びこれに類する汚水で排水処理施設に排除するものをいう。
- (3) 浴場汚水とは、公衆浴場法施行条例(平成15年宮崎県条例第14号)第2条第1号に規定する一般公衆浴場の汚水で排水処理施設に排除するものをいう。
- 2 使用者が排除した汚水の量の算定は、次の各号に定めるところによる。
- (1) 水道水を使用した場合は、水道の使用水量とする。ただし、2以上の使用者が1個の水道メーターを共同で使用している場合において、当該使用者の使用水量を確知することができないときは、当該使用者の使用の態様を勘案して市長が認定する。
- (2) 水道水以外の水を使用した場合は、その使用水量とし、使用態様を勘案して市長が認定する。
- (3) 水道水及び水道水以外の水を併用した場合は、前2号の規定により算定した使用水量を合算する。
- (4) 氷雪製造業その他の営業で、その営業に伴い使用する水の量がその営業に伴い排水処理施設に排除する汚水の量と著しく異なる場合は、申告に基づいて市長が認定する。
- (5) 月の中途において排水処理施設の使用を開始し、休止し、又は廃止した場合には、規則で定めるところにより、前各号の規定に基づき汚水の量を算定する。
- 3 市長は、前項第2号に規定する場合において、必要があると認めるときは、汚水の量を計測するための装置(以下「計測装置」という。)を取り付けることができる。
- 4 前項の規定に基づき、計測装置を取り付けた場合において、使用者は善良な管理者の注意をもって当該計測装置を管理しなければならない。
- 5 使用者は、計測装置をき損し、又は亡失したときは、その損害額を賠償しなければならない。ただし、使用者の責めに帰することができない理由による場合は、この限りでない。
- (資料の提出)
- 第14条 市長は、必要があると認めるときは、使用者に対し、汚水量の認定のために必要な資料の提出を求めることができる。
- (使用料の減免等)
- 第15条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減免し、又は納期限を延長することができる。
- (罰則)
- 第16条 次の各号のいずれかに掲げる者は、5万円以下の過料に処する。
- (1) 第6条の規定による確認を受けないで排水設備の新設等を行った者
- (2) 第7条の規定に違反して排水設備の新設等の工事を行った者
- (3) 第8条第1項の規定による届出を怠り、又は検査を拒否した者
- (4) 第9条の規定による指示に従わなかった者
- (5) 第14条の規定により資料の提出を求められてこれを拒否し、又は怠った者
- 第17条 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。
- 第18条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の過料を科する。
- (委任)
- 第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成4年12月25日条例第40号)

(施行期日)

1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第10条第1項の規定は、平成5年4月分以後の使用料について適用し、同年3月分以前の使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成9年3月31日条例第9号)

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の延岡市農業集落排水処理施設条例の規定は、平成9年4月分以後の使用料について適用し、同年3月分以前の使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成10年12月24日条例第28号)

(施行期日)

1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお、従前の例による。

附 則(平成12年3月28日条例第13号)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成15年6月26日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

下水道法

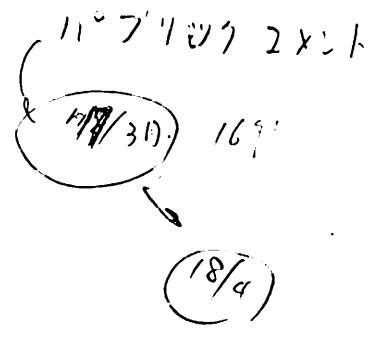
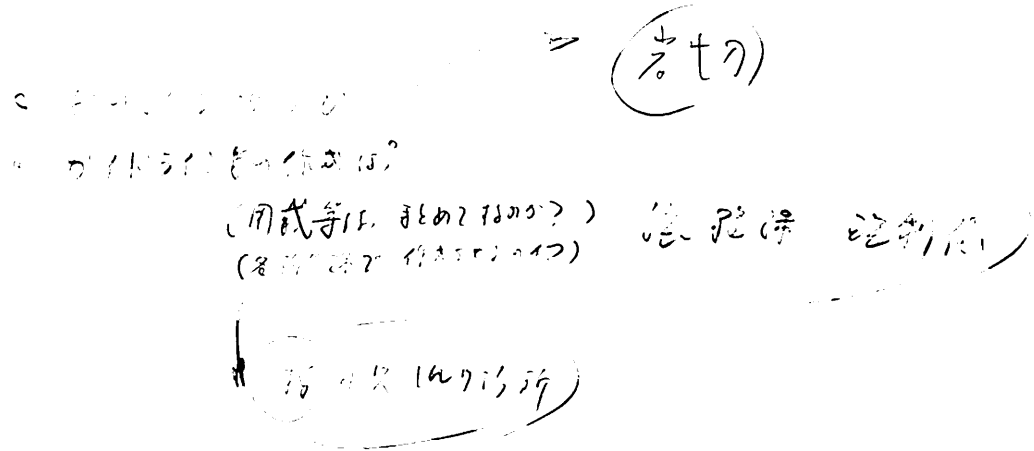
第二章 公共下水道

(管理)

第三条 公共下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理は、市町村が行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、都道府県は、二以上の市町村が受益し、かつ、関係市町村のみでは設置することが困難であると認められる場合においては、関係市町村と協議して、当該公共下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理を行うことができる。この場合において、関係市町村が協議に応じようとするときは、あらかじめその議会の議決を経なければならない。

[判例]



★ 10/5 宮崎市 総務課: 法制係 (岩手県 聴取)

- 現時点では、施設所管課の担当課長に、地法自治法の改正が府政の管理委託制度 → 指定管理者制度への変更がなされた説明を行った。これから色々の事柄が必要に存在する旨説明した。
- H17年3月議会に、「公の施設に由来する指定管理者の指定の手続に関する条例」を提案予定。
- H17年当初から各種作業を進め、H18年4月より移行との暫定計画を立2718。

[別添 通知1]

国都下企第71号
平成16年3月30日

各都道府県下水道担当部長 殿
各政令指定都市下水道担当局長 殿

国土交通省都市・地域整備局
下水道部下水道企画課長

指定管理者制度による下水道の管理について

平成15年6月13日に公布された地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）において公の施設の管理に関する指定管理者制度が創設されたところである。

各都道府県、政令指定都市においては、指定管理者制度による公共下水道等の管理について、下記事項に留意の上、適切に対応されたい。

なお、貴都道府県内市町村（政令指定都市を除く。）にもこの旨周知をされたい。

記

1 指定管理者制度の趣旨

従来、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2において、普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、公の施設の管理を普通地方公共団体が出資している一定の法人等に委託することができることとされていた（管理委託制度）。

今般、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的として、地方自治法第244条の2が改正され、従来の管理委託制度に代わる新たな制度として指定管理者制度が創設され、地方公共団体が指定する法人その他の団体（指定管理者）に公の施設の管理を行わせることができることとなった（指定管理者制度）ものである。

2 下水道における指定管理者制度の適用

(1) 地方自治法の指定管理者制度と個別の公物管理法との関係

地方自治法の指定管理者制度と個別の公物管理法は、一般法と特別法の関係にあるため、個別の公物について地方自治法の指定管理者制度が適用されるか否かは、個別法の規定の解釈によるものである。

なお、地方自治法の解釈として、指定管理者制度は、事実行為のみにも適用可能であるが、使用料の強制徴収、行政財産の目的外使用許可等の法令により地方公共団体の長のみが行うことができる権限は指定管理者に行わせることはできないこととされている。

(2) 下水道における指定管理者制度の適用

(1)を踏まえ、下水道における指定管理者制度の適用については、以下のとおりとする。
下水処理場等の運転、保守点検、補修、清掃等や管渠の保守点検、補修、清掃等あるいは使用料の徴収管理等の事実行為については、指定管理者制度を活用することなく業務委託を行うことが従前どおり可能であるほか、委託する管理の内容に応じ指定管理者制度によることも可能である。

一方、排水区域内の下水道の利用義務付け、悪質下水の排除規制、物件の設置の許可、使用料等の強制徴収、監督処分等の下水道管理者が行うべき公権力の行使に係る事務等については、指定管理者制度は適用できないので十分留意すること。

3 下水道において指定管理者制度を適用する場合の手続

(1) 条例の制定

指定管理者制度を適用する場合には、条例において、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとされている（地方自治法第244条の2第4項）ので、下水道において指定管理者制度を適用する場合には、具体的に以下の事項を定めることが適当である。

① 指定の手続

申請の方法、選定基準等について定めることとなるので、申請の方法として業務実施計画書を提出させること等を定めるとともに、選定基準として、以下の事項等を定めること。

- ・施設の維持管理を効率的に行うことができる専門的知識及び技術的な能力に加え、維持管理を安定的に継続して行う財産的基盤を有していること。
- ・指定管理者に管理を行わせることにより、施設の効用を最大限に発揮することが可能になるとともに施設の維持管理経費の縮減が図られること。など

② 管理の基準

下水道として適切な維持管理を確保する上で必要となる事項として、放流水の水質や汚泥の含水率、施設の機能確保等について、管理を行わせようとする下水道施設などの実情を踏まえて定めること。

③ 業務の範囲

2(2)を踏まえた上で、各施設の目的や態様等に応じて指定管理者が行う業務の具体的な範囲を定めること。

この場合、清掃、警備等の個々の具体的な業務の一部を指定管理者から第三者へ委託することは差し支えないが、管理に係る業務を一括して第三者へ委託することはできないものであることを担保すること。

(2) 指定管理者の指定

① 指定管理者の指定にあたっては、指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称、指定管理者となる団体の名称、指定の期間等について議会の議決を経ることとされている（地方自治法第244条の2第6項）。

② 指定管理者の指定に際しては、施設の諸元、流入水の水質等の当該施設の特性のほか、下水道の維持管理に関する専門的知識及び技術的な能力、財産的基盤等の応募条件を記載した募集要項等を事前に公表するなど広く民間事業者が参加できるように配慮すること。

③ 条例制定、選定等の手続、議会の議決、協定の締結、事務引継等の期間を考慮して計画的に事務手続を進め、指定管理者が業務を円滑に開始できるように必要な措置を講ずる

こと。

- ④ 指定管理者に支出する委託費の額等条例で定める項目以外の細目的事項については、地方公共団体と指定管理者との間の協定等の中で明らかにしておくこと。

(3) 指定管理者に対する監督等

地方公共団体は、指定管理者からの事業報告書の提出(地方自治法第244条の2第7項)、指定管理者に対する当該管理の業務又は経理の状況に関する報告、実地調査又は必要な指示ができるほか、地方公共団体は、指定管理者が上記指示に従わない場合等においては、指定の取消し又は業務の停止命令を行うことができる(地方自治法第244条の2第10項及び第11項)ので、適宜必要な措置を講ずること。

4 下水道管理者として適切な管理を確保するための留意事項

- ① 下水道管理者として、指定管理者への指示、監督等の施設の適切な管理を確保するための必要な措置が行えるよう十分な体制が整備できていること。特に、異常時、緊急時において下水道管理者として行うべき権限、事務を適切に行使するとともに、指定管理者への指示などを的確に行うための必要な体制が整備できていること。
- ② 従来の管理委託制度、民間業者への業務委託と同様に、指定管理者に管理を行わせる場合においても、下水道管理者には下水道法第3条に基づく下水道管理者として本来行うべき権限、事務を適切に行使する責任が存することはもちろん、国家賠償法における公の営造物の設置管理瑕疵に基づく損害賠償責任等の対外的な法的責任を負うこと。
- ③ 指定管理者制度による下水処理場等の維持管理の委託を包括的民間委託で実施する場合には、別途通知する「下水処理場等の維持管理における包括的民間委託の推進について」(平成16年3月30日 国都下管第10号 下水道管理指導室長通知)を参考にすること。

5 その他

(1) 経過措置

管理委託制度を適用している施設について、同制度に替えて引続き指定管理者制度を適用する場合には、平成15年9月2日(改正地方自治法の施行日)から起算して3年以内に、当該施設の管理に関する条例を改正し、指定管理者制度を適用するための本通知に基づく手続きを行う必要があること。

(2) その他

平成16年2月27日付け地域再生本部決定の『「地域再生推進のためのプログラム」3(1)地域主導による資源の有効活用 ③アウトソーシングの促進』において「地方公共団体の行政サービスについて、潜在的ニーズを民間の創意工夫で顕在化させ、新たなビジネス、雇用の機会を創出する観点」から本制度を活用できるとされているので参考にされたい。

11/9 (14:00~)

公の施設のヒヤリング	
施設所管課	図書館
施設名	カルチャー施設・市立図書館・社会教育センター
16年度委託先	直営、業務委託に次17は別紙。
16年度施設管理委託料	業務委託費 6,228,562円
委託の内容	業務委託の内容は別紙。
今後の運営方針	
17年度委託予定先	直営
指定管理者制度への移行時期	
直営で行う場合の理由付け	◦カルチャー施設・市立図書館・社会教育センター(延岡市公民館)の全体の運営を考慮して、取組を行っているがやりがちな点はない。
	◦合併も含め、今後の取組と検討する必要があり、当面は現状で行っていくが、将来的には、検討にあたりする施設ではないかと考えられる。
	◦個別法の規定がある。(社会教育法・図書館法)
備考	◦現在蔵書は、バーコードで管理しているが、将来的には、ICタグ化への移行を検討中。(予算6~700万円)

平成16年度施設に係る委託

図書館

①館内警備委託

- ・委託先 企業警備保障
- ・委託料 688,000円 (夏季警備委託経費は除く)

②機械警備委託

- ・委託先 企業警備保障
- ・委託料 264,000円

③電算システム保守委託

- ・委託先 行政システム九州㈱
- ・委託料 971,460円

④寄贈図書装備等委託

- ・委託先 図書館流通センター
- ・委託料 2,463,998円

⑤土・日曜日図書配架委託

- ・委託先 シルバー人材センター
- ・委託料 1,183,728円

⑥移動図書館車運転委託

- ・委託先 シルバー人材センター
- ・委託料 878,040円

⑦ホームページ機器等保守委託

- ・委託先 富士通ビジネス
- ・委託料 279,336円

ホームページ
↓
[クラウド化へ移行] → m&A

全体的な運営改善と明確な役割分担

各部門の役割分担 (社会福祉法)
(図書館法)

カルチャープラザのべおか条例

平成8年12月26日
条例第33号

改正 平成9年3月31日条例第16号 平成16年3月30日条例第30号

目次

- 第1章 総則(第1条—第3条)
- 第2章 カルチャー施設(第4条—第12条)
- 第3章 市立図書館(第13条)
- 第4章 社会教育センター(第14条)
- 第5章 補則(第15条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2の規定に基づき、カルチャープラザのべおか(以下「カルチャープラザ」という。)の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市民の生涯学習と文化活動を促進し、もって市民文化の創造と振興に資するため、カルチャープラザを延岡市本小路39番地1に置く。

2 カルチャープラザは、次の各号に掲げる施設をもって構成する。

- (1) カルチャー施設
- (2) 市立図書館(図書館法(昭和25年法律第118号)第2条に規定する図書館をいう。)
- (3) 社会教育センター(社会教育法(昭和24年法律第207号)第20条に規定する公民館をいう。)

(正常な運営の維持)

第3条 何人もカルチャープラザにおいてその正常な運営を妨げる行為であつて教育委員会規則で定める行為をしてはならない。

2 何人も、カルチャープラザの正常な運営を維持するために発する教育委員会の指示に従わなければならない。

3 教育委員会は、第1項の規定に違反した者又は前項の指示に従わない者に対し、カルチャープラザからの退去を命ずることができる。

第2章 カルチャー施設

(使用許可)

第4条 カルチャー施設を使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の許可をする場合において必要があると認めるときは、当該許可に条件を付することができる。

(使用の不許可)

第5条 教育委員会は、カルチャー施設の使用の目的又は使用の態様が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、カルチャー施設の使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) カルチャー施設の施設、設備等をき損し、又は汚損するおそれがあるとき。
- (3) 専ら商品等の宣伝、展示、販売等を目的とするとき。
- (4) 社会教育法第23条第1項第2号及び第2項の規定に該当するとき。
- (5) カルチャープラザの設置の目的に反するとき。
- (6) カルチャープラザの管理又は運営に支障があるとき。

(使用権の譲渡禁止等)

第6条 カルチャー施設の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、当該使用許可に基づく使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

2 使用者は、使用許可を受けた目的以外の目的にカルチャー施設を使用してはならない。
(特別の設備等)

第7条 使用者は、カルチャー施設の使用に当たって、特別の設備を付加し、又はカルチャー施設の備品以外の器具を搬入して使用しようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、カルチャー施設の管理運営上必要があると認めるときは、使用者に対して特別の設備をすることを命ずることができる。この場合において、当該特別の設備に要する費用は、使用者の負担とする。

(使用許可の取消し等)

第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用許可の条件を変更し、又は使用を停止させ、若しくは使用許可を取り消すことができる。この場合において、使用者が損害を受けても市及び教育委員会は、その責めを負わない。

(1) 使用の目的又は使用の態様が第5条各号のいずれかに該当するとき。

(2) 使用者が使用許可の条件に違反したとき。

(3) 使用者が偽りその他不正な手段により使用許可を受けたとき。

(4) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく教育委員会規則に違反したとき。

(5) 使用者がカルチャープラザの正常な運営を維持するために発する教育委員会の指示に従わないとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、教育委員会が管理上又は公益上必要があると認めるとき。

(原状回復義務)

第9条 使用者は、カルチャー施設の使用が終了したとき又は前条の規定により使用を停止され、若しくは使用許可を取り消されたときは、直ちに自己の負担で器具、設備等を撤去し、カルチャー施設を原状に回復しなければならない。

(損害賠償義務)

第10条 使用者が故意又は過失によりカルチャー施設の施設、設備等をき損し、又は汚損したときは、使用者はそれによって生じた損害を賠償しなければならない。

(使用料等)

第11条 使用者は、別表に定める使用料(その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる。)を教育委員会規則で定める期日までに納付しなければならない。

(使用料の不還付)

第12条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 天災地変その他使用者の責めに帰することができない理由によりカルチャー施設を使用することができないとき。

(2) 使用者が教育委員会規則で定める期日までに使用許可の取消しを申し出た場合において、教育委員会が相当の理由があると認めるとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、教育委員会が特別の理由があると認めるとき。

第3章 市立図書館

(図書館協議会)

第13条 図書館法第14条第1項の規定に基づき、市立図書館に延岡市立図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会の委員の定数は、8人とする。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠による委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

4 協議会は、図書館長が招集する。

第4章 社会教育センター

(社会教育センター)

第14条 社会教育センターの管理及び運営について必要な事項は、延岡市公民館条例(昭和52年条例第25号)に定めるところによる。

第5章 補則

(補則)

第15条 この条例に定めるもののほか、カルチャープラザの管理及び運営について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、別に規則で定める日から施行する。(平成9年1月規則第1号で、同9年2月21日から施行)
(延岡市市立図書館条例の廃止)
- 2 延岡市市立図書館条例(昭和36年条例第14号)は、廃止する。
(延岡市公民館条例の一部改正)
- 3 延岡市公民館条例の一部を次のように改正する。
(次のよう略)

附 則(平成9年3月31日条例第16号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後のカルチャープラザのべおか条例の規定は、平成9年4月1日以後の使用許可に係る使用料について適用し、同日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成16年3月30日条例第30号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後のカルチャープラザのべおか条例の規定は、平成16年4月1日以後の使用許可申請に係る使用料について適用し、同日前の使用許可申請に係る使用料については、なお従前の例による。

別表(第11条関係、カルチャー施設使用料)

1 施設使用料

(1) ホール使用料

施設名	使用時間帯		午前	午後	夜間	全日
			午前9時～ 正午	午後1時～ 午後5時	午後5時～ 午後10時	午前9時～ 午後10時
多目的 ホール	移動座 席を使用 するとき	入場料を徴収しない とき	6,300円	8,400円	10,500円	25,200円
		1,000円未満の入場料 を徴収するとき	9,450円	12,600円	15,750円	37,800円
		1,000円以上の入場料 を徴収するとき	11,340円	15,120円	18,900円	45,360円
	移動座 席を使用 しないとき	入場料を徴収しない とき	1,890円	2,520円	3,150円	7,560円
		1,000円未満の入場料 を徴収するとき	2,830円	3,780円	4,720円	11,330円
		1,000円以上の入場料 を徴収するとき	3,460円	4,620円	5,770円	13,850円
ハーモ ニーホ ール	入場料を徴収しないとき		3,150円	4,200円	5,250円	12,600円
	1,000円未満の入場料を徴収す るとき		4,720円	6,300円	7,870円	18,890円
	1,000円以上の入場料を徴収す るとき		5,670円	7,560円	9,450円	22,680円

(2) ギャラリー使用料

施設名	使用区分	使用時間帯		
		午前	午後	全日
		午前9時～正午	正午～午後5時	午前9時～午後5時
アートギャラリー	入場料を徴収しないとき	2,830円	4,720円	7,550円
	入場料を徴収するとき	4,410円	7,350円	11,760円
フリースペース	入場料を徴収しないとき	1,260円	2,100円	3,360円
	入場料を徴収するとき	1,890円	3,150円	5,040円

(3) 音楽スタジオ使用料

施設名	使用時間帯	午前	午後	夜間	全日
		午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後5時～午後10時	午前9時～午後10時
音楽スタジオ1		940円	1,260円	1,570円	3,780円
音楽スタジオ2		630円	840円	1,050円	2,520円

備考

- 1 入場料とは、入場料、会費、会場整理費等入場することに関し徴収される入場の対価をいう。
 - 2 入場料に段階を設けているときは、その最高額を適用する。
 - 3 ホール及びギャラリーの使用者が商品買上者に対し招待券を発行するとき、会員制度により会員を招待するときその他これらに類するときは、ホールにあつては1,000円以上の入場料を徴収するときの使用区分の使用料を、ギャラリーにあつては入場料を徴収するときの使用区分の使用料を徴収する。
 - 4 ホール及びギャラリーを専ら準備及びリハーサルのために使用するとき、使用料に100分の60を乗じて得た額を使用料とする。
 - 5 午前及び午後の使用時間帯を継続して使用する場合の使用料は、各使用時間帯の使用料の合計額とする。
 - 6 使用時間帯を超過して使用する場合の使用料は、各使用区分に従い1時間(1時間に満たない場合は、1時間とする。)につき次の各号に定める使用時間帯の使用料の1時間当たりの単価(当該使用時間帯の使用料を当該使用時間帯の時間で除して得た額をいう。)とする。
 - (1) ホール、ギャラリー及び音楽スタジオの午前9時以前の使用又はホール及び音楽スタジオの正午から午後1時までの使用 午前の使用時間帯
 - (2) ホール及び音楽スタジオの午後10時以後の使用 夜間の使用時間帯
 - (3) ギャラリーの午後5時以後の使用 午後の使用時間帯
 - 7 使用時間には、準備及びあとかたづけの時間を含むものとする。
- 2 冷暖房設備使用料
冷暖房設備の使用料は、施設使用料の100分の50に相当する額とする。
 - 3 附属設備及び備品使用料は、別に教育委員会規則で定める。

延岡市公民館条例

昭和52年10月12日
条例第25号

改正 平成3年9月25日条例第40号 平成8年12月26日条例第33号
平成9年3月31日条例第17号 平成12年3月28日条例第22号
平成13年3月30日条例第17号 平成16年3月30日条例第29号

(設置)

第1条 社会教育法(昭和24年法律第207号。以下「法」という。)第20条の目的を達成するため、本市に公民館を設置する。

(名称及び所在地)

第2条 公民館の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称	所在地
延岡市社会教育センター	延岡市本小路39番地の1

(職員)

第3条 公民館に館長のほか、主事その他必要な職員を置く。

第4条 削除

(使用の許可)

第5条 公民館を使用する者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の許可をする場合、公民館の管理上必要な条件を付することができる。

(使用の制限)

第6条 教育委員会は、法に規定する公民館の運営方針に反するもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、公民館の使用を許可しない。

- (1) 秩序をみだし、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 建物及び附属設備等を汚損又は損傷するおそれがあるとき。
- (3) その他、公益上又は管理運営上支障があるとき。

(使用料)

第7条 公民館の使用料については、別表に定める使用料(その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる。)を使用許可の際納入しなければならない。

(使用料の減免)

第8条 次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減免することができる。

- (1) 法第10条の規定による社会教育関係団体が使用するとき。
- (2) 国又は地方公共団体において公用又は公共の用に使用するとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会において特に相当な事由があると認めるとき。

(使用料の返還)

第9条 既納の使用料はこれを返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を返還することができる。

- (1) 天災・地変その他使用者の責でない事由で使用することができなくなったとき。
- (2) 教育委員会の都合により使用許可を取り消したとき。
- (3) 使用期日3日以前に使用の取り消し、又は変更を願い出て、相当の事由があると認めるとき。
- (4) その他、教育委員会において相当の事由があると認めるとき。

(使用権の譲渡禁止)

第10条 公民館の使用許可を受けた者は、その権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用許可の取消等)

第11条 次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会は使用許可を取り消し、又は必要な措置を命ずることができる。

- (1) この条例又は規則に違反したとき。

- (2) 使用許可の条件に違反したとき。
 (3) その他、教育委員会が不相当と認めるとき。
 (損害賠償)

第12条 使用者がその責に帰すべき理由により建物又は附属設備を損傷し、又は滅失したときは、その損害額を賠償しなければならない。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。
- 延岡市公民館設置条例(昭和24年12月15日)、延岡市公民館使用条例(昭和26年9月26日)及び延岡市公民館運営審議会条例(昭和28年条例第20号)は、廃止する。

附 則(平成3年9月25日条例第40号)

(施行期日)

- この条例は、平成3年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 改正後の延岡市公民館条例の規定は、平成3年10月1日以後の使用許可に係る使用料について適用し、同日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成8年12月26日条例第33号抄)

(施行期日)

- この条例は、別に規則で定める日から施行する。

附 則(平成9年3月31日条例第17号)

(施行期日)

- この条例は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

- この条例による改正後の延岡市公民館条例の規定は、平成9年4月1日以後の使用許可に係る使用料について適用し、同日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成12年3月28日条例第22号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年3月30日条例第17号)

この条例は、平成13年6月1日から施行する。

附 則(平成16年3月30日条例第29号)

(施行期日)

- この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 改正後の延岡市公民館条例の規定は、平成16年4月1日以後の使用許可申請に係る使用料について適用し、同日前の使用許可申請に係る使用料については、なお従前の例による。

別表(第7条関係)

社会教育センター使用料

使用時間帯 室名	午前	午後	夜間	全日
	午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後5時～午後10時	午前9時～午後10時
研修室1	2,830円	3,040円	3,360円	9,230円
研修室2	840円	1,050円	1,360円	3,250円
研修室3	840円	1,050円	1,360円	3,250円
研修室4	1,360円	1,570円	1,890円	4,820円
研修室5	2,100円	2,310円	2,620円	7,030円
研修室6	1,050円	1,260円	1,570円	3,880円
会議室1	730円	940円	1,260円	2,930円
会議室2	1,570円	1,780円	2,100円	5,450円

会議室3	1,050円	1,260円	1,570円	3,880円
和室1	1,050円	1,260円	1,570円	3,880円
和室2	1,050円	1,260円	1,570円	3,880円
調理室	2,100円	2,310円	2,620円	7,030円

備考

- 1 午前及び午後の使用時間帯を継続して使用する場合の使用料は、各使用時間帯の使用料の合計額とする。
- 2 使用時間帯を超過して使用する場合の使用料は、1時間(1時間に満たない場合は、1時間とする。)につき次の各号に定める使用時間帯の使用料に100分の20を乗じて得た額とする。
 - (1) 午前9時以前の使用又は正午から午後1時までの使用 午前の使用時間帯
 - (2) 午後10時以後の使用 夜間の使用時間帯
- 3 入場料(入場料、会費、会場整理費等入場することに関し徴収される入場の対価をいう。)を徴収する場合は、使用料の100分の30に相当する額を加算する。
- 4 調理室においてガス及び水道を使用する場合は、使用料のほかにガス料金相当額及び水道料金相当額の実費を徴収する。
- 5 冷暖房設備使用料は、使用料の100分の50に相当する額とする。
- 6 使用時間には、準備及びあとかたづけの時間を含むものとする。

図書館法

前へ

第二章 公立図書館

(設置)

第十条 公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

[改正注記]

第十一条及び第十二条 削除

[改正注記]

(職員)

第十三条 公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く。

2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、図書館奉仕の機能の達成に努めなければならない。

[改正注記]

(図書館協議会)

第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第十五条 図書館協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が任命する。

[改正注記]

第十六条 図書館協議会の設置、その委員の定数、任期その他必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

[改正注記]

(入館料等)

第十七条 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。

(公立図書館の基準)

第十八条 文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、公立図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを教育委員会に提示するとともに一般公衆に対して示すものとする。

[改正注記]

次へ

公の施設のヒヤリング

施設所管課	都市計画課
施設名	都市公園
16年度委託先	
16年度施設管理委託料	
委託の内容	
今後の運営方針	今のところ、現状で考えている。
17年度委託予定先	
指定管理者制度への移行時期	
直営で行う場合の理由付け	
備 考	※ 黒木主査が1/9より、都市公園に肉する指定管理者制度の説明会へ出席するとのこと。
	その後の報告を受けることとする。

随意契約理由

平成16年度都市公園管理業務を下記理由により、別紙都市公園管理委託契約内訳表のとおり委託してよろしいか。

1. 業務委託する理由

本市の管理する都市公園は、市内に185箇所あり、レクリエーションや憩いの場として、市民に親しまれ、防災面でも貴重な拠点となっています。

しかしながら、環境問題等に人々が敏感となってきた今日、ゴミの散乱や雑草の繁茂などが大きな社会問題となっており、特に、快適で潤いのある生活空間を提供する公園には、市民の関心が集まっています。

このため、園内の草刈りや清掃、樹木の剪定等の日頃の維持管理が、重要な業務となっており、市民のニーズに応えるためにも、この業務を留まらせることなく、円滑に遂行する必要があります。

したがって、浜川公園を含む塩浜地区の公園管理については、地元で結成し、当地に事務所を構え、管理機材を所有する延岡市美化事業協会に、城山公園の管理については、鐘守として長期契約をしている矢島夫妻に、また、市内の既設公園の管理については、多数の労力が必要なことと、軽作業のため、高齢者の雇用機会の創出に最適であることから、延岡市シルバー人材センターと随意契約による年間契約を行うことが、経済性と公共性の両面において、極めて有効な手段と考えます。

2. 業務委託の内容

別紙都市公園管理委託契約内訳表参照

契約件数 4件(43,502千円)

3. 予算措置

土木費 都市計画費 公園費 委託料(都市公園管理委託料)

(予算52,850千円)

4. 平成15年度実績

別紙都市公園管理委託契約内訳表の朱書き

契約件数 4件(48,436,400円)

既設公園管理業務委託処理要領

本委託の業務処理要領は、下記のとおり業務別に定める。

1. 延岡市公園内公衆便所清掃業務 (H16予算3,256,800円)(H15実績3,264,000円)

- 1) 水を流しながら刷毛を使って洗い、再び水洗いすること。
- 2) 便器に付着した汚物等を良く洗い落とすこと。なお、汚物が落ちにくい場合は、塩酸等により洗い流すこと。
- 3) 便所(建物)の周辺3.0m程度を含む範囲まで清掃及び草刈りをする事。
- 4) 便所の天井・外壁・内壁及びガラス窓等も、刷毛を使って水洗いすること。
- 5) 汲み取り便所の場合は、便槽の大きさにより、適当に消毒液を薄めて投入すること。
- 6) 水飲み場周辺は常時水気がありコケ等で滑りやすくなるため定期的に清掃を行うこと。
- 7) 便所(建物)の破損箇所及び汲み取りの要否、その他補修箇所がある場合は速やかに都市計画課まで報告すること。また、その内容を日誌に記載すること。
- 8) 便所の清掃箇所、及び清掃回数等は別表「公園公衆便所清掃委託箇所及び回数一覧表」のとおりとする。ただし、甲が必要と判断し別途指示した場合はその都度清掃を行うものとする。

例:西階公園や妙田公園でのスポーツ大会開催時は利用増が考慮されるため期間中の追加清掃は別途指示することがある。

2. 五ヶ瀬川河川敷駐車場広場管理業務 (H16予算1,514,700円)(H15実績2,138,400円)

- 1) 業務時間は午前8時から午後6時までとする。
休業日は、毎週土、日曜日及び平成16年12月29日から平成17年1月3日までの6日間とする。
- 2) 業務内容は、河川敷駐車場広場の管理・点検・清掃・除草・草刈・新規利用者の届出・時間外駐車車両の記録・規制看板の表示、城山公園北及び南駐車場の鍵の管理とする。(原則として開場8:30、施錠18:00)
- 3) 常駐を原則とする。

3. 城山公園管理業務 (H16予算2,692,800円)(H15実績3,801,600円)

- 1) 業務時間は、午前8時15分から午後5時15分までとする。
休業日は、毎週土、日曜日及び平成16年12月29日から平成17年1月3日までの6日間とする。ただし、業務の量により、休業日を変更する場合は、別途指示する。
- 2) 業務内容は、城山公園の管理及び清掃・除草・草刈・便所清掃・樹木の簡易な剪定・石垣の点検・来園者の案内等とし、作業範囲は、別図「城山公園管理業務範囲平面図」のとおりとする。

4. 七つ島展望台管理業務 (H16予算672,000円)(H15実績1,200,000円)

- 1) トイレ清掃は、1ヶ月に1回を標準とするが、6月から9月の間は、利用者の増が考えられるので1ヶ月に2回とする。
- 2) 10t貯水槽への給水は使用状況に応じて、適時行うこと。
- 3) 園地周辺の清掃及びゴミ収集は、1ヶ月に1回を標準とするが、実状に応じて実施すること。
- 4) 園地周辺の草刈は、4月から10月の間は月1回行うこと。
- 5) 施設の保守点検は1ヶ月に1回以上実施すること。
- 6) 園地における利用者の事故及び火災、風水害による施設の被災等を知ったときは直ちに、都市計画課まで報告すること。
- 7) 園地は日豊海岸国定公園内に位置することから、草花・樹木の盗掘や鳥獣の捕獲を行わないよう利用者に自然保護の啓蒙を呼びかけること。

5. 既設公園緑地管理業務 (H16予算25,227,300円)(H15実績27,920,000円)

- 1) 既設公園緑地とは、市が管理する全ての公園をいう。
- 2) 業務内容は、草刈・除草・簡単な剪定・遊具点検及び別途甲が指示する作業とする。
- 3) 翌月分の作業実施計画書を甲と協議の上作成し、毎月末に提出すること。
- 4) 原則として、作業実施計画書に基づき作業すること。
- 5) 遊具点検は、2ヶ月に1回、別途甲が示す要領でおこなうこと。

1. 公共施設美化管理業務 (朱書き15年度実績) 受託者 延岡市美化事業協会
(H16予算7,000,000円) 委託料 7,000,000円

公園名	位置	面積	業務内容
浜川公園	塩浜町1丁目1536番地11地先	21,000㎡	芝刈、除草、便所・一般清掃
浜川緑道	緑ヶ丘66番地の1地先	33,504㎡	芝刈、除草、便所・一般清掃
塩浜第1街区公園	塩浜町2丁目56番地	2,700㎡	除草、一般清掃
塩浜運動広場	塩浜町2丁目2027番地	4,200㎡	除草、便所・一般清掃
合計		61,404㎡	

※詳細は別紙公共施設美化管理業務委託業務処理要領参照

2. 城山公園時報業務 (H16予算1,820,000円) 受託者 [REDACTED]
委託料 1,820,000円

別紙時報業務委託処理要領参照

3. 城山公園管理業務 (H16予算1,316,400円) 受託者 [REDACTED]
委託料 1,292,400円

別紙城山公園管理業務委託処理要領参照

4. 既設公園管理業務 (H16予算33,363,600円) 受託者 (社)延岡市シルバー人材センター
委託料 38,324,000円

別紙既設公園管理業務委託処理要領参照

(予算措置)

土木費 都市計画費 公園費 委託料(都市公園管理委託料)
(H16予算43,500,000円)

(平成15年度実績)

契約件数 4件(決算48,436,400円)

延岡市都市公園条例

昭和43年4月1日
条例第24号

改正	昭和46年7月22日条例第4号	昭和49年6月20日条例第11号
	昭和50年7月12日条例第13号	昭和51年3月27日条例第12号
	昭和51年12月25日条例第34号	昭和54年3月26日条例第11号
	昭和54年7月20日条例第21号	昭和56年3月27日条例第11号
	昭和56年12月23日条例第31号	昭和62年3月30日条例第2号
	平成3年6月25日条例第23号	平成3年9月25日条例第34号
	平成8年3月29日条例第10号	平成9年3月31日条例第25号
	平成12年3月28日条例第11号	平成14年6月25日条例第15号
	平成16年3月30日条例第23号	

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 管理(第3条—第13条)
- 第3章 雑則(第14条—第15条)
- 第4章 罰則(第16条—第18条)
- 附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、都市公園法(昭和31年法律第79号。以下「法」という。)及び法に基づく命令に定めるもののほか、都市公園(以下単に「公園」という。)の設置及び管理につき必要な事項を定めるものとする。

(設置、区域の変更及び廃止)

第2条 市の設置する公園については、法第2条の2によるものとする。

2 前項の公園の区域を変更し又は廃止するときは、当該公園の名称、位置、変更又は廃止に係る区域、その他必要と認める事項を公告しなければならない。

第2章 管理

(行為の制限)

第3条 公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。
- (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (3) 興行を行うこと。
- (4) 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しを行うこと。

2 前項の許可を受けようとする者は、市長の指示する事項を記載した申請書を提出しなければならない。

3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出してその許可を受けなければならない。

4 市長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の公園利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第1項又は前項の許可を与えることができる。

5 市長は、前項の許可を与える場合、公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(許可の特例)

第4条 法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、前条第1項又は第3項の許可を受けることを要しない。

2 法第6条第3項ただし書の規定による軽易なものとは、公園の利用又は効用に影響を与えないもので、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 占用物件の内部の塗装又は占用物件の外部の色彩を変えない塗装

- (2) 占用物件の構造を変えない修繕
 - (3) 占用物件の主要構造部に影響を与えない内部の模様替
 - (4) その他市長が軽易と認めるもの
- (行為の禁止)

第5条 公園においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第2項、法第6条第1項若しくは第3項又は第3条第1項若しくは第3項の許可に係るものについては、この限りでない。

- (1) 公園を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (6) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (7) 指定された場所以外の場所へ車等を乗り入れ、又はとめおくこと。
- (8) たき火その他公園施設等に危険を及ぼすおそれのある行為をすること。
- (9) 公園をその用途外に使用すること。

(利用の禁止又は制限)

第6条 市長は、公園の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認められる場合又は公園に関する工事のためやむを得ないと認められる場合においては、公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて、公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

(有料公園施設)

第7条 有料公園施設(公園施設で有料で利用させるものをいう。以下同じ。)は、別表第1のとおりとする。

2 有料公園施設(遊泳場を除く。)を利用しようとする者は、市長の指示する事項を記載した申請書を提出しなければならない。

(公園施設の設置又は管理の許可申請書の記載事項)

第8条 法第5条第2項の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 公園施設を設けようとするとき。
 - ア 申請者の住所、氏名及び職業
 - イ 種類及び数量
 - ウ 設置の目的、期間及び場所
 - エ 構造及び工事实施の方法
 - オ 工事の着手及び完了の時期
 - カ 公園の復旧方法
 - キ 管理の方法
- (2) 公園施設を管理しようとするとき。
 - ア 申請者の住所、氏名及び職業
 - イ 管理の目的及び期間
 - ウ 管理する公園施設
 - エ 管理の方法

(3) 許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項

(占用の許可申請書の記載事項)

第9条 法第6条第2項の申請書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 申請者の住所氏名
- (2) 種類及び数量
- (3) 占用物件の管理方法
- (4) 工事計画及び工事期間
- (5) 復旧方法

(設計書等)

第10条 公園施設の設置、管理若しくは公園の占用の許可を受けようとする者又はそれらの許可を受けた事項の一部を変更しようとする者は、当該許可の申請書に、必要な設計書、仕様書及び図面を添付しなければならない。

(使用料)

第11条 法第5条第2項、法第6条第1項、同条第3項、第3条第1項若しくは同条第3項の許可を受けた者又は有料公園施設を利用しようとする者は、別表第2に定める使用料(その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる。)を納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、別表第2の1公園使用料の表に規定するもののうち使用許可の期間が1か月未満のもの使用料については、同表に定める額に100分の105を乗じて得た額(その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる。)を納付すべき使用料の額とする。

(使用料の減免)

第12条 市長は、公益上その他市長が必要と認める理由がある場合は、使用者の申請により使用料の全部又は一部を免除することができる。

(監督処分)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは公園よりの退去を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者

(2) この条例の規定による許可に付した条件に違反している者

(3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

(1) 公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合

(2) 公園の保全又は公衆の公園の利用に著しい支障が生じた場合

(3) 公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

第3章 雑則

(届出)

第14条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該行為をした者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 法第5条第2項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者が、公園施設の設置又は公園の占有に関する工事を完了したとき。

(2) 前号に掲げる者が、公園施設の設置若しくは管理又は公園の占有を廃止したとき。

(3) 第1号に掲げる者が法第10条第1項の規定により公園を原状に回復したとき。

(4) 法第11条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、その工事を完了したとき。

(5) 公園を構成する土地物件について所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転したとき。

(6) 前条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、その工事を完了したとき。

(公園予定地及び予定公園施設についての準用)

第14条の2 第3条から前条までの規定は、法第23条第3項に規定する公園予定地又は予定公園施設について準用する。

(委任)

第15条 この条例の施行につき必要な事項は、市長が定める。

第4章 罰則

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、1万円以下の過料に処する。

(1) 第3条第1項又は第3項の規定に違反して同条第1項各号に掲げる行為をした者

(2) 第5条の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者

(3) 第13条各項の規定による市長の命令に違反した者

第17条 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

第18条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するのほか、その法人又は人に対して各本条の過料を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和43年4月1日から施行する。

(他条例の廃止)

- 2 次に掲げる条例(以下「旧条例」という。)は、廃止する。

延岡市公園管理条例(昭和26年9月26日)

延岡市公園使用料徴収条例(昭和26年9月26日)

延岡市西階野球場条例(昭和40年条例第28号)

(経過規定)

- 3 この条例施行の際、旧条例の規定に基づいて行為又は使用の許可を受けている者が、その許可にかかる行為又は使用をすることができるものとされている期間中は、その行為又は使用について、この条例の規定による許可を与えられたものとみなす。

附 則(昭和46年7月22日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和49年6月20日条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和50年7月12日条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和51年3月27日条例第12号)

- 1 この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

- 2 この条例による改正後の使用料は、この条例施行の日以後に使用料を徴収するものから適用し、同日前に使用料を納入したのものについては、なお従前の例による。

附 則(昭和51年12月25日条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和54年3月26日条例第11号)

この条例は、公布の日から施行し、照明施設の使用料は、昭和54年4月1日以降の使用分から徴収する。

附 則(昭和54年7月20日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和56年3月27日条例第11号)

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則(昭和56年12月23日条例第31号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1中西階公園の弓道場及び浜川公園の遊泳場の規定並びに別表第2中弓道場の規定は、昭和57年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第1及び別表第2の規定は、昭和57年4月1日以後の使用に係る分から適用し、昭和57年3月31日までの使用に係る分については、なお従前の例による。

附 則(昭和62年3月30日条例第2号)

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則(平成3年6月25日条例第23号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成3年7月30日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成3年7月30日から平成4年3月31日までの間における改正後の延岡市都市公園条例別表第2 2有料公園施設使用料(1)野球場の表中妙田野球場の使用に係る使用料は、同表に規定する使用料の額の2分の1に相当する額とする。

附 則(平成3年9月25日条例第34号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成3年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の延岡市都市公園条例の規定は、平成3年10月1日以後の使用許可に係る使用料について適用し、同日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成8年3月29日条例第10号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の延岡市都市公園条例の規定は、平成8年4月1日以後の使用許可に係る使用料について適用し、同日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成9年3月31日条例第25号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の延岡市都市公園条例の規定は、平成9年4月1日以後の使用許可に係る使用料について適用し、同日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成12年3月28日条例第11号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
(罰則の適用に関する経過措置)
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成14年6月25日条例第15号)

この条例は、平成14年7月1日から施行する。

附 則(平成16年3月30日条例第23号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の延岡市都市公園条例の規定は、平成16年4月1日以後の使用許可申請に係る使用料について適用し、同日前の使用許可申請に係る使用料については、なお従前の例による。

別表第1(第7条関係)

有料公園施設

都市公園名	有料公園施設																		
西階公園 2,112,200円 芝刈回割 1/18	<table border="0"> <tr> <td>野球場</td> <td rowspan="2">} 4名</td> <td rowspan="2">58 市</td> <td rowspan="7">} 30374,000円</td> </tr> <tr> <td>陸上競技場</td> </tr> <tr> <td>遊泳場</td> <td rowspan="3">} 計7名 (8名)</td> <td rowspan="3">58 太式</td> </tr> <tr> <td>庭球コート</td> </tr> <tr> <td>補助グラウンド</td> </tr> <tr> <td>球技場</td> <td rowspan="2">} 3名</td> <td rowspan="2">58 軟</td> </tr> <tr> <td>弓道場</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>計11名</td> <td></td> </tr> </table>	野球場	} 4名	58 市	} 30374,000円	陸上競技場	遊泳場	} 計7名 (8名)	58 太式	庭球コート	補助グラウンド	球技場	} 3名	58 軟	弓道場			計11名	
野球場	} 4名	58 市				} 30374,000円													
陸上競技場																			
遊泳場	} 計7名 (8名)	58 太式																	
庭球コート																			
補助グラウンド																			
球技場	} 3名	58 軟																	
弓道場																			
		計11名																	
土々呂公園	遊泳場																		
浜川公園	遊泳場																		
妙田公園	野球場																		

別表第2(第11条関係)

1 公園使用料

区分	使用料の額		
公園施設を利用する場合	施設売店	1区画	月額 3,000円
	施設内に臨時売店を設ける場合	4平方メートルにつき	日額 700円
公園施設を設ける場合	有料公園施設	1平方メートルにつき	月額 200円

都市公園を占用する場合	延岡市道路占用料徴収条例(昭和56年条例第30号)の別表に定めるそれぞれの種別について、その占用料の1.5倍の額(同条例第2条第2項の規定を適用する前の額とする。)		
公園内において行為をなす場合	興行	1平方メートルにつ き	日額 5円
	行商類	4平方メートルにつ き	日額 150円
	(自動車移動販売を含む。)		
	競技会展示会その 他の行為	1平方メートルにつ き	日額 2円
(販売を伴う場合は、2倍の額とする。)			

2 有料公園施設使用料

(1) 野球場

施設名	区分	早朝	午前	午後	全日	
		6時から8時 30分まで	8時30分から 12時まで	12時から17 時まで	8時30分から 17時まで	
西階野 球場	入場料 を徴収し ない場 合	一般	1,570	2,410	2,940	4,410
		児童・生徒	840	1,260	1,470	2,200
		職業野球	11,760			
	入場料 を徴収 する場 合	一般		9,450	12,600	18,900
		児童・生徒		4,720	6,300	9,450
		職業野球	入場料総額の100分の3とし、最低33,600円とする。			
妙田野 球場	一般	1,260	1,890	2,310	3,570	
	児童・生徒	630	940	1,150	1,780	

備考 時間外の使用料 1時間につき全日料金の2割の額
附属設備

		単位 円
場内放送設備	1試合	630
スコアボード	1試合	630
更衣室	1団体	420
シャワー	1団体	1,150
会議室	1回	420
照明施設	30分	4,200

備考

照明施設

使用期間 4月1日から10月31日まで
30分未満の端数は30分とする。

(2) 陸上競技場

単位 円				
区分		午前	午後	全日
		8時30分から12時 まで	12時から17時ま で	8時30分から17時 まで
入場料を徴収し ない場合	一般	6,300	8,400	14,700
	児童・生徒	3,150	4,200	7,350
入場料を徴収す る場合	一般	24,150	28,350	52,500
	児童・生徒	12,070	14,170	26,250
個人で練習のため使用する場合 2時間			一般	210
			児童・生徒	100

備考 大会役員室、記録室及び選手控室を含む。
時間外の使用料 1時間につき全日料金の2割の額
附属設備

区分	午前	午後	全日	夜間
	8時30分から12 時まで	12時から17時ま で	8時30分から17時 まで	17時から21時ま で
場内放送設備	1,260	1,890	3,150	1,470
大会議室	940	1,360	2,310	1,050
中会議室	630	940	1,570	730
小会議室	420	630	1,050	520
写真判定装置	6,820	8,920	15,750	7,350
合宿室	1人1泊につき			一般 840
				高校生 420
				小・中学生 310
	調理室を利用するときは、1人につき100円を加算する。			
シャワー	1人1回 100(合宿室を利用する場合を除く。)			

備考 時間外の使用料 1時間につき全日料金の2割の額
附属器具

(西階陸上競技場)		
器具名	単位	金額(円)
走高跳高度計	1個	140
棒高跳高度計	1個	140
ストップウォッチ	1個	140
マラソン用親時計	1個	880
ポール(グラスファイバー)	1本	140
槍	1本	60
円盤	1個	60
砲丸	1個	60
ハンマー	1個	60
風向風速計	一式	140

走高跳用支柱	1組		90
棒高跳用支柱	1組		130
スターティングブロック	1組		60
ハードル	1個		30
3,000メートル障害物	一式		290
周回表示器	一式		140
走巾跳、三段跳距離表示器	一式		140
投てき用距離表示器	一式		140
バー	1本		60
鋼製巻尺	1個		140
天幕	1組	小 150	大 630
バトン	1本		30
決勝柱	1組		140
計時員台	1台		310
審判台	1台		310
ハンマー、円盤なげ用囲い	1組		630
セフティーマット	1個		310
ハンドマイク	1個		100
フィールド成績表示器	1台		140
得点板	1台		140
ビーチパラソル	1本		60
走巾跳、三段跳距離測定器	1式		140
フィールド用制限時間告知器	1式		140
黒板	1個		60
組合せ掲示板	1個		60
混成競技掲示板	1個		60
ライン引用装置及び塗料	一式		3,150

備考 トラック又はフィールドの専用使用に伴い、附属器具を使用する場合であって、当該附属器具の使用料の合計額が5,250円を超えるときは、5,250円とする。

(3) 補助グラウンド

区分	単位 円		
	午前 8時30分から12時まで	午後 12時から17時まで	全日 8時30分から17時まで
一般	1,400	1,740	3,140
児童・生徒	700	870	1,570

備考 時間外の使用料 1時間につき全日料金の2割の額
附属設備

単位 円	
照明設備	1基30分 520

備考 30分未満の端数は、30分とする。

(3)の2 球技場

単位 円			
区分	午前	午後	全日
	8時30分から12時まで	12時から17時まで	8時30分から17時まで
一般	940	1,150	2,100
児童・生徒	470	570	1,050

備考 時間外の使用料 1時間につき全日料金の2割の額

(4) 庭球コート

単位 円	
区分	9時から21時まで 1面1時間
一般	310
児童・生徒	150

附属設備

単位 円	
シャワー	1人1回 100
照明設備	1面30分 200

備考

照明設備

30分未満の端数は、30分とする。

(5) 遊泳場

一般利用

単位 円		
区分	1人1回につき	1 団体(30人以上)で入場する場合は、2割を減額する。 2 回数券は、11枚とし、10回分の金額とする。
一般・高校生	150	
小・中学生	100	
乳幼児	50	

専用利用

単位 円			
区分	9時から12時まで	12時から17時まで	入場料を徴収する場合は、左記の3倍とする。
25メートルプール	15,750		
50メートルプール	22,050	36,750	

備考 開設期間は、市長が別に定める。

(6) 弓道場

区分		単位 円			
		午前 9時から12時 まで	午後 12時から17 時まで	全日 9時から17時 まで	夜間 17時から21時まで
一般	個人	150	210	360	1時間につき 100
	団体	1,050	1,260	2,310	1時間につき 630
児童生徒	個人	100	100	200	1時間につき 50
	団体	520	630	1,150	1時間につき 310

備考 1 まとの張り替えは、使用者の負担とする。

2 団体は、20人以上とする。

付記 有料公園施設をその設置目的以外に使用する場合の使用料は、当該使用料の3割増とする。

公の施設のヒヤリング

施設所管課	都市計画
施設名	駅自転車駐車場 2ヶ所
16年度委託先	ミルバー人材センター
16年度施設管理委託料	960,960円。(駐車場と合わせて)
委託の内容	・自転車の整理、環境美化、
今後の運営方針	
17年度委託予定先	
指定管理者制度への移行時期	H18年々々～
直営で行う場合の理由付け	・1日4時間。(朝、夕各2時間)
	・月曜は月極、予約は、時間貸し。
	・施設(和幸)置き自転車の整理を行政で行っている。(太)
	・収入 900万円。
	・先道地の状況も確認し、指定管理者制度移行について検討を依頼している。
備 考	

公の施設のヒヤリング

施設所管課	
施設名	馬尺自動車駐車場 2ヶ所
16年度委託先	※ 自転車と合わせて。
16年度施設管理委託料	
委託の内容	
今後の運営方針	
17年度委託予定先	
指定管理者制度への移行時期	
直営で行う場合の理由付け	
備 考	

平成15年度 延岡駅周辺施設維持管理費決算

番 号	委 託 先	委 託 金 額	委 託 相 手	備 考
1	延岡駅前・東自動車駐車場集金業務委託	806,400	アマノ(株)	年間契約
2	延岡駅前・東自動車駐車場保守業務委託	705,600	アマノ(株)	年間契約
3	延岡駅前・東自動車駐車場警備業務委託	504,000	宮崎総合警備(株)	年間契約
4	延岡駅前・東駐車場管理業務委託	1,445,400	シルバー人材センター	年間契約
5	延岡駅前広場霧噴水システム保守業務委託	315,000	清本鉄工(株)	年間契約
6	延岡駅前・東駐車場内植栽管理業務委託	195,300	(株)県北産業	年度末
7	延岡駅前自転車駐車場内清掃管理業務委託	46,200	シルバー人材センター	年度末清掃
		4,017,900	5社	

平成16年度 延岡駅周辺施設維持管理費契約状況

番 号	委 託 先	委 託 金 額	委 託 相 手	備 考
1	延岡駅前・東自動車駐車場集金業務委託	806,400	アマノ(株)	年間契約
2	延岡駅前・東自動車駐車場保守業務委託	705,600	アマノ(株)	年間契約
3	延岡駅前・東自動車駐車場警備業務委託	504,000	宮崎総合警備(株)	年間契約
4	延岡駅前・東駐車場管理業務委託	960,960	シルバー人材センター	年間契約
5	延岡駅前広場霧噴水システム保守業務委託	210,000	清本鉄工(株)	年間契約
6	延岡駅前・東駐車場内植栽管理業務委託			年度末
7	延岡駅前自転車駐車場内清掃管理業務委託			年度末清掃
		3,186,960		

延岡駅前・東自動車駐車場

2016年度

延岡市自動車駐車場条例

平成9年3月31日
条例第5号

改正 平成11年10月12日条例第22号 平成12年12月25日条例第53号
平成15年3月31日条例第3号 平成16年3月30日条例第10号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2の規定に基づき、自動車駐車場(駐車場法(昭和32年法律第106号)第2条第2号に規定する路外駐車場をいう。以下「駐車場」という。)の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 道路交通の円滑化及び市民の利便性の向上を図るため、次のとおり駐車場を設置する。

名称	位置
延岡駅前自動車駐車場	延岡市幸町3丁目4266番地4
延岡駅東自動車駐車場	延岡市日の出町2丁目14番1

(駐車場の使用時間)

第3条 駐車場の使用時間は、終日とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、期間を定めて駐車場の全部又は一部の使用を制限することができる。

(駐車場の定期使用)

第3条の2 市長は、駐車場の有効利用を図るため、駐車場(延岡駅東自動車駐車場に限る。)を一定の期間継続して使用(以下「定期使用」という。)させることができる。

2 定期使用に係る駐車場の使用料は、1月(月の中途において使用を開始し、又は中止したときも1月とする。)につき5,000円とする。

3 駐車場を定期使用する者は、市長の許可を受け、定期駐車券の交付を受けなければならない。

4 定期駐車券の有効期間は、定期駐車券の交付を受けた日から同日以後最初に到来する3月末日までとする。

5 定期駐車券の交付手数料は、800円とする。定期駐車券の有効期間が満了した場合、定期駐車券を亡失した場合等の再交付手数料も同様とする。

(使用料)

第4条 駐車場の使用料(定期使用に係る使用料を除く。)は、別表のとおりとする。

(使用料の納付)

第5条 自動車を駐車した者は、当該自動車を駐車場から出場させる際に前条に規定する使用料を納付しなければならない。ただし、駐車場を定期使用する場合は、市長が別に定める方法により使用料を前納しなければならない。

(使用料の還付)

第5条の2 既納の使用料は、還付しない。ただし、第3条ただし書の規定により駐車場の使用を制限したときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

(使用の拒否)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、駐車場の使用を拒否することができる。

(1) 駐車場の構造(一の駐車区画の大きさを含む。)上自動車を駐車させることができないとき。

(2) 発火、引火若しくは爆発のおそれのある物品を積載しているとき。

(3) 駐車場の施設等を破損し、又は汚損するおそれがあるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、駐車場の管理上支障があると認めるとき。

(禁止行為)

第7条 何人も駐車場において次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- 駐車させる目的以外の目的で駐車場内に立ち入ること。
- 火若しくは爆発のおそれのある物品を持ち込むこと。
- 施設の施設等を破損し、又は汚損すること。
- 期間にわたって自動車を放置すること。
- 所定の場所以外の場所に自動車を駐車し、又は他の自動車の駐車を妨げること。
- みだりに火気を使用し、騒音を発し、又はごみその他の汚物を捨てること。
- 1) 物品の販売、広告、宣伝その他これらに類する行為をすること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長において管理上支障があると認める行為をすること。
- 2 駐車場を使用する者は、駐車場の正常な運営を維持するための市長の指示に従わなければならない。
- 3 市長は、前条各号のいずれかに該当する自動車の運行者又は第1項各号のいずれかに掲げる行為をした者若しくは前項の指示に従わない者について、駐車場からの退去又は自動車の出場を命ずることができる。

(損害賠償)

第8条 駐車場の施設等に損害を与えた者は、その損害額を賠償しなければならない。

(駐車場における損害の責任)

第9条 駐車場に駐車する自動車の盗難、損傷、滅失その他第三者の行為に起因して生じた損害又は不可抗力若しくは天災地変による損害については、市はその賠償の責めを負わない。

(責任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成11年10月12日条例第22号)

この条例は、平成11年10月1日から施行する。

附 則(平成12年12月25日条例第53号)

この条例は、平成13年3月1日から施行する。

附 則(平成15年3月31日条例第3号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年3月30日条例第10号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

区分	金額
午前6時から 午後10時まで	使用開始時から最初の1時間(1時間に満たない場合は、1時間とする。)まで 200円
	使用開始時から最初の1時間を超える時間については、その超える1時間を経過するまでごとに1時間(1時間に満たない場合は、1時間とする。)当たり 100円
午後10時から 午前6時まで	使用開始時から2時間を経過するまでごとに2時間(2時間に満たない場合は、2時間とする。)当たり 100円

備考

- 1 使用時間が使用開始時から起算して20分に満たないときは、使用料は無料とする。
- 2 使用時間が午後10時以後にまたがるときは、そのまたがる1時間について100円(その1時間が使用開始時から最初の1時間であるときは、200円)とする。
- 3 使用時間が午前6時以後にまたがるときは、そのまたがる2時間について100円とする。

自転車駐車場条例

平成8年3月29日
条例第4号

改正 平成12年12月25日条例第53号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2の規定に基づき、自転車駐車場(以下「駐車場」という。)の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 自転車の利用者の利便を図り、街の美観を維持するため、次のとおり駐車場を設置する。

名称	位置
延岡駅前自転車駐車場	延岡市幸町3丁目4266番地4
延岡駅東自転車駐車場	延岡市日の出町2丁目14番1

(駐車場の利用時間)

第3条 駐車場の利用時間は、終日とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、期間を定めて利用を制限することができる。

(行為の制限等)

第4条 駐車場を利用する者(以下「利用者」という。)は、駐車場において次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 発火、引火若しくは爆発のおそれのある物品を持ち込み、又はこれらの物品を積載した自転車を駐車すること。

(2) 駐車場の施設等を破損し、又は汚損すること。

(3) 長期間にわたって自転車を放置すること。

(4) 所定の場所以外に自転車を駐車し、又は他の自転車の駐車を妨げること。

(5) みだりに火気を使用し、騒音を発生し、又はごみその他の汚物を捨てること。

(6) 物品の販売、公告、宣伝その他これらに類する行為をすること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長において管理上支障があると認める行為をすること。

2 利用者は、駐車場の正常な運営を維持するための係員の指示に従わなければならない。

3 市長は、第1項各号のいずれかに掲げる行為をした者若しくは前項の指示に従わない者について、駐車場における自転車の駐車を拒否し、又は駐車場からの退去を命ずることができる。

4 市長は、駐車場において、所定の場所以外に駐車してある自転車があるときは、これを所定の場所に移動することができる。

(損害賠償)

第5条 駐車場の施設等に損害を与えた者は、その損害額を賠償しなければならない。

(駐車場における損害の責任)

第6条 駐車場に駐車する自転車の盗難、損傷、滅失その他第三者の行為に起因して生じた損害又は不可抗力若しくは天災地変による損害については、市はその賠償の責めを負わない。

(放置自転車の処理)

第7条 市長は、駐車場に相当の期間放置されている自転車(以下「放置自転車」という。)があるときは、当該放置自転車を自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和55年法律第87号)第6条の規定の例により、処理することができる。

(放置自転車の保管)

第8条 市長は、駐車場に放置自転車があるときは、当該放置自転車を駐車場から撤去し、保管することができる。

2 市長は、前項の規定により放置自転車を保管したときは、保管した年月日、保管場所、保管期間、返還方法その他必要な事項を告示するものとする。

3 市長は、第1項の規定により放置自転車を保管したときは、当該放置自転車の撤去及び保

した実費を利用者から徴収することができる。

(放置自転車の処分)

第9条 市長は、前条第1項の規定により保管した放置自転車につき、同条第2項の規定による告示の日から相当の期間を経過してもなお当該放置自転車を利用者又は所有者に返還できない場合において、その保管に不相当な費用を要するときは、当該放置自転車を売却し、その売却した代金を保管することができる。この場合において、当該放置自転車につき、買受人がないとき又は売却することができないと認めるときは、当該放置自転車につき廃棄等の処分をすることができる。

(放置自転車の所有権の帰属)

第10条 第8条第2項の規定による告示の日から起算して6月を経過してもなお同条第1項の規定により保管した放置自転車(前条の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。)を返還することができないときは、当該放置自転車の所有権は、市に帰属する。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成12年12月25日条例第53号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

11/8

14:30~15:00

公の施設のヒヤリング	
施設所管課	保健体育課,
施設名	運動公園(有料施設)
16年度委託先	友会
16年度施設管理委託料	21,122,000円。
委託の内容	委託。 (運営業務委託) (後付事務)
今後の運営方針	現状維持。
17年度委託予定先	
指定管理者制度への移行時期	
直営で行う場合の理由付け	市08761, 団体(予約)の予約等, 実績が判っている。
備考	。野球場・陸上競技場・遊泳場を4名 } 。庭球場・補助グラウンド・球技場・弓道場を3名 } 並み下, まとめ役として, 友会の現業職が18の計8名体制。 。若しくは, 別に1名を専属で雇用。

※ 寺田主任主事が, 県で行われる, 体育施設に肉する, 指定管理者制度についての説明会へ出席すること。
報告と後日受けることとする。

公の施設のヒヤリング

施設所管課	保健体育課
施設名	市民体育館・大武体育館・勤労者体育センター
16年度委託先	庁友会 (11名)
16年度施設管理委託料	30,374,000円
委託の内容	・施設の受け 並びに運営業務委託
今後の運営方針	現状維持。
17年度委託予定先	現行どおり、庁友会。
指定管理者制度への移行時期	✓
直営で行う場合の理由付け	
備 考	・市民体育館 5名・大武体育館 3名・勤労者体育センター 3名の計 11名体制。

11/9 午前 9:00

公の施設のヒヤリング	
施設所管課	文化課 ()
施設名	延岡市市民会館「内藤記念館」
16年度委託先	清掃業務のみシルバーに委託。
16年度施設管理委託料	概(清掃等もシルバー委託(17))
委託の内容	
今後の運営方針	現状の通り直営で行ってほしい。
17年度委託予定先	
指定管理者制度への移行時期	
直営で行う場合の理由付け	文化財内蔵あり等、その旨直営で行いたい。
備 考	

延岡市市民会館「内藤記念館」条例

昭和56年12月23日
条例第27号改正 平成3年9月25日条例第45号 平成9年3月31日条例第22号
平成16年3月30日条例第27号

(設置)

第1条 郷土の歴史的資料を保存、展示し、市民の文化の向上を図るとともに、市民の行事、研修会等に供するため、延岡市市民会館「内藤記念館」(以下「会館」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 会館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
延岡市市民会館「内藤記念館」	延岡市天神小路255番地1

(職員)

第3条 会館に館長のほか必要な職員を置く。

(使用の許可)

第4条 会館を使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の許可をする場合、会館の管理上必要な条件を付けることができる。

(使用の制限)

第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、会館の使用を許可しない。

- (1) 専ら営利を目的とするものであるとき。
- (2) 公共の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (3) 建物及び附属設備等を汚損又は損傷するおそれがあるとき。
- (4) 専ら娯楽又は飲食のみを目的としたものであるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、公益上又は管理上支障があるとき。

(使用料)

第6条 会館を使用する者は、使用許可の際、別表に定める使用料(その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる。)を納入しなければならない。

(使用料の減免)

第7条 公用又は公共の用に供する場合であつて、かつ、教育委員会において特に必要と認めるものについては、使用料を減免することができる。

(使用料の返還)

第8条 既納の使用料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を返還することができる。

- (1) 天災地変その他使用者の責めでない理由で使用できなくなったとき。
- (2) 使用期日5日以前に使用の取消し又は変更を申し出て、相当の理由があると認められたとき。
- (3) その他教育委員会において相当な理由があると認められたとき。

(使用権の譲渡禁止)

第9条 会館の使用許可を受けた者は、その権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

第10条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、又は必要な措置を命ずることができる。

- (1) この条例又は規則に違反したとき。
- (2) 使用許可の条件に違反したとき。
- (3) その他教育委員会が不相当と認められたとき。

(損害賠償)

第11条 使用者がその責めに帰すべき理由により、建物又は附属設備等を損傷し、又は滅失したときは、その損害額を賠償しなければならない。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例中第6条の別表の規定は、昭和57年4月1日以後の使用に係る分から適用する。

(条例の廃止)

3 延岡市市民会館「内藤記念館」使用料徴収条例(昭和38年条例第25号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(旧条例の廃止に伴う経過措置)

4 この条例施行の日から昭和57年3月31日までの使用に係る分については、なお旧条例第1条の別表の規定を適用する。

附 則(平成3年9月25日条例第45号)

(施行期日)

1 この条例は、平成3年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の延岡市市民会館「内藤記念館」条例の規定は、平成3年10月1日以後の使用許可に係る使用料について適用し、同日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成9年3月31日条例第22号)

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の延岡市市民会館「内藤記念館」条例の規定は、平成9年4月1日以後の使用許可に係る使用料について適用し、同日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成16年3月30日条例第27号)

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の延岡市市民会館「内藤記念館」条例の規定は、平成16年4月1日以後の使用許可申請に係る使用料について適用し、同日前の使用許可申請に係る使用料については、なお従前の例による。

別表(第6条関係)

(単位 円)				
名称	使用時間帯	9時から	13時から	17時から
		12時まで	17時まで	22時まで
会議室1		1,680	2,100	2,520
会議室2		1,680	2,100	2,520
静思庵		2,100	2,520	2,940

付記 使用時間帯を超過して使用するとき、超過時間1時間(1時間未満は、1時間とする。)につき、当該使用時間帯の使用料の4分の1に相当する額を加算する。

11/9 9.00

公の施設のヒヤリング	
施設所管課	文化課 (2)
施設名	延岡市公会堂「野口記念館」・田園都市中核施設延岡総合文化センター
16年度委託先	財団法人 延岡総合文化センター
16年度施設管理委託料	120,000,000円
委託の内容	・貸館業務 ・自主文化事業 ・施設のメンテナンス
今後の運営方針	現状での委託内容で考えている
17年度委託予定先	同じ。
指定管理者制度への移行時期	H17 4月よりと考えている。
直営で行う場合の理由付け	自主文化事業と年内に10棟程行っている。
	・延岡15市町村の中核施設として財団と設立させている。 (田園中核都市施設)
備考	

延岡市公会堂「野口記念館」条例

昭和56年12月23日
条例第24号

改正 平成元年12月25日条例第25号 平成2年10月1日条例第28号
平成3年9月25日条例第44号 平成9年3月31日条例第21号
平成16年3月30日条例第26号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2の規定に基づき、延岡市公会堂「野口記念館」(以下「公会堂」という。)の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的及び設置)

第2条 公会堂は、市民の教養を高め、文化の向上を図ることを目的とし、延岡市東本小路119番地1に設置する。

(使用の許可)

第3条 公会堂を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も同様とする。

2 市長は、前項の許可に条件を付けることができる。

(使用の不許可)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 建物又は附属設備をき損するおそれがあるとき。
- (3) 管理又は運営上支障があると認められるとき。
- (4) その他使用を不相当と認めるとき。

(使用料)

第5条 公会堂の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定める使用料(その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる。)を規則で定める期日までに納付しなければならない。

(使用料の減免)

第6条 市長は、市内に所在する学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する児童福祉施設が主催してホールを使用するときは、当該使用時間帯のホール使用料の100分の20に相当する額を減額する。

(使用料の返還)

第7条 既に納入した使用料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところによりその全部又は一部を返還するものとする。

- (1) 天災地変その他使用者の責めに帰することができない理由により、公会堂の使用ができなくなったとき。
- (2) 使用者が規則で定める期日までに使用許可の取消しを申し出た場合において、市長が相当の理由があると認めるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が特別の理由があると認めるとき。

(使用許可の取消し等)

第8条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可の条件を変更し、使用許可を取り消し、又は使用の停止を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 第4条に該当する状態が生じたとき。
- (3) 使用許可の条件に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により使用許可を受けたとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、市長が管理上又は公益上必要があると認めるとき。

2 前項の場合において、使用者が被った損害については、市は、その責めを負わない。

(使用権の譲渡禁止等)

第9条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

2 使用者は、許可を受けた目的以外の目的に使用してはならない。

(特別の設備等)

第10条 使用者は、公会堂の使用に当たって、特別の設備を付加し、又は公会堂の備品以外の器具を搬入し、使用しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第11条 使用者は、公会堂の使用を終わったとき(使用許可の取消し又は使用の停止を受けたときを含む。)は、直ちに公会堂を原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第12条 使用者は、公会堂の施設、設備及び器具をき損又は滅失した場合には、市長の認定する額を賠償しなければならない。

(入館の禁止等)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者の入館を禁止し、又は退場を命ずることができる。

(1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる行為をする者

(2) 管理上必要な指示に従わない者

(管理の委託)

第14条 市長は、公会堂の設置の目的を効果的に達成するため、その管理を財団法人延岡総合文化センターに委託する。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例中第6条の別表の規定は、昭和57年4月1日以後の使用に係る分から適用する。

(条例等の廃止)

3 延岡市公会堂「野口記念館」設置条例(昭和30年条例第34号及び延岡市公会堂「野口記念館」使用条例(昭和30年条例第35号。以下「旧条例」という。))は、廃止する。

(旧条例の廃止に伴う経過措置)

4 この条例施行の日から昭和57年3月31日までの使用に係る分については、なお旧条例第3条の別表の規定を適用する。

附 則(平成元年12月25日条例第25号)

(施行期日)

1 この条例は、平成2年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の延岡市公会堂「野口記念館」条例の規定は、平成2年1月1日以後の使用許可に係る使用料について適用し、同日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成2年10月1日条例第28号)

(施行期日)

1 この条例は、平成2年11月1日から施行する。

(延岡市特別職職員給与条例の一部改正)

2 延岡市特別職職員給与条例(昭和26年3月2日施行)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成3年9月25日条例第44号)

(施行期日)

1 この条例は、平成3年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の延岡市公会堂「野口記念館」条例の規定は、平成3年10月1日以後の使用許可に係る使用料について適用し、同日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成9年3月31日条例第21号)

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の延岡市公会堂「野口記念館」条例の規定は、平成9年4月1日以後の使用許可に係る使用料について適用し、同日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成16年3月30日条例第26号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の延岡市公会堂「野口記念館」条例の規定は、平成16年4月1日以後の使用許可申請に係る使用料について適用し、同日前の使用許可申請に係る使用料については、なお従前の例による。

別表(第5条関係)

1 ホール使用料

使用区分		(単位 円)			
		使用時間帯	午前 午前9時～正午	午後 午後1時～午後 5時	夜間 午後6時～午後 10時
入場料を徴収しないとき	平日	7,450	13,230	17,320	
	土曜日	9,760	17,320	20,790	
	日曜日 休日				
1,000円未満の入場料を徴収するとき	平日	11,230	19,840	25,930	
	土曜日	14,700	25,930	31,180	
	日曜日 休日				
1,000円以上3,000円未満の入場料を徴収するとき	平日	13,440	23,830	31,180	
	土曜日	17,640	31,180	37,380	
	日曜日 休日				
3,000円以上の入場料を徴収するとき、又は商品の宣伝、展示、販売等営利を目的として使用するとき	平日	15,010	26,560	34,650	
	土曜日	19,630	34,650	41,580	
	日曜日 休日				

備考

- 1 入場料とは、入場料、会費、会場整理費等入場することに関し徴収される入場の対価をいう。
- 2 入場料に段階を設けているときは、その最高額を適用する。
- 3 使用者が商品買上者に対し招待券を発行するとき、会員制度により会員を招待するときその他これに類するときは、1,000円以上3,000円未満の入場料を徴収するときの使用料を徴収する。
- 4 専ら準備及びリハーサルのため使用するときの使用料は、当該使用時間帯の使用料の100分の60に相当する額とする。
- 5 午前及び午後の使用時間帯、午後及び夜間の使用時間帯又は午前、午後及び夜間の使用時間帯を継続して使用するときの使用料は、それぞれ各使用時間帯の使用料の合計額とする。
- 6 使用時間帯を超過して使用するときの使用料(以下「超過使用料」という。)は、1時間(1時間未満は、1時間とする。以下同じ。)につき、次の各号に定める使用時間帯の使用料の100分の30に相当する額とする。
 - (1) 午前9時以前の使用又は正午から午後1時までの使用 午前の使用時間帯

(2) 午後5時から午後6時までの使用 午後の使用時間帯

(3) 午後10時以後の使用 夜間の使用時間帯

7 休日とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。

8 使用時間には、準備及びあとかたづけの時間を含むものとする。

2 附属設備等使用料

名称	単位	使用料
ステージサイドスポットライト	1台	150
フロントサイドスポットライト	一式	730
フットライト	1列	210
ボーダーライト	1列	520
アッパーホリゾンライト	1列	520
ロアーホリゾンライト	1列	520
シーリングスポットライト	1列	520
サスペンションスポットライト	1台	150
ピンスポットライト	1台	1,050
拡声装置	一式	1,570
音響反射板	一式	2,100
所作台	一式	3,150
ピアノ(ヤマハCF)	1台	5,250
ピアノ(ヤマハFC)	1台	2,620
映写機 35ミリ	一式	6,300
映写機持込料 16ミリ	一式	1,050

備考

1 使用料は、午前、午後及び夜間の各使用時間帯を1回として徴収する。

2 午前及び午後の使用時間帯、午後及び夜間の使用時間帯又は午前、午後及び夜間の使用時間帯を継続して使用するときの使用料は、それぞれ各使用時間帯の使用料の合計額とする。

3 超過使用料は、1時間につき、この表の使用料の100分の30に相当する額とする。

4 使用時間には、準備及びあとかたづけの時間を含むものとする。

3 冷暖房設備使用料

冷暖房設備を使用するときの使用料は、1時間につき3,150円とし、その実施期間は原則として次のとおりとする。

冷房 6月中旬から9月末日まで

暖房 11月中旬から翌年の3月末日まで

延岡総合文化センター条例

昭和60年7月19日
条例第14号

改正 昭和61年12月26日条例第28号 平成3年9月25日条例第43号
平成9年3月31日条例第20号 平成16年3月30日条例第28号

(設置)

第1条 芸術文化の向上を図るため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2の規定に基づき、田園都市中核施設延岡総合文化センター(以下「文化センター」という。)を設置する。

第2条 文化センターは、延岡市東浜砂町611番地2に置く。

(使用の許可)

第3条 文化センターを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付けることができる。

(使用の不許可)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、文化センターの使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 建物又は附属設備(以下「施設等」という。)をき損し、又は汚損するおそれがあると認めるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、施設等の管理上支障があると認めるとき。

(使用料)

第5条 文化センターの使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定める使用料(その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる。)を規則で定める期日までに納付しなければならない。

(使用料の減免)

第6条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第7条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところによりその全部又は一部を返還するものとする。

- (1) 使用者の責めに帰することができない理由で使用することができないとき。
- (2) 使用者が規則で定める期日までに使用許可の取消しを申し出た場合において、市長が相当の理由があると認めるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が特別な理由があると認めるとき。

(使用権の譲渡禁止等)

第8条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

2 使用者は、文化センターを使用目的以外の目的に使用する等使用許可に係る事項を変更しようとするときは、変更の許可を受けなければならない。

(特別の設備等)

第9条 使用者は、文化センターの使用に当たって、特別の設備を付加し、又は文化センターの備品以外の器具を搬入し、使用しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(使用許可の取消し等)

第10条 市長は、使用者の申出による場合のほか、次の各号にいずれかに該当するときは、使用許可の条件を変更し、又は使用を停止させ、若しくは使用許可を取り消すことができる。この場合において、使用者が損害を受けても市はその責めを負わない。

- (1) 使用者が第4条第1号又は第2号の規定に該当するとき。
- (2) 使用者が使用許可の条件に違反したとき。
- (3) 使用者が偽りその他不正な手段により使用許可を受けたとき。
- (4) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、市長が管理上又は公益上必要と認めるとき。

(原状回復義務)

第11条 使用者は、文化センターの使用が終了したとき又は前条の規定により使用を停止され、若しくは使用許可を取り消されたときは、直ちに自己の負担で器具又は設備を撤去し、当該施設を原状に回復しなければならない。

(損害賠償義務)

第12条 使用者が故意又は過失により施設等をき損し、汚損し、又は亡失したときは使用者は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

(禁止行為等)

第13条 何人も文化センターにおいて次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他人に危害を加え、若しくは迷惑を及ぼし、又はこれらのおそれがある行為をすること。
- (2) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがある物又は動物を携帯すること。
- (3) 施設等をき損し、若しくは汚損し、又はこれらのおそれのある行為をすること。
- (4) 許可なく物品の宣伝、販売その他これらに類する行為をすること。
- (5) 許可なく印刷物、ポスターその他これらに類する物を配付し、又は掲示すること。
- (6) 所定の場所以外で飲食し、又は喫煙すること。
- (7) 前各号に定めるもののほか、文化センターの管理上支障がある行為をすること。

2 市長は、前項に違反した者に対し、退場を命ずることができる。

(管理の委託)

第14条 市長は、文化センターの設置の目的を効果的に達成するため、その管理を財団法人延岡総合文化センターに委託する。

(委任)

第15条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例の施行期日は、規則で定める。(昭和60年11月規則第24号で、同60年11月13日から施行)

附 則(昭和61年12月26日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成3年9月25日条例第43号)

(施行期日)

1 この条例は、平成3年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の延岡総合文化センター条例の規定は、平成3年10月1日以後の使用許可に係る使用料について適用し、同日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成9年3月31日条例第20号)

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の延岡総合文化センター条例の規定は、平成9年4月1日以後の使用許可に係る使用料について適用し、同日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成16年3月30日条例第28号)

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の延岡総合文化センター条例の規定は、平成16年4月1日以後の使用許可申請に係る使用料について適用し、同日前の使用許可申請に係る使用料については、なお従前の例による。

別表(第5条関係)

1 ホール及び展示室使用料

(単位:円)							
施設名	使用区分	使用時間帯		午前	午後	夜間	全日
				午前9時～ 正午	午後1時～ 午後5時	午後6時～ 午後10時	午前9時～午 後10時
大ホール	入場料を徴収しないとき	平日		13,650	24,150	31,500	69,300
		土曜日		17,850	31,500	37,800	87,150
		日曜日 休日					
	1,000円未満 の入場料を徴収するとき	平日		20,470	36,220	47,250	103,940
		土曜日		26,770	47,250	56,700	130,720
		日曜日 休日					
	1,000円以上 3,000円未満 の入場料を徴収するとき	平日		24,570	43,470	56,700	124,740
		土曜日		32,130	56,700	68,040	156,870
		日曜日 休日					
	3,000円以上 の入場料を徴収するとき又 は商品の宣 伝、展示、販 売等営利を目的として使用 するとき	平日		27,300	48,300	63,000	138,600
		土曜日		35,700	63,000	75,600	174,300
		日曜日 休日					
小ホール	入場料を徴収しないとき	平日		3,670	5,770	7,350	16,790
		土曜日		4,720	6,820	9,130	20,670
		日曜日 休日					
	1,000円未満 の入場料を徴収するとき	平日		5,460	8,610	11,020	25,090
		土曜日		7,030	10,180	13,650	30,860
		日曜日 休日					
	1,000円以上 の入場料を徴収するとき	平日		6,610	10,390	13,230	30,230
		土曜日		8,500	12,280	16,380	37,160
		日曜日 休日					
	商品の宣伝、 展示、販売等 営利を目的として使用する とき	平日		7,350	11,550	14,700	33,600
		土曜日		9,450	13,650	18,270	41,370
		日曜日 休日					
展示室 1	入場料を徴収しないとき	平日		2,620	3,780	4,510	10,910
		土曜日		3,150	4,720	5,560	13,430
		日曜日 休日					

	入場料を徴収するとき	平日	3,880	5,670	6,720	16,270
		土曜日	4,720	7,030	8,290	20,040
		日曜日 休日				
	商品の宣伝、展示、販売等 営利を目的として使用する とき	平日	5,250	7,560	9,030	21,840
		土曜日	6,300	9,450	11,130	26,880
		日曜日 休日				
展示室 2	入場料を徴収 しないとき	平日	5,040	7,350	8,920	21,310
		土曜日	6,300	9,130	11,020	26,450
		日曜日 休日				
	入場料を徴収 するとき	平日	7,560	11,020	13,330	31,910
		土曜日	9,450	13,650	16,480	39,580
		日曜日 休日				
商品の宣伝、展示、販売等 営利を目的として使用する とき	平日	10,080	14,700	17,850	42,630	
	土曜日	12,600	18,270	22,050	52,920	
	日曜日 休日					

備考

- 1 入場料とは、入場料、会費、会場整理費等入場することに関し徴収される入場の対価をいう。
 - 2 入場料に段階を設けているときは、その最高額を適用する。
 - 3 大ホール、小ホール、展示室1及び展示室2の使用者が商品買上者に対し招待券を発行するとき、会員制度により会員を招待するときその他これに類するときは、次の各号に定める使用区分の使用料を徴収する。
 - (1) 大ホール 1,000円以上3,000円未満の入場料を徴収するときの使用料
 - (2) 小ホール 1,000円以上の入場料を徴収するときの使用料
 - (3) 展示室1及び展示室2 入場料を徴収するときの使用料
 - 4 専ら準備及びリハーサルのため使用するときは、使用料の60パーセントとする。
 - 5 午前及び午後の使用時間帯又は午後及び夜間の使用時間帯を継続して使用する場合は、各使用時間帯の使用料の合計額とする。
 - 6 使用時間帯を超過して使用する場合は使用料(以下「超過使用料」という。)は、各使用区分に従い1時間(1時間未満は、1時間とする。以下同じ。)につき、次の各号に定める使用時間帯の使用料の30パーセントとする。
 - (1) 午前9時以前の使用又は正午から午後1時までの使用 午前の使用時間帯
 - (2) 午後5時から午後6時までの使用 午後の使用時間帯
 - (3) 午後10時以後の使用 夜間の使用時間帯
 - 7 休日とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。
 - 8 使用時間には、準備及びあとかたづけの時間を含むものとする。
- 2 附属施設使用料

		(単位:円)			
施設名	使用時間帯	午前	午後	夜間	全日
		午前9時～	午後1時～	午後6時～	午前9時～
		正午	午後5時	午後10時	午後10時
楽屋	楽屋1	420	520	630	1,570
	楽屋2	420	520	630	1,570
	楽屋3	730	940	1,050	2,720
	楽屋4	1,990	2,520	2,730	7,240
	楽屋5	940	1,260	1,360	3,560
	楽屋6	420	520	630	1,570
リハーサル室		2,200	2,940	3,460	8,600
会議室1		1,050	1,260	1,570	3,880
会議室2		1,050	1,260	1,570	3,880
広域視聴覚センター		1,570	1,890	2,200	5,660
研修室		1,780	2,410	3,360	7,550
交流室		1,260	1,570	2,100	4,930

備考

- 1 午前及び午後の使用時間帯又は午後及び夜間の使用時間帯を継続して使用する場合は、各使用時間帯の使用料の合計額とする。
- 2 超過使用料は、1時間につき、次の各号に定める使用時間帯の使用料の30パーセントとする。
 - (1) 午前9時以前の使用又は正午から午後1時までの使用 午前の使用時間帯
 - (2) 午後5時から午後6時までの使用 午後の使用時間帯
 - (3) 午後10時以後の使用 夜間の使用時間帯
- 3 使用時間には、準備及びあとかたづけの時間を含むものとする。

3 冷暖房使用料

(単位:円)		
区分	冷房(1時間当たり)	暖房(1時間当たり)
大ホール	4,720	3,150
小ホール	2,100	1,360
展示室1	1,050	630
展示室2		
リハーサル室		
会議室1	310	210
会議室2		
広域視聴覚センター		
研修室		
交流室		

備考

冷暖房の実施期間は、原則として次のとおりとする。

冷房 6月中旬から9月末日まで

暖房 11月中旬から翌年3月末日まで

4 附属設備及び備品使用料は、別に規則で定める。

公の施設のヒヤリング

施設所管課	建築住宅課
施設名	市営住宅 (31団地) (2300戸) <small>。西階のみ水回地 (6戸) 延岡市特定建設住宅</small>
16年度委託先	庁友会 (修繕等 退会時の検査、その他修繕費徴収・入居時修繕)
16年度施設管理委託料	庁友会約400万 個人は月12万(2名) (従来月3名、今年4名)
委託の内容	・家賃の徴収(個人)(滞り者への徴収)
今後の運営方針	
17年度委託予定先	
指定管理者制度への移行時期	
直営で行う場合の理由付け	・個人情報保護等問題が残っていない、現状の運営(委託)で考えている。
	・庁友会は、元市職員との事もあり、守秘義務等を考慮している点。
	・入居者の苦情と決断等に行えるのではないかと?
備 考	

国住総第193号

平成16年3月31日

各都道府県知事 殿

国土交通省住宅局長



公営住宅の管理と指定管理者制度について (通知)

地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）は、平成15年6月13日に公布、同年9月2日から施行されており、これにより、公の施設の管理に関する制度が見直され、従来の管理委託制度（改正前の地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく管理を委託するものをいう。以下同じ。）に代わり「指定管理者制度」が創設されたところである。

公営住宅（公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。）は公の施設に該当するものであり、公営住宅の管理についても、管理委託制度により管理を委託することが可能であることから、公営住宅の管理と指定管理者制度との関係について、下記のとおり通知するので参考にされたい。

また、貴管内の事業主体（公営住宅法第2条第16号に規定する事業主体をいう。以下同じ。）に対しても、この旨周知されるようお願いする。

記

1 指定管理者制度の適用

公営住宅の管理については、公営住宅法上事業主体が行うこととされている管理に関する事務のうち、入居者の募集や収入審査など及び修繕、清掃等の事実行為について管理委託制度により地方公共団体が出資している法人等に委託している実態が多いところである。

指定管理者制度は、管理委託制度では受託者となれなかった民間事業者を含む法人その他の団体についても、議会の議決を経て地方公共団体の指定を受けた場合には、公の施設の管理を行うことができるものである。

公営住宅の管理の委任については、下記3の入居者のプライバシー保護に十分配慮したうえで、指定管理者制度に基づき行うことができることとなっている。なお、指定管理者制度については平成18年9月が移行のための猶予期限となっているところである。

2 委任の範囲

公営住宅の管理については、住宅困窮度に応じた優先入居の実施や、地域の実情や居住者の状況に応じた適切な家賃設定など、公平な住宅政策の観点からの行政主体としての判断が必要である。このため、公営住宅の入居者の決定その他の公営住宅法上事業主体が行うこととされている事務を指定管理者に委任して行わせることは適当ではない。したがって、公営住宅の管理について指定管理者が行うことができる事務の範囲は、従前の管理委託制度により受託者が行うことのできるものと同じものである。

なお、地方公共団体が適当と認めるときは、公の施設の利用料金を指定管理者の収入として收受（指定管理者自らの収入として受入れることをいう。）させることができることとなっている。公営住宅の場合、その利用料金である家賃及び敷金等の決定や減免等は公営住宅制度の目的と密接不可分であることから、従来の管理委託制度のもとにおいても家賃等は事業主体自らの収入として收受していたところである。したがって、指定管理者制度に移行した後も指定管理者の収入として收受させることは適切ではない。ただし、家賃の徴収等の事務のみを委任することや駐車場等共同施設の使用料を收受させることについては差し支えないものである。

3 入居者のプライバシー保護について

公営住宅の管理に当たっては、入居者の収入や家族構成等重要な個人情報を取扱うことから、入居者のプライバシー保護について十分に措置することが不可欠である。

入居者のプライバシー保護については、個人情報保護条例、指定管理者の管理の基準に関する条例または公営住宅の管理に関する条例において指定管理者に対して入居者のプライバシー保護を義務付けるとともに事業主体と指定管理者との間で締結する契約に個人情報の保護に関して必要な事項を盛り込むことを規定する必要がある。この場合においては、個人情報保護条例に罰則を設けることを積極的に検討することが望ましい。また、個人情報保護条例が制定されていない場合又は個人情報保護条例に罰則を設けない場合には、指定管理者の管理の基準に関する条例または公営住宅の管理に関する条例を定める際に違反に対する罰則規定を設けることが必要である。

さらに、指定管理者制度により公営住宅の管理を行う場合の具体的なプライバシー保護対策として少なくとも次のような措置を講ずるべきである。

- ① 電算システムで個人情報を取扱う場合は、事業主体のホストコンピューターと指定管理者の端末は専用回線とするなど外部からのアクセスが不可能となるようなセキュリティ対策を行うこと。

- ② 電算システムで個人情報を取扱う者は、電算システムの管理者からユーザーID、パスワードの指定を受けた者とするとともにその人数も極力限定すること。
- ③ 指定管理者は、個人情報を取扱う者に対して、第三者から個人情報を求められた場合の対応について研修等を行うことにより、入居者のプライバシー保護の重要性を認識させ、第三者への対応が的確に行えるように努めること。
- ④ 電算システムにデータ入力すること等個人情報を取扱う業務を指定管理者がさらに第三者へ委託するような場合には、氏名、住所等の情報の取扱いについては、あらかじめ個人を特定できないように処理するなど特段の配慮をすること。

4 その他

なお、平成16年2月27日付け地域再生本部決定の『「地域再生推進のためのプログラム」3(1)地域主導による資源の有効利用 ③アウトソーシングの促進』において、本制度を活用できることとされているので参考にされたい。

- 4 基金の運用から生ずる収益及び基金の管理に要する経費は、それぞれ毎会計年度の歳入歳出予算に計上しなければならない。
 - 5 第一項の規定により特定の目的のために定額の資金を運用するための基金を設けた場合においては、普通地方公共団体の長は、毎会計年度、その運用の状況を示す書類を作成し、これを監査委員の審査に付し、その意見を付けて、第二百三十三条第五項の書類と併せて議会に提出しなければならない。
 - 6 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。
 - 7 基金の管理については、基金に属する財産の種類に応じ、収入若しくは支出の手續、歳計現金の出納若しくは保管、公有財産若しくは物品の管理若しくは処分又は債権の管理の例による。
 - 8 第二項から前項までに定めるもののほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、条例でこれを定めなければならない。
- (昭三八法九九・全改、平三法二四・平九法六七・一部改正)

- (私人の公金取扱いの制限)
- 第二百四十三条 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除くほか、公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委任し、又は私人をして行なわせてはならない。
- (昭三八法九九・全改)
- (公の施設)
- 第二百四十四条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設(これを公の施設という。)を設けるものとする。
 - 2 普通地方公共団体は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。
 - 3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。
- (昭三八法九九・追加)
- (公の施設の設置、管理及び廃止)
 - 第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及び

- その管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。
- 2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。
 - 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、その管理を普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるもの又は公共団体若しくは公共の団体に委託することができる。
 - 4 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、管理受託者(前項の規定に基づき公の施設の管理の委託を受けたものをいう。以下本条において同じ。)に当該公の施設の利用に係る料金(次項において「利用料金」という。)を当該管理受託者の収入として収受させることができる。

- 5 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、管理受託者が定めるものとする。この場合において、管理受託者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。
- 6 普通地方公共団体の長又は委員会は、委託に係る公の施設の管理の適正を期するため、管理受託者に対して、当該委託に係る業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができ。

- 共同体の公の施設を自己の住民の利用に供させることができる。
- 3 前二項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
- (昭三八法九九・追加)
- (公の施設を利用する権利に関する処分に對しての不服申立て)
- 第二百四十四条の四 普通地方公共団体の長がした公の施設を利用する権利に関する処分に不服がある者は、都道府県知事がした処分については総務大臣、市町村長がした処分については都道府県知事に審査請求をすることができ。この場合においては、異議申立てをすることもできる。
 - 2 第三百八十八条の四第一項に規定する機関がした公の施設を利用する権利に関する処分に不服がある者は、当該普通地方公共団体の長に審査請求をすることができ。
 - 3 普通地方公共団体の長及び前項に規定する機関以外の機関がした公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が処分庁の直近

- 上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に對してするものとする。
- 4 普通地方公共団体の長は、公の施設を利用する権利に関する処分についての異議申立て又は審査請求(第一項に規定する審査請求を除く。)があつたときは、議事に諮問してこれを決定しなければならない。
 - 5 議会は、前項の規定による諮問があつた日から二十日以内に意見を述べなければならない。
 - 6 公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求(第一項に規定する審査請求を除く。)に對する裁決に不服がある者は、都道府県知事がした裁決については総務大臣、市町村長がした裁決については都道府県知事に再審査請求をすることができ。

第二百四十四条の三 普通地方公共団体は、その区域外においても、また、関係普通地方公共団体との協議により、公の施設を設けることができる。

(協議の方式)

- 2 普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体との協議により、当該他の普通地方公

- 3 普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体との協議により、当該他の普通地方公

延岡市営住宅条例

平成9年6月30日
条例第28号改正 平成10年3月30日条例第5号 平成12年3月28日条例第8号
平成12年12月25日条例第52号 平成13年3月30日条例第5号

延岡市営住宅条例(平成7年条例第7号)の全部を改正する。

目次

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 市営住宅の設置及び管理(第3条—第42条)

第3章 市営住宅の社会福祉事業等への活用(第43条—第49条)

第4章 市営住宅の賃貸住宅としての活用(第50条—第54条)

第5章 駐車場の管理(第55条—第65条)

第6章 補則(第66条—第71条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、公営住宅法(昭和26年法律第193号。以下「法」という。)に基づく市営住宅及び共同施設の設置及び管理について、法及び地方自治法(昭和22年法律第67号)並びにこれらに基づく命令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市営住宅 市が建設、買取り又は借上げを行い、低額所得者に賃貸し、又は転貸するための住宅及びその附帯施設で、法の規定による国の補助に係るものをいう。
- (2) 共同施設 法第2条第9号及び公営住宅法施行規則(昭和26年建設省令第19号。以下「省令」という。)第1条に規定する施設をいう。
- (3) 収入 公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号。以下「令」という。)第1条第3号に規定する収入をいう。
- (4) 市営住宅建替事業 市が施行する法第2条第15号に規定する公営住宅建替事業をいう。
- (5) 市営住宅監理員 法第33条の規定により市長が任命する者をいう。

第2章 市営住宅の設置及び管理

(設置)

第3条 市営住宅の名称及び位置は、別表のとおりとする。

(入居者の公募の方法)

第4条 市長は、入居者の公募を次の各号に掲げる方法のうち2以上の方法によって行うものとする。

- (1) 新聞への掲載
- (2) 市の広報紙への掲載
- (3) 市の掲示場への掲示
- (4) テレビジョンによる放送

2 市長は、前項の公募に当たっては、市営住宅の供給場所、戸数、規格、家賃、入居者資格、申込方法、選考方法の概略、入居時期その他必要な事項を公示するものとする。

(公募の例外)

第5条 市長は、次の各号に掲げる理由に係る者を公募を行わず、市営住宅に入居させることができる。

- (1) 災害により住宅が滅失したとき。
- (2) 不良住宅を撤去したとき。
- (3) 公営住宅の借上げに係る契約が終了したとき。
- (4) 公営住宅建替事業により公営住宅を除却したとき。
- (5) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条の規定に基づく都市計画事業、土地区画整

・滞納家賃の徴収 → 個人。

・軽微な修繕 → 延岡市庁友会。

の連絡の事務を行うものとする。

- 4 前3項に規定するもののほか、市営住宅監理員及び市営住宅管理人に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

(立入検査)

第67条 市長は、市営住宅の管理上必要があると認めるときは、市営住宅監理員若しくは市長の指定した者に市営住宅の検査をさせ、又は入居者に対して適当な指示をさせることができる。

- 2 前項の検査において、現に使用している市営住宅に立ち入るときは、あらかじめ当該市営住宅の入居者の承諾を得なければならない。

- 3 第1項の規定により検査に当たる者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(管理の委託)

第68条 市長は、この条例に規定するもののうち、次の各号に掲げる事務を委託することができる。

(1) 市営住宅の入居者の募集に関すること。

(2) 市営住宅の家賃の徴収に関すること。

(3) 市営住宅及び共同施設の維持、修繕及び改良に関すること。

(4) 市営住宅及び共同施設に係る環境整備に関すること。

(5) 前2号に定めるもののほか市営住宅の共同施設の管理に関するものうち市長が別に定めるもの

(敷地の目的外使用)

第69条 市長は、市営住宅及び共同施設の用に供されている土地の一部を、その用途又は目的を妨げない限度において、市長が別に定めるところによりその使用を許可することができる。

(罰則)

第70条 詐欺その他不正の行為により家賃の全部又は一部の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

(委任)

第71条 この条例に定めるもののほかこの条例の施行に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 公営住宅法の一部を改正する法律(平成8年法律第55号)による改正前の公営住宅法の規定に基づいて供給された市営住宅又は共同施設については、この条例による改正後の延岡市営住宅条例(以下「新条例」という。)の施行の日から平成10年3月31日までの間は、新条例第4条第2項、第6条、第7条、第12条から第20条まで、第23条から第40条まで及び第42条の規定は適用せず、この条例による改正前の延岡市営住宅条例(以下「旧条例」という。)第4条第2項、第6条、第11条から第19条まで、第22条から第36条まで、第38条並びに附則第5項及び第6項の規定は、なおその効力を有する。

- 3 前項の市営住宅については、平成10年3月31日までの間は、新条例第5条の規定は適用せず、旧条例第5条第8号中「他の市営住宅の入居者が世帯構成に異動があったことにより当該市営住宅に」とあるのは、「現に市営住宅に入居している者(以下この号において「既存入居者」という。)の同居者の人数に増減があったこと又は既存入居者若しくは同居者が加齢、病気等によって日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となったことにより、市長が入居者を募集しようとしている市営住宅に当該既存入居者が」として、同条の規定の例による。

- 4 新条例の施行の日において現に市が低額所得者に賃貸又は転貸をするため買い取り、借上げ、又は管理している住宅又はその入居者の共同の福祉のために必要な施設で国の補助に係るもののうち、当該住宅の入居者が旧条例第6条に定める条件を具備しなければならない住宅又はその入居者の共同の福祉のために必要な施設については、新条例の規定に基づいて供給された市営住宅又は共同施設とみなして新条例の規定を適用する。

- 5 新条例第14条第1項、第31条第1項又は第33条第1項の規定による家賃の決定に関し必要

延岡市特定公共賃貸住宅条例

平成10年3月30日
条例第4号

改正 平成12年3月28日条例第9号 平成13年3月30日条例第5号

中 延岡市議会の議決

(趣旨)

第1条 この条例は、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成5年法律第52号。以下「法」という。)に基づく特定公共賃貸住宅及び共同施設の設置及び管理について、法及び地方自治法(昭和22年法律第67号)並びにこれらに基づく命令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 特定公共賃貸住宅 市が法第18条の規定に基づき建設し、及び管理する賃貸住宅及びその附帯施設をいう。

(2) 共同施設 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則(平成5年建設省令第16号。以下「省令」という。)第19条第4号から第8号までに規定する施設をいう。

(3) 所得 省令第1条第3号に規定する所得をいう。

(設置)

第3条 特定公共賃貸住宅の名称及び所在地は、別表のとおりとする。

延岡市小島町

(管理の委託)

第43条 市長は、この条例に規定するもののうち、次の各号に掲げる事務を委託することができる。

(1) 特定公共賃貸住宅の入居者の公募に関すること。

(2) 特定公共賃貸住宅の家賃の徴収に関すること。

(3) 特定公共賃貸住宅及び共同施設の維持、修繕及び改良に関すること。

(4) 特定公共賃貸住宅及び共同施設に係る環境整備に関すること。

(5) 前2号に定めるもののほか特定公共賃貸住宅の共同施設の管理に関するもののうち市長が別に定めるもの

延岡市特定公共賃貸住宅条例

平成10年3月30日
条例第4号

改正 平成12年3月28日条例第9号 平成13年3月30日条例第5号

(趣旨)

第1条 この条例は、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成5年法律第52号。以下「法」という。)に基づく特定公共賃貸住宅及び共同施設の設置及び管理について、法及び地方自治法(昭和22年法律第67号)並びにこれらに基づく命令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定公共賃貸住宅 市が法第18条の規定に基づき建設し、及び管理する賃貸住宅及びその附帯施設をいう。
- (2) 共同施設 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則(平成5年建設省令第16号。以下「省令」という。)第19条第4号から第8号までに規定する施設をいう。
- (3) 所得 省令第1条第3号に規定する所得をいう。

(設置)

第3条 特定公共賃貸住宅の名称及び所在地は、別表のとおりとする。

延岡市みどり地

(管理の委託)

第43条 市長は、この条例に規定するもののうち、次の各号に掲げる事務を委託することができる。

- (1) 特定公共賃貸住宅の入居者の公募に関すること。
- (2) 特定公共賃貸住宅の家賃の徴収に関すること。
- (3) 特定公共賃貸住宅及び共同施設の維持、修繕及び改良に関すること。
- (4) 特定公共賃貸住宅及び共同施設に係る環境整備に関すること。
- (5) 前2号に定めるもののほか特定公共賃貸住宅の共同施設の管理に関するもののうち市長が別に定めるもの

11/9 (13:15~)

公の施設のヒヤリング	
施設所管課	水道局 (地方公営企業法)
施設名	水道事業
16年度委託先	
16年度施設管理委託料	
委託の内容	水道事業
今後の運営方針	現状の直営を続ける。
17年度委託予定先	
指定管理者制度への移行時期	
直営で行う場合の理由付け	水道法 → 危機管理 (2011年11月20日)
	16年度委託先 (指定管理者) への移行
	16年度委託先 (指定管理者) への移行
	16年度委託先 (指定管理者) への移行
	× 公営企業が利用料を割とる場合には、指定管理者の事業法における事業者となるため、地方公営企業法上の公営企業 (地方公共団体が経営) には該当しない。即ち、公営企業を廃止 (存続) すれば、指定管理者制度への移行は出来ないと判断される。
備考	水道事業の直営を続けることとする。

めるところです。

(三)について

自治法第二五二条の一四は、普通地方公共団体の事務の一部又はその団体の長、委員会等の権限に属する機関委任事務の一部を他の普通地方公共団体に委託する場合についての規定です。

本件の場合には、隣接市が市又は市の機関の事務の一部を当市に対して委託したのではなく、隣接市の住民が当市の公の施設を利用してにすぎないものですから、自治法第二五二条の一四の問題ではないでしょう。この場合には、自治法第二四四条の三第二項の定めるところにより、両市間の協議が行われることが必要であると考えます。(「地方財務実務提要」地方自治制度研究会編集・ぎょうせい発行)

行政実例

問 地方公営企業法の規定の全部を適用する水道用水供給施設は、地方自治法第二四四条に規定する公の施設に該当しないものと解してよいか。

答 公の施設に該当する。(昭三九・九・九自治企八一 京都府企業局長あて公営企業課長回答)

問 答

問 市の経営する国民宿舎は、住民の利用形態を勘案すると、広く一般国民の利

10 水道法に基づく水道用水供給事業の「水道用水供給施設」

〔注〕水道用水供給施設の延長は、公共水道であり、結局は住民の用に供するための施設ということができるから、公の施設である。

11 市が経営する国民宿舎

〔注〕一般国民の利用に供すること

11 市が經營する国民宿舎
〔注〕一般国民の利用に供すること

問 市の經營する国民宿舎は、住民の利用形態を勘案すると、広く一般国民の利

c〔公施要二八・九〕

二 「公の施設」に該当しないとした例

1 留置場・試験研究機関

〔注〕住民の利用に供することを目的としない施設であるから、公の施設に該当しない。

2 競輪場・競馬場

〔注〕住民の福祉を増進することを直接の目的としない施設であるから、公の施設に該当しない。

3 産婆・巡回講師

〔注〕物的要素がほとんどなく、人的要素が著しく強いものであるから、公の施設には該当しない。

4 簡易郵便局法第七条の規定に基づいて地方公共団体が設置する簡易郵便局

「公の施設」に該当するかどうかの判断例

通知

五 公の施設に関する事項

(二) 公の施設は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するため設けられる施設であることの定義を設けたが、これにより、従来の営造物の範囲と異なるものがあることに留意すること（法二四四）。

- ア(7) 住民の利用に供することを目的としない営造物たとえば留置場、試験研究機関、(イ) 住民の福祉を増進することを直接の目的としない営造物たとえば競輪場、競馬場、(ウ) 人的要素の著しく強い営造物たとえば産婆、巡回講師等は、公の施設に入らないこと。（昭三八・九・一〇自治乙行発三 自治事務次官通知）

行政実例

問 簡易郵便局法（昭和二四年法律第二一三号）に基づき市町村が郵政大臣との委託契約により設置する同法第七条の施設は、地方自治法第二四四条第一項で

「公の施設」に該当するかどうかの判断例

三二四

〔注〕簡易郵便局は、地方公共団体の庁舎と同様に事務を執るための施設にすぎず、その施設自体を直接住民の利用に供するものではないから、公の施設に該当しない。

5 市立病院内に設置する職員のための保育所

〔注〕広く住民一般の利用に供するためのものではないから、公の施

いう公の施設にはなじまず、従つて同法第二四四条の二第一項の規定による条例を設ける必要はないと思ふがどうか。

答 お見込のとおり。(昭四〇・九・一三自治行一一六 島根県総務部長あて行政課長回答)

(注 釈)

* 簡易郵便局法第七条の規定に基づいて地方公共団体が設置する簡易郵便局は、地方公共団体が郵政大臣から委託を受けた郵政窓口事務を行うために設ける施設である。これは、地方公共団体の庁舎と同様に事務をとるための施設にすぎず、その施設自体を直接住民の利用に供するものではないので、公の施設には該当しないものと解されたものである。

* 簡易郵便局法

(簡易郵便局の設置及び受託者の呼称)

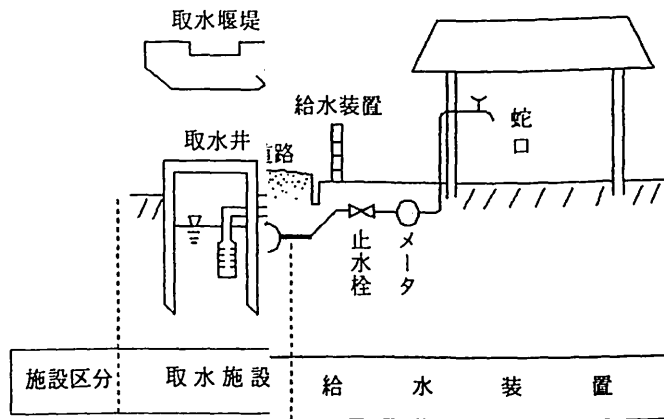
第七条 受託者は、郵政事業庁長官の指定する場所に、委託事務を行う施設(以下「簡易郵便局」という。)を設けなければならない。

2 受託者(法人にあつては、その代表者)は、簡易郵便局長という呼称を用いることができる。

問 答

問 「市立病院に勤務する職員の乳児又は幼児で、家庭保育又は保育所等への委託保育が困難なものを保育することを目的」として設置する、いわゆる院内保育所は、自治法第二四四条による公の施設に該当すると考えられるかどうか。

水道の水ができる：



用語の定義、各表

各表に用いられた諸元は、

1. 県推計人口、市町村別人
2. 水道の種類
 - 現 浅井戸 「深」深井戸 「湧」湧水

水道法上の水道

- 上水道 計画給水 「共」自然流下と加圧ポンプの併用
- 簡易水道 計画給水
- 専用水道 寄宿舍、
「ろ」簡易ろ過 「滅」滅菌のみ

飲料水供給施設 給水
次用にも使用するもの。

3. 普及率 (%) = $\frac{\text{現 行政施設}}{\text{ものを飲用にも供給するもの。}}$

4. 無効水量 = 年間給

配水本支管の漏水、メー 定額制 「単」単一制

5. 有効水量 = 有収水
6. 無収水量 = 管洗浄
7. 有収率 (%) = $\frac{\text{有者が管理業務に専従しているもの。}}{\text{年間値の管理業務も兼任しているもの。}}$
8. 負荷率 (%) = $\frac{\text{一日以上の業務を併任しているもの。}}{\text{一日}}$

県福祉保健部
412年産
T1室 奇早の水通

延岡市水道事業の設置等に関する条例

昭和41年12月6日
条例第11号

改正	昭和43年10月7日条例第4号	昭和55年12月22日条例第37号
	昭和61年9月25日条例第25号	平成4年10月1日条例第32号
	平成6年3月31日条例第6号	平成8年12月26日条例第31号
	平成12年9月26日条例第45号	

(水道事業の設置)

第1条 生活用水その他の浄水を市民に供給するため、本市に水道事業を設置する。

(経営の基本)

第2条 水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 給水区域は、別表のとおりとする。

3 給水人口は、124,100人とする。

4 1日最大給水量は、68,300立方メートルとする。

(組織)

第3条 地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)第14条の規定に基づき、水道局を置く。

2 法第7条ただし書及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号。以下「令」という。)

第8条の2の規定に基づき、管理者を置かないものとする。

(特別会計)

第3条の2 法第17条ただし書及び令第8条の4の規定に基づき、水道事業及び延岡市簡易水道事業に地方公営企業法を適用する条例(平成4年条例第31号)に定める簡易水道事業(以下「水道事業等」という。)を通じて一の特別会計を設ける。

(重要な資産の取得及び処分)

第4条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない水道事業等の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額)が2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡(不動産の信託の場合を除き、土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第5条 水道事業等の業務に関し法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、負担附の寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が50万円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が50万円以上のものとする。

(業務状況説明書類の作成)

第6条 市長は、水道事業等に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎年事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を10月31日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を4月30日までに作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次の各号に掲げる事項を記載するとともに、10月31日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を4月30日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1) 事業の概要

(2) 経理の状況

(3) 前2号に掲げるもののほか水道事業等の経営状況を明らかにするため市長が必要を認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかった場合においては、市長は、事故のやんだときから1月以内において、その期日を定めて作成しなければならない。

附 則

1 この条例は、昭和42年1月1日から施行する。ただし、第3条の規定は昭和42年4月1日から施行する。

2 昭和42年1月1日から同年3月31日までの間に行われる資産の取得及び処分に対する第4条の規定の適用については、なお従前の例による。

3 延岡市水道事業に関する条例(昭和36年条例第16号)は、廃止する。

附 則(昭和43年10月7日条例第4号)

この条例は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則(昭和55年12月22日条例第37号)

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則(昭和61年9月25日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成4年10月1日条例第32号)

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成6年3月31日条例第6号)

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成8年12月26日条例第31号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成12年9月26日条例第45号)

この条例は、別に規則で定める

11/9 (14:30~)

公の施設のヒヤリング	
施設所管課	
施設名	青少年育成センター
16年度委託先	11月10日 " 12日
16年度施設管理委託料	
委託の内容	3名 (退職校生職員等) 51名 (施設2名 職員1名)
	青少年育成センターの業務
	不登校相談、研修等(その他) 10名(職員?)
今後の運営方針	直営で行う。
17年度委託予定先	
指定管理者制度への移行時期	
直営で行う場合の理由付け	行政が17年度(18年度) 位置づけを明確にする。業務の不安を軽減する。
	行政として責任ある施設として設置17年度に引き継がなければならないと考えている。
	利用者の処遇等の不安を解消し施設目的とする施設である、民間事業者による運営を含めた施設の管理運営に於いて利用者からの不安が指摘される場合
備考	業務の内容 (青少年相談業務)
	・青少年育成業務
	・保護育成業務

公の施設のヒヤリング

施設所管課	
施設名	一ヶ岡 コミュニティセンター
16年度委託先	長岡市一ヶ岡コミュニティセンター管理運営委員会
16年度施設管理委託料	2050.000 円
委託の内容	
今後の運営方針	
17年度委託予定先	同じ
指定管理者制度への移行時期	H28. X.
直営で行う場合の理由付け	
備 考	X 使用料が無い場合の指定管理者制度への移行は? という事?
	○ 使用料と1710万円が算入である。

公の施設のヒヤリング

施設所管課	
施設名	教育委員会
16年度委託先	
16年度施設管理委託料	
委託の内容	
今後の運営方針	
17年度委託予定先	
指定管理者制度への移行時期	
直営で行う場合の理由付け	直営施設。
備 考	

延岡市青少年育成センター規則

昭和53年5月22日
教育委員会規則第7号

改正 昭和62年11月19日教委規則第2号 平成10年3月24日教委規則第1号
号
平成11年3月18日教委規則第2号 平成15年11月26日教委規則第3
号

〔この規則で題名改正〕

(設置)

第1条 青少年の非行防止及び健全な育成に資するため延岡市青少年育成センター(以下「センター」という。)を設置する。 行正に責任がある施設として設置は行正の責である。

(位置)

第2条 センターは、延岡市東本小路6番地1に置く。

(所掌事務)

第3条 センターの所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 青少年の補導及び相談に関すること。
- (2) 青少年の非行防止及び健全な育成に関係のある機関及び団体(以下「関係機関等」という。)との連絡調整に関すること。
- (3) 青少年問題に関する情報及び資料の収集に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか青少年の健全な育成に関し必要な事項

(職員)

第4条 センターに所長のほか必要な職員を置く。

- 2 所長は、上司の命を受けてセンターの事務を統括する。
- 3 職員は、上司の命を受けてセンターの事務に従事する。

(運営協議会)

第5条 センターの円滑な運営に関し意見を聴取するため青少年育成センター運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

- 2 協議会は、委員15人以内をもって組織する。
- 3 委員は、関係機関等の職員及び構成員のうちから教育委員会が委嘱する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

(青少年指導員)

第8条 センターの業務を効果的に推進するため、青少年指導員を置く。

2 青少年指導員はおおむね100人とし、次に掲げる者のうちから協議会の推薦により教育委員会が委嘱する。

- (1) 関係機関等の職員及び構成員
- (2) 青少年の非行防止及び健全な育成に熱意を有する者
- 3 青少年指導員の任期は、2年とする。ただし、青少年指導員に欠員が生じた場合における補欠指導員の任期は、前任者の残任期間とする。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、センターの運営に必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、昭和53年6月1日から施行する。
 - 2 この規則の施行前に延岡市青少年育成センター設置規則(昭和41年7月21日規則第13号)の規定により委嘱又は任命された協議会委員及び青少年指導員はこの規定により委嘱又は任命されたものとみなす。
- 附 則(昭和62年11月19日教委規則第2号)
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則(平成10年3月24日教委規則第1号)
この規則は、平成10年6月1日から施行する。
- 附 則(平成11年3月18日教委規則第2号)

延岡市一ヶ岡コミュニティセンター条例

平成7年3月29日
条例第14号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2の規定に基づき、延岡市一ヶ岡コミュニティセンター(以下「センター」という。)の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 地域における社会教育活動、コミュニティ活動等を助長し、及び促進するため、センターを延岡市南一ヶ岡2丁目17番1号に設置する。

(使用許可)

第3条 センターを利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。
2 市長は、前項の許可に条件を付することができる。

(使用の不許可)

第4条 市長は、センターの使用の目的又は使用の態様が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、センターの使用を許可しない。

- (1) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第23条の規定に該当するとき。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (3) センターの施設、設備等をき損するおそれがあるとき。
- (4) センターの管理又は運営に支障があると認めるとき。

(使用料)

第5条 センターの使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)が冷暖房器具又は調理台を使用するときは、別表に定める使用料を納入しなければならない。
2 前項の規定は、使用者が国又は地方公共団体の場合には適用しない。

(使用許可の取消し等)

第6条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用許可を取り消し、又は使用の停止を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用許可の条件に違反したとき。
- (3) 第4条各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により使用許可を受けたとき。

2 前項の使用許可の取消し又は使用停止によって使用者が受けた損害については、市はその責めを負わない。

(使用権の譲渡禁止)

第7条 使用者は、センターの使用に関する権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

(損害賠償)

第8条 使用者は、その責めに帰すべき理由によりセンターの施設、設備等に損害を与えたときは、その損害額を賠償しなければならない。

(管理の委託)

第9条 センターの管理は、延岡市一ヶ岡コミュニティセンター管理運営委員会に委託する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、センターの管理及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、別に規則で定める日から施行する。(平成7年4月規則第16号で、同7年4月29日から施行)

別表(第5条関係)

種別	使用料の額	
冷暖房器具使用料	1基につき1時間当たり	100円
調理台使用料	1台につき1回当たり	100円

延岡市立教育集会所設置条例

昭和53年5月15日
条例第17号

改正 昭和56年7月25日条例第17号 昭和62年3月30日条例第13号

(設置)

第1条 同和地区及びその近隣の住民(以下「地域住民」という。)の教育の充実に図り、もって生活の改善、向上に資するため、教育集会所(以下「集会所」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 集会所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
延岡市立塩浜教育集会所	延岡市塩浜町2丁目1855番地3
延岡市立高千穂通教育集会所	延岡市高千穂通3855番地7
延岡市立ささめ教育集会所	延岡市塩浜町4丁目1725番地17

よきこと

(事業)

第3条 集会所は、第1条の目的を達成するため次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 各種の学級、講座等の開催に関すること。
- (2) 地域住民の自主的かつ組織的な教育活動の助長に関すること。
- (3) 各種相談に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、集会所の目的達成に必要なこと。

(利用の許可)

第4条 集会所を利用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

(利用の制限)

第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、集会所の利用を許可しない。

- (1) 集会所の設置目的に反するとき。
- (2) 集会所の建物又は附属設備を破損し、若しくは滅失するおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、集会所の管理運営上支障があるとき。

(損害の賠償)

第6条 利用者がその責めに帰すべき理由により集会所の建物又は附属設備を破損し、若しくは滅失したときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和56年7月25日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和62年3月30日条例第13号)

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

公の施設のヒヤリング

施設所管課	企画課
施設名	庄内市島野浦島用苑総合センター
16年度委託先	センター利用者団体、代表者、島野区民
16年度施設管理委託料	委託料はなし。
委託の内容	
今後の運営方針	
17年度委託予定先	
指定管理者制度への移行時期	H17. 4 ~
直営で行う場合の理由付け	・管理委託料は無償という形で指定管理者制度への移行を 考えている。
	・土地は、地元土地である。エレベーター設置の手配あり。
	・無償譲渡等も考える必要はあるのではと検討を依頼 した。
備 考	・旧国民館敷地にあり、公共的施設の
	・修理・修繕に基幹的施設。

延岡市島野浦島開発総合センター条例

昭和55年7月21日
条例第19号

(目的)

第1条 離島における教育、文化及び産業の振興並びに福祉の向上をはかるため、離島開発総合センター(以下「センター」という。)を設置する。

(名称及び所在地)

第2条 センターの名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称	所在地
延岡市島野浦島開発総合センター	延岡市島浦町745番地1

(管理運営)

第3条 センターの管理運営は、これを使用する島民の便宜をはかるため、住民の組織する団体に委託することができる。

(使用の制限)

第4条 使用者は、センターの使用に当たって次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) センターの設置目的に反する行為
- (2) センターの建物又は附属設備を破損し、若しくは滅失するおそれのある行為
- (3) 前2号に掲げるもののほか、センターの管理運営上支障がある行為

(委任)

第5条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

公の施設のヒヤリング

施設所管課	商業観光課
施設名	中小企業振興センター
16年度委託先	
16年度施設管理委託料	
委託の内容	
今後の運営方針	直営、訪問外と休日の管理委託。
	収入も運営で対応、修理・修繕は直営
17年度委託予定先	
指定管理者制度への移行時期	
直営で行う場合の理由付け	1,800万の経費 → 委託委託 560万
	人件費 670万
	1. 経費 500万
備考	

延岡市中小企業振興センター条例

昭和59年12月26日
条例第26号

改正 平成3年9月25日条例第38号 平成9年3月31日条例第13号
平成16年3月30日条例第21号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2の規定に基づき、延岡市中小企業振興センター(以下「センター」という。)の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的及び設置)

第2条 中小企業の育成強化と地場産業の振興を図り、地域経済の発展を促進するため、センターを延岡市東本小路121番地1に設置する。

(管理)

第3条 市長は、センターを常に良好な状態において管理し、最も効率的に運用しなければならない。

(使用の許可)

第4条 センターを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も同様とする。

2 市長は、前項の許可について管理上必要な条件を付することができる。

(使用の不許可)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 建物又は附属設備等をき損するおそれがあるとき。
- (3) 管理又は運営上支障があると認められるとき。
- (4) その他使用を不相当と認めるとき。

(使用許可の取消し等)

第6条 市長は、センターの使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用の停止を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用許可の条件に違反したとき。
- (3) 前条各号に該当する理由が発生したとき。

2 偽りその他不正の手段により使用許可を受けたとき。

3 前項の使用許可の取消し又は使用停止によって使用者が被った損害については、市長は、その責めを負わない。

(入館の禁止等)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者の入館を禁止し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる行為をする者
- (2) その他管理に支障があると認める者

(使用料)

第8条 使用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。

(使用料の減免)

第9条 市長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第10条 既に納入した使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 天災地変その他使用者の責めに帰することができない理由により、センターの使用ができなかったとき。
- (2) センター使用の日の7日前までに使用の取消しの申出があったとき。

(3) その他市長が特別の理由があると認めるとき。

(禁止事項)

第11条 使用者は、次の各号に掲げる事項をしてはならない。

- (1) センターを使用する権利を他に譲渡し、又は転貸すること。
- (2) センターの許可を受けた目的以外に使用すること。
- (3) センターの原状を変更し、又はこれに工作を加えること。
- (4) その他市長において指示した事項に反すること。

(原状回復等)

第12条 使用者は、施設又は附属設備をき損し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又は市長の認定する損害額を賠償しなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

(運営委員会)

第13条 センターの運営について審議するため、延岡市中小企業振興センター運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会の委員は、15名とし、市長が任命又は委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例の施行期日は、規則で定める。(昭和60年1月規則第1号で、同60年2月1日から施行)

(延岡市特別職職員給与条例の一部改正)

2 延岡市特別職職員給与条例(昭和26年3月2日施行)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成3年9月25日条例第38号)

(施行期日)

1 この条例は、平成3年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の延岡市中小企業振興センター条例の規定は、平成3年10月1日以後の使用許可に係る使用料について適用し、同日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成9年3月31日条例第13号)

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の延岡市中小企業振興センター条例の規定は、平成9年4月1日以後の使用許可に係る使用料について適用し、同日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成16年3月30日条例第21号)

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の延岡市中小企業振興センター条例の規定は、平成16年4月1日以後の使用許可申請に係る使用料について適用し、同日前の使用許可申請に係る使用料については、なお従前の例による。

別表(第8条関係)

延岡市中小企業振興センター使用料

室名	使用料金			冷暖房料金 (1時間当たり)
	9時から 12時まで	12時から 17時まで	17時から 22時まで	
	円	円	円	円
展示場	7,560	12,600	12,600	1,050
研修室1	2,310	3,880	3,880	310
研修室2	940	1,570	1,570	150
会議室1	3,360	5,670	5,670	470
会議室2	1,470	2,410	2,410	210
会議室3	940	1,570	1,570	150

延岡市 中小企業振興センター条例施行規則

(第12条、委員会の職務)

委員会の庶務は、商工部内務観光課で処理する。

公の施設のヒヤリング

施設所管課	高栄観光課
施設名	勤労青少年ホーム
16年度委託先	シルバー人材センター
16年度施設管理委託料	570万円(450万) <small>→ シルバの人件費 34 水光受取。</small>
委託の内容	・ホームの子の窓口対応・指導的なる相談。
	・建物の管理。
今後の運営方針	
17年度委託予定先	
指定管理者制度への移行時期	
直営で行う場合の理由付け	
備 考	35才未満の勤労青少年が対象。

延岡市勤労青少年ホーム条例

昭和41年3月31日
条例第67号

(設置)

第1条 中小企業に働く青少年の健全育成と福祉の増進に資するため、勤労青少年ホーム(以下「ホーム」という。)を設置する。

(名称及び所在地)

第2条 ホームの名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称 延岡市勤労青少年ホーム

所在地 延岡市西階町1丁目4,341番地の1

(事業)

第3条 ホームは、第1条に掲げる趣旨を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 設備の提供
- (2) 各種講座の開設
- (3) 相談室の開設
- (4) クラブ活動及びグループ活動の指導
- (5) 保健体育及びレクリエーション活動の指導
- (6) 講演会、展示会、映画、音楽会等の開催
- (7) 調査の実施及び資料の提供
- (8) 関係の団体・機関との協調
- (9) その他市長において必要と認める事業

(利用者の範囲)

第4条 ホームを利用することができる者は、次のとおりとする。

- (1) 市内の中小企業に働く年齢25歳以下の者及びその指導者
- (2) その他市長において第1条の趣旨に適すると認める者

(職員の配置)

第5条 延岡市職員定数条例(昭和30年条例第18号)の範囲内において、ホームに所要の職員を配置するものとする。

(施行規定)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、昭和41年5月1日から施行する。

公の施設のヒヤリング

施設所管課	商業観光課
施設名	須美江
16年度委託先	須美江近隣農村景観協会。
16年度施設管理委託料	6,000万円 (31000人件数)
委託の内容	管理・維持
今後の運営方針	
17年度委託予定先	
指定管理者制度への移行時期	
直営で行う場合の理由付け	○ 同等の業務は行政で行う。地元
	○ 42人、延べ12歳以上17歳以下 2,000万円
	○ 556坪の敷地(2700坪)の管理
	○ 210坪(ヒートアイランド対策)
	○ 1000坪 管理に2000万円
	○ 1000坪 管理に2000万円
	○ 600坪~700坪 (2000坪)の管理
備 考	

延岡市須美江家族旅行村条例

昭和59年7月10日
条例第17号

改正	昭和60年7月19日条例第15号	昭和62年3月30日条例第5号
	平成元年7月1日条例第15号	平成3年6月25日条例第22号
	平成3年9月25日条例第39号	平成4年6月24日条例第24号
	平成6年3月31日条例第5号	平成7年3月29日条例第11号
	平成9年3月31日条例第14号	平成15年3月31日条例第7号
	平成15年6月26日条例第24号	平成16年3月30日条例第20号

(目的及び設置)

第1条 家族ぐるみで楽しめる健全なレクリエーションの場を確保するとともに、森林の持つ保健休養機能を活用した森林とのふれあいの場を提供することにより、もって市民の健康及び福祉の増進を図るため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2の規定に基づき、延岡市須美江家族旅行村(以下「家族旅行村」という。)を延岡市須美江町に設置する。

第2条 削除

(使用許可)

第3条 家族旅行村の施設及び器具を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、家族旅行村の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(使用料)

第4条 別表に掲げる施設及び器具を使用しようとする者は、同表に定める使用料を前納しなければならない。

(使用料の減免)

第4条の2 市長は、家族旅行村の管理上必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第5条 既に納入した使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(行為の制限)

第6条 家族旅行村において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(1) 商行為及びこれに類する行為をすること。

(2) 家族旅行村の共同施設の全部又は一部を独占して使用すること。

2 市長は、前項各号に掲げる行為が家族旅行村の使用及び管理に支障がないと認められる場合に限り、許可を与えることができる。

3 市長は、家族旅行村の管理上必要があると認めるときは、第1項の許可に条件を付することができる。

(使用許可の取消し等)

第7条 市長又は第11条に規定する者(使用許可の取消しを除く。)は、使用許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、又は使用の停止若しくは家族旅行村の施設からの退去を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 使用許可の条件に違反したとき。

(3) 偽りその他不正の手段により使用許可を受けたとき。

(4) 他の利用者に迷惑を及ぼす行為をしたとき。

(5) 家族旅行村の正常な運営を維持するための係員の指示に従わないとき。

2 前項の使用許可の取消し又は使用停止若しくは家族旅行村の施設からの退去により使用者が被った損害については、市長又は第11条に規定する者は、その責めを負わない。

(使用の禁止又は制限)

第8条 市長又は第11条に規定する者は、天災その他の事情により、家族旅行村の使用が危険であると認めるときその他市長又は第11条に規定する者が使用させることを不相当と認めるときは、その使用を禁止し、又は制限することができる。

(使用権の譲渡禁止)

第9条 使用許可を受けた者は、その権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復等)

第10条 家族旅行村を使用する者は、施設又は器具その他の附属設備をき損し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又は市長の認定する損害額を賠償しなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

(管理の委託)

第11条 家族旅行村の管理は、須美江家族旅行村管理協会に委託する。

(委任)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和60年7月19日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和62年3月30日条例第5号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、昭和62年6月1日以後の使用に係る使用料から適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成元年7月1日条例第15号)

(施行期日)

1 この条例は、平成元年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表の規定は、平成元年7月1日以後の使用に係る使用料から適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成3年6月25日条例第22号)

この条例は、平成3年8月1日から施行する。

附 則(平成3年9月25日条例第39号)

(施行期日)

1 この条例は、平成3年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の延岡市須美江家族旅行村条例の規定は、平成3年10月1日以後の使用許可に係る使用料について適用し、同日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成4年6月24日条例第24号)

この条例は、平成4年7月1日から施行する。

附 則(平成6年3月31日条例第5号)

この条例は、平成6年5月1日から施行する。

附 則(平成7年3月29日条例第11号)

この条例は、別に規則で定める日から施行する。(平成7年3月規則第13号で、同7年4月1日から施行)

附 則(平成9年3月31日条例第14号)

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の延岡市須美江家族旅行村条例の規定は、平成9年4月1日以後の使用許可に係る使用料について適用し、同日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成15年3月31日条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年6月26日条例第24号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、平成15年7月1日以後の使用に係る使用料から適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成16年3月30日条例第20号)

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の延岡市須美江家族旅行村条例の規定は、平成16年4月1日以後の使用許可申請に係る使用料について適用し、同日前の使用許可申請に係る使用料については、なお従前の例による。

別表(第4条関係)

1 施設

名称	金額
ケビン使用料	1戸 5人まで 8,400円 5人を超える場合の1人当たりの追加使用料 中学生以上 1,050円 小学生 520円
テント台使用料	1基 310円
オートキャンプ場使用料	1台 3,150円
テニスコート使用料	1面 1時間 520円
テニスコート照明使用料	1面 30分 200円
パターゴルフ場使用料	1人 18ホール 高校生以上 520円 小・中学生 310円
シャワー使用料	1回 3分 冷水シャワー 100円 温水シャワー 200円
水族館入館料	1人 高校生以上 300円 小・中学生 200円 団体割引(20人以上の場合に限る。) 高校生以上 250円 小・中学生 150円
森林レクリエーション施設入園料	1人 高校生以上 300円 小・中学生 200円 団体割引(20人以上の場合に限る。) 高校生以上 250円 小・中学生 150円
森林レクリエーション施設宿泊料	1人 高校生以上 1,570円 小・中学生 1,050円
モノレール使用料	1人 1回 100円
バーベキュー施設	1基 520円

備考 森林レクリエーション施設に宿泊する者については、森林レクリエーション施設入園料は徴収しない。

2 器具

器具使用料については、別に規則で定める。

公の施設のヒヤリング

施設所管課	商業観光課
施設名	三浦港 水産物市場
16年度委託先	三浦港水産物市場 委託
16年度施設管理委託料	なし
委託の内容	市場・館の清掃・管理業務等。
今後の運営方針	
17年度委託予定先	
指定管理者制度への移行時期	
直営で行う場合の理由付け	
備 考	

延岡市共同作業場設置条例

昭和55年3月31日
条例第6号

改正 昭和57年12月27日条例第30号 昭和62年10月1日条例第23号

(設置)

第1条 同和地区住民の生活安定に寄与するため、共同作業場を設置する。

(名称及び所在地)

第2条 共同作業場の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称	所在地
延岡市共同作業場	延岡市北小路3847番地1

(管理運営)

第3条 共同作業場の管理運営は、これを使用する地域住民の便宜を図るため、使用者が組織する団体に委託することができる。

(使用の制限)

第4条 使用者は、共同作業場の使用に当たって次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 共同作業場の設置目的に反する行為
- (2) 共同作業場の建物又は附属設備を破損し、若しくは滅失するおそれのある行為
- (3) 前2号に掲げるもののほか、共同作業場の管理運営上支障がある行為

(委任)

第5条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則(昭和57年12月27日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和62年10月1日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

公の施設のヒヤリング

施設所管課	農村整備課
施設名	東海コシエラーセンター
16年度委託先	
16年度施設管理委託料	100万円
委託の内容	
今後の運営方針	
17年度委託予定先	現状
指定管理者制度への移行時期	H18/9～
直営で行う場合の理由付け	。説明有。
	。H15～ 現状の点検・点検は市で見ている。(不整備迄)
	。H16(2016)にまで見ている。(現状の物はH15に点検済み)
備 考	

延岡市東海コミュニティセンター条例

平成14年3月29日
条例第7号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2の規定に基づき、延岡市東海コミュニティセンター(以下「センター」という。)の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 地域におけるコミュニティ活動の振興を図るため、センターを延岡市大門町799番地に設置する。

(管理の委託)

第3条 市長は、センターの設置の目的を効果的に達成するため、その管理を延岡市東海コミュニティセンター管理運営協議会(以下「管理受託団体」という。)に委託する。

(使用許可)

第4条 センターを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可に条件を付することができる。

(使用の不許可)

第5条 市長は、センターの使用の目的又は態様が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、センターの使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) センターの施設、設備等をき損するおそれがあるとき。
- (3) センターの管理又は運営に支障があると認めるとき。

(利用料金)

第6条 センターの使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用許可の際、施設利用料金を納付(商品の宣伝、販売等営利を目的とする場合又は入場料、会費その他これらに類する費用を徴収する場合に限る。)しなければならない。

2 使用者が冷暖房器具を使用するときは、冷暖房利用料金を納付しなければならない。

3 施設利用料金及び冷暖房利用料金(以下「利用料金」という。)は、別表に定める額以内の額であつて、管理受託団体が市長の承認を得て定めるものとする。

4 利用料金は、管理受託団体の収入とする。

(利用料金の不還付)

第7条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところによりその全部又は一部を還付するものとする。

- (1) 使用者の責めに帰することができない理由により使用することができないとき。
- (2) 使用者が規則で定める日までに使用許可の撤回を申し出た場合において、相当の理由があるとき。

(使用許可の取消し等)

第8条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用許可を取り消し、又は使用の停止を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用許可の条件に違反したとき。
- (3) 第5条各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により使用許可を受けたとき。

2 前項の使用許可の取消し又は使用停止によって使用者が受けた損害については、市はその責めを負わない。

(使用権の譲渡等の禁止)

第9条 使用者は、センターの使用に関する権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

(損害賠償)

第10条 使用者は、その責めに帰すべき理由によりセンターの施設、設備等に損害を与えたときは、その損害額を賠償しなければならない。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、センターの管理及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

別表(第6条関係)

(1時間当たり)		
施設名	施設利用料金	冷暖房利用料金
大会議室1	700円	200円
大会議室2	700円	200円
中会議室	600円	100円
小会議室	500円	100円
和室	500円	100円

備考

- 1 正規の開館時間外にセンターを使用するときの施設利用料金は、5割増しとする。
- 2 使用時間が1時間未満のとき又は使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。

	金 額	單 位



第11条 この条例に定めるもののほか、センターの管理及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

別表(第6条関係)

(1時間当たり)		
施設名	施設利用料金	冷暖房利用料金
大会議室1	700円	200円
大会議室2	700円	200円
中会議室	600円	100円
小会議室	500円	100円
和室	500円	100円

備考

- 1 正規の開館時間外にセンターを使用するときの施設利用料金は、5割増しとする。
- 2 使用時間が1時間未満のとき又は使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。

公の施設のヒヤリング

施設所管課	農村整備課
施設名	農村公園 (7ヶ所)
16年度委託先	
16年度施設管理委託料	
委託の内容	
今後の運営方針	
17年度委託予定先	
指定管理者制度への移行時期	
直営で行う場合の理由付け	
備 考	

管理委託契約書

『中三輪農村公園』の管理運営業務の委託について、委託者 延岡市（以下「甲」という。）と受託者 中三輪区（以下「乙」という。）は、延岡市農村公園条例（平成4年 延岡市条例第13号）第4条の規定に基づき、次の条項によって契約を締結する。

（総則）

第1条 乙は、甲から委託された業務を信義に従い誠実に履行しなければならない。

（委託業務の内容）

第2条 甲が乙に委託する業務の内容は、つぎのとおりとする。

（1）施設の管理運営

（2）施設及び設備の維持保全並びに維持補修

（委託期間）

第3条 業務の委託期間は平成13年7月1日から平成14年6月30日までとする。ただし契約期間満了1ヶ月前までに甲、乙双方いずれからも別段の申し入れがないときは、契約期間を1年間延長するものとし、その後もこの例による。

（委託料）

第4条 委託料は、無料とする。

（承認事項）

第5条 乙は、次に掲げる事項については、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

（1）管理規定の制定及び変更

（2）施設の現状変更

（調査及び報告）

第6条 甲は、必要があると認めるときは業務の実施状況について調査し、又は乙に対して所要の報告若しくは資料の提出を求め、若しくは必要な指示をすることができる。

（権利義務の譲渡の禁止）

第7条 乙は、本契約によって生ずる権利義務をいかなる方法をもってしても、第三者に譲渡してはならない。

（遵守事項）

第8条 乙は、委託業務について、常に善良な管理者としての注意をもってこれを行い、甲の定める条例、規則及び基準等を遵守しなければならない。

（契約の解除）

第9条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

2 乙は、前項の定めによる契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対してその補償を請求できないものとする。

（業務の引継）

第10条 乙は、委託期間満了又は前条第1項の定めによる契約の解除により業務の委託が終了したときは、甲に対し、甲の指示に従って業務を引き継がなければならない。

（その他）

第11条 この、契約に定めのない事項及び契約に関し疑義を生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため本書2通を作成し、双方記名押印して、各自1通を保有するものとする。なお、平成4年4月1日付けで締結した管理委託契約書は破棄する。

平成13年 7月 1日

（甲） 延岡市東本小路2番地1

延岡市長 櫻井哲雄

（乙）

中三輪町区長

新 報 日 本 新 報

新報社 東京市本町三丁目
電話 二二二二
支店 大阪市本町三丁目
電話 二二二二
支店 京都市本町三丁目
電話 二二二二

新報社 東京市本町三丁目
電話 二二二二

新報社 東京市本町三丁目
電話 二二二二

支店 大阪市本町三丁目

支店 京都市本町三丁目
電話 二二二二

支店 東京市本町三丁目
電話 二二二二

支店 東京市本町三丁目
電話 二二二二

支店 東京市本町三丁目
電話 二二二二

支店 東京市本町三丁目
電話 二二二二

支店 東京市本町三丁目
電話 二二二二

支店 東京市本町三丁目
電話 二二二二

支店 東京市本町三丁目
電話 二二二二

支店 東京市本町三丁目
電話 二二二二

延岡市農村公園条例

平成4年3月27日

条例第13号

改正 平成5年3月26日条例第10号 平成8年6月28日条例第18号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2の規定に基づき、延岡市農村公園(以下「公園」という。)の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的及び設置)

第2条 農村地域における住民の憩いの場として、公園を別表のとおり設置する。

(行為の制限及び禁止)

第3条 公園において物品の販売その他営利を目的とする行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公園を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 他人に危険を及ぼすおそれのある行為をすること。

(管理の委託)

第4条 市長は、公園の設置の目的を効果的に達成するため、その管理を別表に定める団体に委託する。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成5年3月26日条例第10号)

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成8年6月28日条例第18号)

この条例は、平成8年8月1日から施行する。

別表(第2条、第4条関係)

名称	位置	管理を委託する団体
中三輪農村公園	延岡市中三輪町2064番地1	中三輪区
松山農村公園	延岡市松山町1110番地	松山区
岡元農村公園	延岡市岡元町198番地2	岡元区
黒仁田農村公園	延岡市小川町5142番地2	黒仁田区
高野農村公園	延岡市高野町716番地1	高野区
佐野農村公園	延岡市佐野町138番地1	佐野区
鹿狩瀬農村公園	延岡市鹿狩瀬町1192番地丁	鹿狩瀬区

公の施設のヒヤリング

施設所管課	農村整備課
施設名	夕日的集会所 (3ヶ所)
16年度委託先	
16年度施設管理委託料	
委託の内容	
今後の運営方針	
17年度委託予定先	
指定管理者制度への移行時期	
直営で行う場合の理由付け	・地元6割、市4割に建設。その後の管理は地元が行う。
備 考	

管理委託契約書

『小峰農業集落多目的集会所』の管理運営業務の委託について、委託者 延岡市（以下「甲」という。）と、受託者 小峰生産組合（以下「乙」という。）は、延岡市農業集落多目的集会所施設条例（平成4年 延岡市条例第12号）第6条の規定に基づき、次の条項によって契約を締結する。

（総則）

第1条 乙は、甲から委託された業務を信義に従い誠実に履行しなければならない。

（委託業務の内容）

第2条 甲が乙に委託する業務の内容は、つぎのとおりとする。

- (1) 施設の管理運営
- (2) 施設及び設備の維持保全並びに維持補修

（委託期間）

第3条 業務の委託期間は平成13年7月1日から平成14年6月30日までとする。ただし契約期間満了1ヶ月前までに甲、乙双方いずれからも別段の申し入れがないときは、契約期間を1年間延長するものとし、その後もこの例による。

（委託料）

第4条 委託料は、無料とする。

（承認事項）

第5条 乙は、次に掲げる事項については、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

- (1) 管理規定の制定及び変更
- (2) 施設の現状変更

（調査及び報告）

第6条 甲は、必要があると認めるときは業務の実施状況について調査し、又は乙に対して所要の報告若しくは資料の提出を求め、若しくは必要な指示をすることができる。

（権利義務の譲渡の禁止）

第7条 乙は、本契約によって生ずる権利義務をいかなる方法をもってしても、第三者に譲渡してはならない。

（遵守事項）

第8条 乙は、委託業務について、常に善良な管理者としての注意をもってこれを行い、甲の定める条例、規則及び基準等を遵守しなければならない。

（契約の解除）

第9条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

2 乙は、前項の定めによる契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対してその補償を請求できないものとする。

（業務の引継）

第10条 乙は、委託期間満了又は前条第1項の定めによる契約の解除により業務の委託が終了したときは、甲に対し、甲の指示に従って業務を引き継がなければならない。

（その他）

第11条 この、契約に定めのない事項及び契約に関し疑義を生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため本書2通を作成し、双方記名押印して、各自1通を保有するものとする。なお、平成4年4月1日付けで締結した管理委託契約書は破棄する。

平成13年 7月 1日

(甲) 延岡市東本小路2番地1

延岡市長

櫻井哲雄

(乙)

小峰生産組合
組合長

延岡市農業集落多目的集会施設条例

平成4年3月27日
条例第12号

改正 平成6年9月30日条例第25号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2の規定に基づき、延岡市農業集落多目的集会施設(以下「施設」という。)の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的及び設置)

第2条 農業経営及び農家における生活の改善合理化を推進するため、施設を別表のとおり設置する。

(使用許可)

第3条 施設を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(使用の不許可)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設の使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 建物又は附属設備をき損するおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、管理又は運営上支障があると認めるとき。

(損害賠償)

第5条 使用許可を受けた者は、施設に損害を与えたときは、市長の認定する損害額を賠償しなければならない。

(管理の委託)

第6条 市長は、施設の設置の目的を効果的に達成するため、その管理を別表に規定する団体に委託する。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成6年9月30日条例第25号)

この条例は、別に規則で定める日から施行する。(平成6年11月規則第22号で、同6年12月1日から施行)

別表(第2条、第6条関係)

名称	位置	管理を委託する団体
小峰農業集落 多目的集会所	延岡市小峰町6958番地1	小峰生産組合
細見農業集落 多目的集会所	延岡市細見町3575番地2	細見生産組合
行滕農業集落 多目的集会所	延岡市行滕町889番地14	行滕生産組合

公の施設のヒヤリング

施設所管課	黒仁田地区営農飲雑用水供給施設
施設名	
16年度委託先	
16年度施設管理委託料	
委託の内容	
今後の運営方針	
17年度委託予定先	
指定管理者制度への移行時期	
直営で行う場合の理由付け	
備 考	

管理委託契約書

延岡市黒仁田営農飲雑用水施設（以下「施設」という。）の管理委託について、委託者（以下「甲」という。）と、受託者 黒仁田地区生産組合（以下「乙」という。）との、間において次の条項により契約を締結する。

（総則）

第1条 乙は、甲から委託された業務を信義に従い誠実に履行しなければならない。

（委託業務の内容）

第2条 甲が乙に委託する業務の内容は、つぎのとおりとする。

- (1) 施設の管理運営
- (2) 施設及び設備の維持保全並びに維持補修

（委託期間）

第3条 業務の委託期間は平成13年7月1日から平成14年6月30日までとする。ただし契約期間満了1ヶ月前までに甲、乙双方いずれからも別段の申し入れがないときは、契約期間を1年間延長するものとし、その後もこの例による。

（委託料）

第4条 委託料は、無料とする。

（承認事項）

第5条 乙は、次に掲げる事項については、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

- (1) 管理規定の制定及び変更
- (2) 施設の現状変更

（調査及び報告）

第6条 甲は、必要があると認めるときは業務の実施状況について調査し、乙に対して所要の報告、若しくは資料の提出を求め、必要な指示をすることができる。

（権利義務の譲渡の禁止）

第7条 乙は、本契約によって生ずる権利義務をいかなる方法をもってしても、第三者に譲渡してはならない。

（遵守事項）

第8条 乙は、委託業務について、常に善良な管理者としての注意をもってこれを行い、甲の定める条例、規則及び基準等を遵守しなければならない。

（契約の解除）

第9条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

2 乙は、前項の定めによる契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対してその補償を請求できないものとする。

（業務の引継）

第10条 乙は、委託期間が満了し、又は前条第1項の定めにより契約を解除され委託が終了したときは、甲の指示に従って業務を引き継がなければならない。

（その他）

第11条 この、契約に定めのない事項及び契約に関し疑義を生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため本書2通を作成し、双方記名押印して、各自1通を保有するものとする。なお、平成 5年 3月31日付けで締結した管理委託契約書は破棄する。

平成13年 7月 1日

(甲) 延岡市東本小路2番地1

延岡市長 櫻井哲雄

(乙)

黒仁田地区生産組合
組 合 長

黒仁田地区飲雑用水施設概要

1 施設の概要

事業名	農村基盤総合整備事業		
名称名	黒仁田地区飲雑用水施設		
所在地	延岡市小川町5177番地の4		
給水人口	人口80人(21戸)		
平均給水量	345ℓ/1人/日		
最大給水量	484ℓ/1人/日		
平均給水量	27.63m ³ /1日		
最大給水量	38.72m ³ /1日		
配水池容量	40m ³ (内法	縦 5.0×	横 4.0×
			深 2.0
			材質 ステンレス戸)
水源	谷川(細見川右岸側)		
事業年度	平成3年度～平成4年度		

2 総事業費並びに負担割合

区分	県支出金	起債	一般財源	合計
H3年度	37,120	2,900	18,560	58,580
H3年度	0	0	5,400	5,400
合計	37,120	2,900	23,960	63,980

☆ 家畜の飼育、園芸作物等の栽培、育苗、農作物の洗浄等を主体とする施設で全給水量の内、
 の内、飲料水の占める割合が50%以下とし適切な水質を確保する。

H16.9.22, 農村整備課: 高橋一朗君に聴取.

・ 地元の要望で設置.

・ 委託料は無く、電気代・薬代等は、地元負担.

・ 水道利用料(分相金)の徴収は、まだ行っていないか?

・ 分相金は、どこに行っているのか?

延岡市営農飲雑用水供給施設条例

平成4年12月25日
条例第39号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2の規定に基づき、営農飲雑用水供給施設の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 農村地域における営農に必要な飲雑用水を供給し、あわせて衛生的かつ近代的な農村生活の合理化を推進するため、延岡市黒仁田地区営農飲雑用水供給施設(以下「施設」という。)を延岡市小川町に設置する。

(準用)

第3条 延岡市水道事業給水条例(昭和34年条例第28号)第5条、第6条(ただし書を除く。)、第7条第1項及び第2項、第13条、第14条、第15条、第18条第2項、第20条(第6号を除く。)、第22条、第33条、第34条、第35条(第1号及び第2号を除く。)、第36条並びに第37条(第2号及び第3号を除く。)の規定は、施設の管理について準用する。この場合において、同条例第7条第1項中「市長又は市長の指定する者」とあるのは「市長の指定する者」と、同条例第15条、第20条、第33条及び第36条中「水道」とあるのは「施設」と、同条例第20条、第22条、第33条及び第35条中「水道使用者等」とあるのは「施設使用者」と読み替えるものとする。

(委託)

第4条 市長は、施設の設置の目的を効果的に達成するため、その管理を黒仁田地区生産組合に委託する。

(委任)

第5条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、別に規則で定める日から施行する。(平成5年3月規則第2号で、同5年4月1日から施行)

公の施設のヒヤリング

施設所管課	資源対策課
施設名	延岡リサイクルプラザ「ゲン丸食館」
16年度委託先	有限会社 延岡リサイクルプラザ「ゲン丸食館」
16年度施設管理委託料	22480円
委託の内容	・ 資源ゴミの中間分別処理施設
今後の運営方針	
17年度委託予定先	
指定管理者制度への移行時期	
直営で行う場合の理由付け	リサイクル協会の組合 (42人)
	3名(男性) パートの女性1
備 考	資源の中間分別 ^{処理} 施設 (ゴミ・カ)
	・ ゴミは逆有償
	・ 糸・古紙

資源対策課

都市計画課	佐藤光春	1	知っている		知らない		出席した	1	出席していない
	黒木紀行		知っている	1	知らない		出席した	1	出席していない
建築住宅課			知っている		知らない		出席した		出席していない
下水道課	後藤博文	1	知っている		知らない		出席した	1	出席していない
	片岡紀元	1	知っている		知らない		出席した	1	出席していない
	友井祐史	1	知っている		知らない	1	出席した		出席していない
水道局			知っている		知らない		出席した		出席していない
教委総務課	伊奈弘行	1	知っている		知らない		出席した	1	出席していない
社会教育課	甲斐政二	1	知っている		知らない		出席した	1	出席していない
	前山昌俊	1	知っている		知らない	1	出席した		出席していない
カルチャープラザ	太田素一	1	知っている		知らない	1	出席した		出席していない
保健体育課	石田道明	1	知っている		知らない		出席した	1	出席していない
	寺田博行	1	知っている		知らない	1	出席した		出席していない
文化課	黒木育朗	1	知っている		知らない		出席した	1	出席していない
監査事務局	下玉利昌代	1	知っている		知らない	1	出席した		出席していない
	中谷明美	1	知っている		知らない	1	出席した		出席していない
	熊原幹夫	1	知っている		知らない		出席した	1	出席していない
			知っている		知らない		出席した		出席していない
			知っている		知らない		出席した		出席していない
			知っている		知らない		出席した		出席していない
計(人)		26	知っている	7	知らない	14	出席した	19	出席していない
割合(%)		79	知っている	21	知らない	42	出席した	58	出席していない
割合(比)		8	知っている	2	知らない	4	出席した	6	出席していない

「指定管理者制度」説明会出席者名簿 (16.10.1.)

課所名	出席者名	指定管理者制度を知っていますか？			16年1月6日、総務課の説明会に出席した。				
企画課	佐藤欣司	1	知っている		知らない		出席した	1	出席していない
男女共同参画推進室	中島満治	1	知っている		知らない	1	出席した		出席していない
総務課	日高孝則	1	知っている		知らない	1	出席した		出席していない
職員課	高浜公善	1	知っている		知らない	1	出席した		出席していない
	織田豊市	1	知っている		知らない	1	出席した		出席していない
市民課	吉岡真司		知っている	1	知らない		出席した	1	出席していない
	山崎樹里		知っている	1	知らない		出席した	1	出席していない
生活環境課			知っている		知らない		出席した		出席していない
クリーンセンター			知っている		知らない		出席した		出席していない
高齢者対策課	池田勝彦	1	知っている		知らない	1	出席した		出席していない
児童家庭課	中須恒孝	1	知っている		知らない	1	出席した		出席していない
	山本雅浩	1	知っている		知らない		出席した	1	出席していない
健康管理課	中井雄一	1	知っている		知らない	1	出席した		出席していない
農林課	河野裕一		知っている	1	知らない		出席した	1	出席していない
	権藤俊英		知っている	1	知らない		出席した	1	出席していない
	安田優子		知っている	1	知らない		出席した	1	出席していない
農村整備課	山田敏男	1	知っている		知らない	1	出席した		出席していない
	高橋一郎	1	知っている		知らない		出席した	1	出席していない
水産課	山崎宏		知っている	1	知らない		出席した	1	出席していない
商業観光課	斎藤宗男	1	知っている		知らない		出席した	1	出席していない